

POLICY AND LEGISLATION

政策資料

■卷頭言

政治とは何か

大畠章宏

■特 集

I 1995年度税制改正大綱

II — 95年度予算編成 —

省庁別予算案成果のポイントと課題

2

日本社会党政策審議会

1995 NO.341

社会新報 ブックレット

各600円(税込)
A5判64頁

森下紀彦ほか

AIDSと闘うための18の方法

ブックレットメンバー
1口1万円。(2冊1000円分
と送料が無料になります)

日本社会党機関紙局

東京都千代田区永田町1-8-1
TEL 03(3592)7515 FAX 03(3581)3528

A5判64頁

社会新報ブックレット

各600円(税込)

90分で読む。

視覚障害者教育審議会設置法案をめざして

堀利和 参議院議員

なかよく ケンカしな

横浜での国際会議を終えてエイズ
患者の人権の擁護と闘い方を提示
森下紀彦ほか
AIDSと
闘うための18の方法

■既刊・好評発売中■

◆まーかいかがウチナーー上原康助・照屋林賢・大田昌秀◆お坊さんも外国人労働者も一小畠精武ほか◆環境保全型農業へ一辻和彦・唯是康彦ほか◆あたりまえだよ男の子育て一鈴木政俊・圭子◆環日本海の将来一環日本海フォーラム◆転換を迫られる北方四島への視点一金丸知好◆写真紀行・ウェットランド一島田興生(カラー、700円)◆カンボジアPKO体験記一柳原滋雄◆社会党あるい社会党的なるものの行方一吉本隆明◆政策提案型市民運動のすすめ一須田春海◆会社本位主義を変える一奥村宏・鷲尾悦也◆いま、社会民主主義を選ぶ一熊沢誠◆二風谷にアイヌとして生きる一雪野茂◆リゴベルタ・メンチュー一上野清士◆夫婦別姓一福島瑞穂・千葉景子◆アメリカのNPO制度一岡部一明◆ミッテランとロカルー一成沢宗男◆連立時代の社会党の選択一高野孟・安東仁兵衛◆知事が語るニッポン分権一横路孝弘・橋本大二郎◆政権への挑戦一社会党「93年宣言」作成委・筒井信隆◆これまでの社会民主主義・これから社会民主主義一住沢博紀◆金竹小の金と権力一伊藤博敏◆創憲一山花貞夫・山口二郎・高木郁朗

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い!

入会 金●1口1万円。(ブックレット冊22冊送付します。2冊分と送料が無料になります。)
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。
入会申し込み書をお送りします。郵便振替(東京4-3203)での申し込みも可。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

政治の目的とは一体何か、政党とは、政治家とは何か、今、改めて国民から強く問われています。

日本の社会も、敗戦後五十年を経る今日、経済的にも社会的にも一変しました。敗戦後の混乱期から比べると道路も町並みも食べ物も人々の服装も大変立派になりました。世界情勢も大きく変わりました。

件、ペットの販売にからむ奇妙な殺人事件など、これまでの日本の民俗文化、伝統、社会常識からは想像もできないような事件がおこりました。これからの日本は、一体どのような国になるのか、想像することに不安を感じます。なぜ、このような痛ましい事件が起きたのか、社会問題として国民みんな

「鬼畜米英」を合言葉に国民が竹槍で日本を守ろうと行動したなどの事実を日本人はこのままわざりしまっていいのでしょうか。先の大戦の貴重な歴史的経験を活かし、二度とあのような悲惨な戦争を繰り返さないための努力と行動が必要です。また、飢餓で苦しむ子供たちの映像や世界各地の戦争

「鬼畜米英」を合言葉に国民が竹槍で日本を守ろうと行動したなどの事実を日本人はこのままわざりしまっていいのでしょうか。先

の課題とそれに対する方針を明確に国民に示すべきです。

アメリカ型社会を目指すのか、西欧式社会を目指すのか、それともアジア哲学を基本とした新しい

理想社会を目指すのか、国内の教育、福祉政策や資源エネルギー政策、さらに今後の日本の国際協力や外交戦略、それに基づく経済戦略や防衛計画など、世界の国々と協力、協調しながら、世界平和を維持する努力をするとともに、これからも平和で安心して暮らせる日本社会をめざす方向を明確に示し、現在の政治に失望している多くの国民の期待に応えると同時に、大きく変貌している世界の政治・経済の変革に的確に対応できる日本での政治状況を築く事が必要です。

卷頭言

政治とはなにか

大畠 章宏
政策審議会副会長

た。毎日、毎日、瞬時に国内外のさまざまな情報、すなわち、経済、教育、福祉、戦争、飢餓、民族紛争などの情報が入り乱れて、家庭に、社会に溢れています。実際、日本の社会は便利に、そして豊かになったと感じます。しかし、その一方で、中学生のいじめが原因の自殺や、つくばの母子殺人事

が真剣に考えなければならない重大な問題です。

さらに、今年は敗戦後五十年の記念すべき年であります。五十年前には、沖縄、広島、長崎をはじめとした想像を絶する悲惨な戦争犠牲者を出しながら、日本人やアジアの方々など約三〇〇万人が戦争の犠牲となりました。特に、

で苦しむ市民の映像、さらに、先進諸国の経済発展のための環境破壊が進行している開発途上国の実情が家庭に飛び込んできます。現

実問題として繰り返されているこれらの中の災害や戦争に対し、私たち日本人はどうのような行動をすべきか。現在の政治は、重

（おおはたあきひろ・衆議院議員）

月刊『政策資料』

No.341号

1995年2月号

特集 I 一九九五年度税制改正大綱

特集 II 一九九五年度予算編成―省庁別予算案成果のポイントと課題

資料

特殊法人改革について

党行政改革プロジェクト

「（仮称）政府関係法人の組織及び運営に関する法律案」の要点

地方分権についての申入れ

地方分権の推進についての基本的考え方（案）

地方分権推進についての政策的課題についての確認

地方分権の推進――経過と当面のまとめ

「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の見直し

――新ゴールドプランの内容――

※今月は、原稿の関係で横組みとし、従来の最終ページがわを頭に組みました。

与党地方分権プロジェクト

〃 〃 〃

月刊「政策資料」号外

第127・8・9回国会〔1994年度版〕

国会報告

連立の時代と社会党

政策担当者・地域活動家・研究者必携！ 好評頒布中

A4判270頁・軽装 頒布価950円（10部以上割引有り）

連立時代の幕開けとそれを象徴する国会報告・1994年版をお届けする。

本書の収録範囲は、宮沢内閣不信任案可決・総選挙後の細川連立政権が誕生した第127特別国会(93年8月5日～同28日)、様々な経過を経て政治改革関連4法案が成立した第128臨時国会(93年9月17日～94年1月29日)、予算案審議の半ばでの細川内閣総辞職、村山首班指名という史上初の1国会・総理3人が誕生した第129通常国会(94年1月31日～6月29日)、以上の3つの国会である。

政治改革4法、ガット・ウルグアイラウンド、税制問題、そして連立政権下における各党調整、首班指名など、この一連の国会には連立政治が凝縮されている。社会党はこの連立政権下をパーカーフェクトで乗り切ってきたとはいえない。しかし、国民が求める改革をめざし、たゆまぬ努力を重ねてきた足跡がにじんでいると考える。（「序にかえて」より）

編集・発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館

電話 03-3581-5111 内線3880~4 FAX 03-3580-8068

95年度税制改正大綱

1994.12月

自由民主党・日本社会党・新党さきがけ

もくじ

第一 基本的考え方	2
第二 平成7年度税制改正の具体的な内容	5
I 経済改革の推進、元気の出る経済社会をつくるための環境の整備	5
一 当面の景気への配慮	
二 産業の体质改善	
II 生活者の立場に立って、ゆとりと豊かさの実感できる国民生活の実現	11
一 生活者にやさしい施策	
二 社会資本の整備	
III 21世紀の少子・高齢社会を展望し、安心して暮らせるような環境づくり	17
IV 公平・公正の重視、税制に対する国民の信頼性の確保	18
一 国税関係	
二 地方税関係　-　地方分権推進の観点からの地方税の充実・適正化	
V その他社会経済情勢への変化への対応	25
一 國際交流の拡大への対応	
二 その他	
第三 検討事項	26
住宅取得促進税制、生・損保控除、老人マル優等、地価税、有価証券取引税、公益法人課税、引当金、法人課税、個人住民税均等割、事業税（社会保険診療報酬課税）、固定資産税及び事業所税の非課税等特別措置	

第一 基本的考え方

1. 自由民主党、日本社会党、新党さきがけの3党は、去る9月22日、税制改革案をとりまとめた「税制改革大綱」を決定し、その後これを受けた税制改革関連4法案が11月25日に成立した。

今次税制改革は、今後の少子・高齢社会を展望しつつ、安心と活力ある豊かな福祉社会を支えうる新たな税体系の構築を目指し、所得・資産・消費の間の課税のバランスを確保する観点から、個人所得課税の負担軽減、現行消費税の抜本的改革、消費税率の引上げ、地方消費税の創設等を内容としたものである。このような税制改革が実現したことは、三党連立政権が問題解決に向けて可能な限りの努力を行った成果といえよう。

しかしながら、「税制改革大綱」でも明らかにしたように、税制改革は今回だけで完結するものではない。行財政改革の着実な推進や、福祉ビジョンの策定に引き続き取り組むとともに、税制面では、国際化、高齢化などの社会経済情勢の動向に的確に対応する一方、資産課税の充実、租税特別措置等の抜本的な整理合理化といった、公平・公正な税制の確立に向け積極的に取り組まなくてはならない。また、地方分権の推進が内政の最重要課題となる中で、地方税源の拡充にも十分な配慮が必要である。

さらに、平成6年度末には国の公債残高に地方債等の残高を加えれば300兆円を超える見込みであるなど、極めて危機的な財政事情にも十分配慮すべきことは言うまでもない。

平成7年度税制改正作業は、このような経過と認識の下で行われた。とりわけ、税制改革直後の改正作業であるだけに、われわれの姿勢を見守る国民の、厳しくも期待をこめた視線を強く意識しつつ、税制に対する信頼性をより確かなものにする観点から、幅広く精力的な検討を行った。

2. 現下の重要な諸課題について、われわれが平成7年度税制改正に取り組む基本的視点を端的に述べれば、「税制のリストラ — 公正で効率的な社会をつくる税制」ということになる。それは、惰性や既得権への安住を極力排し、費用対効果を見極めながら公正でメリハリの効いた税制の構築に向けて大胆にリストラを進めようというものである。

こうした基本的視点の下、平成7年度税制改正では、

- ① 経済改革を推進し、元気の出る経済社会をつくるための環境整備を図ること（当面の景気への配慮、産業の体質改善など）
- ② 生活者の立場にたって、ゆとりと豊かさを実感できる質の高い国民生活を実現すること（生活者にやさしい施策、社会資本の整備など）
- ③ 21世紀の少子・高齢社会を展望し、安心して暮らせるような環境をつくること（高齢者、障害者等への配慮など）

などを特に念頭に置き、厳しい財政事情の下で成しうる最大限の税制措置を講じたところである。

3．また、税制に対する国民の信頼性を確保する観点から、今次税制改革の一環として、消費税率の「見直し規定」の趣旨等を踏まえ、租税特別措置及び非課税等特別措置の抜本的な整理合理化に取り組んだ。具体的には、与党税制改革プロジェクトチームにおいて、「租税特別措置及び非課税等特別措置の平成7年度改正についての基本方針」をとりまとめ、これを指針として幅広く再点検作業を行い、思い切った見直しに取り組んだところであるが、今後とも引き続き、徹底した整理合理化を進めていくべきものと考える。

その際、土地・住宅税制、生命保険料控除・損害保険料控除、非課税貯蓄制度、有価証券取引税といった、広い意味での資産に対する課税のあり方の問題が焦点の一つとなった。これは、「税制改革大綱」においても今後の課題とされた点でもあり、最近の社会経済情勢の変化を念頭に置きながら様々な角度から検討を行った。上記諸課題のうち、土地譲渡益課税については所要の見直しを行った。その他の諸項目については、引き続き幅広く検討していく必要がある。

改正の具体的な内容は、以下に示すとおりである。



(参考)

租税特別措置及び非課税等特別措置の 平成7年度改正についての基本方針

平成6年1月
与党税制改革プロジェクトチーム

1 基本的考え方

「租税特別措置及び非課税等特別措置については、特定の政策目的を実現するための措置であるが、税負担の公平等の基本理念に鑑み、公正・公平推進のため、例外項目をつくることなく、たえずその政策目的、効果等を十分洗い直し、抜本的な整理合理化を図る。」〔与党税制改革大綱(平6.9.22)〕との基本的考え方従い、平成7年度改正を今次改革の一環とも位置づけ、下記方針に基づき、整理合理化を進める。

2 具体的な整理合理化方針

- (1)各措置に関し、その目的が現下の喫緊の政策課題に資するものであるか、政策目的達成のために効果的な措置であるか、そもそも政策手段として税制が適当か、利用実態が特定の者に偏っていないか、利用が低調となっていないか、創設後長期間にわたっていないか等について十分吟味を行い、廃止を含めた検討を行う。
- (2)検討の結果、存続される措置に関しても、その助成度合いについて、縮減を含めた見直しを行う。
- (3)社会経済構造の変化に対応するため新たな措置を講ずる場合、既存の租税特別措置の抜本的な見直しを前提とする。
- (4)その他租税特別措置及び非課税等特別措置に係る課税の適正化を図るために所要の措置を講ずる。

第二 平成7年度税制改正の具体的内容

I 経済改革の推進、元気の出る経済社会をつくるための環境の整備

一 当面の景気への配慮

長期化したバブル崩壊後の景気低迷から脱却し、回復基調にあるその足取りを一層確かなものとするために、次の措置を講ずる。

1 土地等に係る長期譲渡所得課税の見直し

(1) 土地の譲渡益課税の基本的枠組みの中で、個人の長期譲渡所得課税制度について、次のように改める。

① 特別控除後の譲渡益	4,000万円以下の部分	32.5%（所得税25%、住民税 7.5%）
② 特別控除後の譲渡益	4,000万円超の部分（現行どおり）	39%（所得税30%、住民税 9%）

（注）上記の改正は、平成7年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

(2) 土地の切り売りを防止する観点から、その個人が、前年に長期譲渡所得を有する者である場合には、当該長期譲渡所得を当年の長期譲渡所得に加算した金額により、上記(1)の方法による税額計算を行い、その算出税額から前年の長期譲渡所得に係る税額を控除した残額をもって、当年の長期譲渡所得に係る税額とする。

(3) 上記見直し後の長期譲渡所得課税制度は、長期・安定的なものとして位置づける。

2 住宅取得促進税制について、所要の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

3 特定の事業用資産の買換え・交換の場合の課税の特例制度について、長期所有土地等から減価償却資産への一定の買換えに係る課税繰延割合を60%に引き下げた上、その適用期限を1年延長する。

4 商工組合中央金庫等の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

二 産業の体质改善

経済の構造変化に対応して、国際競争力を維持しつつ、雇用の確保を図れるような我が国産業の体质改善等に資するために、次の措置を講ずる。

（商工業等）

(1) 国税

1 事業革新円滑化法（仮称）の制定に伴い、次の措置を講ずる。

(1) 同法の特定事業者について、増加試験研究費等の税額控除制度の比較試験研究費を平成7年1月1日を含む事業年度の直前の事業年度以後の最高額とし、一定の要件の下に、増加額の10%相当額の税額控除を認める。

(2) 同法の事業革新計画の認定を受けた特定事業者が取得する一定の機械その他の減価償却

- 資産について、25%の特別償却を認める。
- (3) 同法の特定事業者が行う長期所有土地等から減価償却資産への一定の買換えについて、課税繰延割合を80%とする圧縮記帳を認める。
- (4) 同法の規定に基づく法人の設立等に伴う現物出資等に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置を創設する。
- 2 創造的中小企業振興法（仮称）の制定に伴い、次の措置を講ずる。
- (1) 次の中小企業者が一定の期間内に取得する製造用の機械装置について、一定の要件の下に、30%の特別償却又は7%の税額控除（当期の税額の20%相当額を限度とする）を認める。なお、リース資産については、ユーザーに対し、上記の措置に準じた措置を講ずる。
- ① 直前の事業年度における試験研究費の総収入金額に対する割合が一定割合以上のもの
- ② 同法の特定事業者に該当する法人で設立後5年以内のもの
- ③ 同法の事業開拓計画の認定を受けたもの
- (2) 同法の事業開拓計画の認定を受けた中小企業者の当該計画の認定の日を含む事業年度から設立後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた欠損金について、7年間の繰越しを認める。
- (3) 同法の事業開拓計画の認定を受けた組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却を認め、増加試験研究費等の税額控除の対象に加えるとともに、組合等が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める。
- (4) 中小企業事業団から資金の貸付けを受けて行う同法の規定に基づく施設集団化事業を特定の事業用資産の買換え・交換の場合の課税の特例制度の対象に追加する。
- (5) 中小企業事業団から資金の貸付けを受けて行う同法の規定に基づく施設集団化事業のために土地等が買い取られる場合を特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除の対象に追加する。
- (6) 中小企業事業団から資金の貸付けを受けて行う同法の規定に基づく施設集団化事業により事業協同組合等が取得した土地等に係る地価税を非課税とする。
- 3 特定通信・放送開発事業実施円滑化法に規定する通信・放送新規事業に係る実施計画の認定を受けた中小企業者等の当該実施計画の認定の日を含む事業年度から設立後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた欠損金について、7年間の繰越しを認める。
- 4 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の承認中小企業者等が行う長期所有土地等から減価償却資産への一定の買換えについて、課税繰延割合を80%とする圧縮記帳を認める。
- 5 増加試験研究費等の税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に、大学等との一定の共同試験研究費を追加するほか、所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- 6 中小企業新技術体化投資促進税制について、対象設備の見直しを行うほか、対象業種の範囲に内航船舶貸渡業を追加する。
- 7 中小企業等基盤強化税制について、所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- 8 船舶の特別償却制度について、内航近代化船について16%の特別償却を認めるとともに、外航近代化船及び二重構造化タンカーの範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長

する。

- 9 商業施設等の特別償却制度について、中小小売商業振興法に規定する小売商業連鎖化事業に係る中小企業者等の要件を緩和した上、その適用期限を2年（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法に規定する特定商業集積に係るものについては平成8年5月29日まで）延長する。
- 10 中小企業者等の機械の特別償却制度について、縮減の上、その適用期限を2年延長する。
- 11 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度の適用期限を3年延長する。
- 12 航空機の特別償却制度の適用期限を2年延長する。
- 13 中小企業構造改善計画に係る機械等の割増償却制度の適用期限を2年延長する。
- 14 繊維産業構造改善事業計画等に係る機械等の割増償却制度の適用期限を2年延長する。
- 15 鉱業用坑道等の特別償却制度の適用期限を2年延長する。
- 16 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度の適用期限を2年延長する。
- 17 電子計算機買戻損失準備金制度の適用期限を2年延長する。
- 18 プログラム等準備金制度について、縮減の上、その適用期限を2年延長する。
- 19 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例制度の適用期限を2年延長する。

(イ) 地方税

- 1 事業革新円滑化法（仮称）の制定に伴い、事業革新円滑化のための営業譲渡に伴って譲渡される不動産に係る不動産取得税について税額の6分の1を減額する特例措置を創設する。
(法改正時に処理する事項)
- 2 創造的中小企業振興法（仮称）の制定に伴い、次の措置を講ずる。（法改正時に処理する事項）
 - (1) 同法の「事業開拓計画（仮称）」の認定を受けた組合が実施する技術開発等の施設の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を創設する。
 - (2) 同法の「事業開拓計画（仮称）」の認定を受けた組合が実施する技術開発等の用に供する施設に係る事業所税の特例措置を創設する。
 - (3) 中小企業事業団から資金の貸付け等を受けて取得する中小企業構造の高度化のための共同利用施設等に係る不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の非課税措置等の適用対象となる共同利用施設等に創造的中小企業振興法（仮称）に規定する「事業開拓計画（仮称）」に基づき行う施設集団化事業の用に供する共同利用施設等を追加する。
- 3 中小企業事業団から資金の貸付け等を受けて取得する中小企業構造の高度化のための共同利用施設等に係る不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の非課税措置等の適用対象となる小売商業連鎖化事業の用に供する共同利用施設等に係る中小企業者等の要件の緩和等を行う。（法改正時に処理する事項）
- 4 中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画に基づき設置された共同施設の用に供する土地等に係る特別土地保有税及び事業所税の非課税措置について、対象となる小売商業連鎖化事業に係る加盟者数等の要件を緩和する。（法改正時に処理する事項）
- 5 基盤技術開発研究用資産に係る法人住民税の特例措置について、所要の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
- 6 中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置の適用期限を2年延長する。

- 7 公益法人が中小企業事業団から資金の貸付けを受けて設置する地域伝統的産業基盤整備センターの事業の用に供する資産等に係る次に掲げる軽減措置の適用期限を2年延長する。
 - (1) 家屋に係る不動産取得税の軽減措置（都道府県において自主的に処理する事項）
 - (2) 中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の軽減措置（市町村において自主的に処理する事項）
- 8 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象設備を縮減したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 9 産炭地域振興臨時措置法に規定する産炭地域において新增設された工場用の建物等の敷地の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- 10 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する基盤施設事業等の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- 11 中小企業流通業務効率化促進法の規定による認定を受けた組合等が取得する流通業務効率化事業の用に供する自動車に係る自動車取得税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。（都道府県において自主的に処理する事項）

（農林水産業等）

(ア) 国税

- 1 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農用地区域内にある農地等が同法の買取り協議に基づき農地保有合理化法人に買い取られる場合には、その譲渡所得について1,500万円の特別控除を認める特例措置を講ずる。
- 2 農地等についての贈与税の納税猶予の特例について、農業経営の近代化等に資するための所要の措置を講ずるとともに、改正前に贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている者が、改正後3年間に特例適用農地のすべてを農業生産法人に使用貸借する等の一定の要件に該当する場合には、贈与税の納税猶予の継続を認める。
- 3 農業協同組合合併助成法の一部改正に伴い、次の措置を講ずる。
 - (1) 被合併組合の清算所得を合併組合が引き継いで特別勘定として経理した場合に当該特別勘定の計上額を法人税の清算所得から控除する。
 - (2) 被合併組合から引き継いだ繰越欠損金の控除を認める。
 - (3) 合併後5年間に限り、利益積立金額が出資総額の4分の1に達するまで32%の留保所得控除を認める。
 - (4) 合併に伴う土地等の評価について、土地の譲渡等がある場合の法人税の特別税率制度の適用対象から除外する。
 - (5) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度の対象に、合併に係る組合の固定化債権償却助成、固定化債権買取り等農協の合併を支援する業務に係る基金に対する負担金を追加する。
 - (6) 合併によるみなし配当について源泉徴収を不適用とする。
 - (7) 合併により存続する農業協同組合に対する地価税の基礎控除の金額の特例措置を認める。
 - (8) 合併により取得した不動産の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率を軽減する。
- 4 産業構造転換用設備等の特別償却制度について、特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定農産加工業者に係る適用期限を2年延長する。

- 5 機器廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例制度について、特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定農産加工業者に係る適用期限を2年延長する。
- 6 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度の対象に、新規就農促進法（仮称）の規定に基づき設立された青年農業者育成センター（仮称）が新規就農者のための情報提供、相談、その他の就農支援を行うために造成する基金に対する負担金を追加する。
- 7 農業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、縮減の上、その適用期限を2年延長する。
- 8 特定農産加工業経営改善臨時措置法の適用対象に追加される米加工品製造業、麦加工品製造業、こんにゃく粉製造業、乳製品製造業及び豚肉調製品製造業について、従前の対象業種について講じられていた特例措置の適用を認める。
- 9 農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却制度の適用期限を2年延長する。
- 10 農用地利用集積準備金制度の適用期限を2年延長する。
- 11 蕎糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正に伴い、蚕糸砂糖類価格安定事業団が行う輸入生糸の買入れ・売戻し業務を公益法人等の収益事業の範囲から除外する。
- 12 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を5年延長する。
- 13 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正に伴い、畜産振興事業団が行う輸入指定乳製品の買入れ・売戻し業務を公益法人等の収益事業の範囲から除外する。
- 14 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告に係る協議等により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。
- 15 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。
- 16 農地等の贈与による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- 17 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林地所有権移転等促進事業により農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。
- 18 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を2年延長する。
- 19 植林費の損金算入の特例制度の適用期限を2年延長する。
- 20 計画造林準備金制度の適用期限を2年延長する。
- 21 入会林野整備等に係る土地等の現物出資による所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。
- 22 中小漁業構造改善計画に係る漁船の割増償却制度の適用期限を2年延長する。
- 23 農林漁業金融公庫等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。
- 24 農業信用基金協会等の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

(イ) 地方税

- 1 特定農産加工業経営改善臨時措置法に係る次に掲げる税制上の措置を講ずる。

- (1) 同法に規定する事業提携計画による営業譲渡によって取得する不動産に係る不動産取得税の税額の減額措置並びに経営改善計画等に従って実施する事業に係る特別土地保有税及び事業所税の非課税措置等の対象に、米加工品製造業、麦加工品製造業、こんにゃく粉製造業、乳製品製造業及び豚肉調整品製造業等を追加する。（法改正時に処理する事項）
- (2) 経営改善計画等に従って個人の事業者が行う事業の用に供する一定の施設に対する資産割及び従業者割並びに新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。
- 2 生物系特定産業技術研究推進機構法の改正に伴い、生物系特定産業技術研究推進機構の業務用の固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、革新的農業技術緊急開発事業（仮称）の用に供する機械及び装置を追加する。（法改正時に処理する事項）
- 3 農事組合法人等が取得した共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象設備の範囲に中山間地域新部門導入資金（仮称）等の貸付けを受けて取得する機械及び装置を追加する。（法改正時に処理する事項）
- 4 農業協同組合合併助成法の一部改正に伴い、被合併組合の清算所得を合併組合が特別勘定により経理した場合に当該経理した額を課税標準から控除する事業税の特例措置を講ずる。（法改正時に処理する事項）
- 5 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が適用対象農地等のすべてを農業生産法人に使用貸借する等の一定の要件に該当し、贈与税の納税猶予の継続を認められるときは、不動産取得税の徴収猶予を継続する特例措置を講ずる。
- 6 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 7 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に係る次に掲げる税制上の措置を講ずる。
- (1) 同法の規定による公告があった所有権移転等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (2) 農林業等活性化基盤施設の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- 8 日本たばこ産業株式会社の助成を受けてたばこ耕作組合等が取得する葉たばこの生産のため共同利用に供される施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、所要の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
- 9 入会林野整備等により取得する土地に係る不動産取得税の税額の減額措置について、所要の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
- 10 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業又は中山間地域事業によって取得する土地に係る不動産取得税の納税義務の免除措置について、その徴収猶予期間の特例措置の適用期限を3年延長する。
- 11 食品流通構造改善促進法に基づく食品商業集積施設に対する新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

（その他）

- 1 日経 300株価指数連動型投資信託（仮称）について、その受益証券の譲渡による所得を株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象にする等所要の措置を講ずる。
- 2 懸賞金付き定期預金の懸賞金品等について、次の措置を講ずる。
 - (1) いわゆる懸賞金付き定期預金等の懸賞金品については、利子に係る課税と同様に、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉分離課税の対象とする。
 - (2) 懸賞金付き定期預金等とは、その抽せん権が預入等に伴い与えられるものであり、かつ、懸賞金品は一定期間預入等を継続するものである場合に支払われるものである等の要件を満たすものをいう。
 - (3) なお、割増金付き定額郵便貯金の割増金品についても同様の扱いとする。
- 3 株式分割等に係る株券の印紙税の非課税措置について、対象となる株式分割の範囲を1株を1.5株以上（現行1株を2株以上）に分割するものとした上、その適用期限を2年延長する。
- 4 外国銀行の受け取る貸付金の利子に係る源泉徴収の免除の手続きを簡素化する。
- 5 民間国外債の利子及び発行差金の非課税制度の適用期限を2年延長する。
- 6 コマーシャル・ペーパー等に係る有価証券取引税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- 7 金融先物取引に係る取引所税の特例の適用期限を2年延長する。

II 生活者の立場に立って、ゆとりと豊かさの実感できる国民生活の実現

ゆとりと豊かさを実感できる生活の実現に向けて、国民がやさしさを育めるような社会環境を整備する。

一 生活者にやさしい施策

生活の中心となるべき良質な住宅を供給するとともに、良好な環境を保全するため、次の措置を講ずる。

(7) 国税

- 1 都市緑地保全法の一部改正に伴い、緑地保全地区内の土地等が、同法により、緑地管理機構に買い取られる場合を特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除の適用対象に加える。
- 2 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次の措置を講ずる。
 - (1) 適用対象に、広域臨海環境整備センター法による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために、土地等が広域臨海環境整備センターに買い取られる場合を加える。
 - (2) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために土地等が買い取られる場合の事業要件を緩和し、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特定周辺整備地区として指定されていない区域において行われる事業についても適用対象とする。
- 3 水道水源特別措置法の指定地域内の特定施設等の地域外への移転等に伴う買換えについて、課税繰延割合を80%とする圧縮記帳を認める。

- 4 特定余暇利用施設の特別償却制度について、対象となる取得期間を基本構想承認後8年以内から10年以内に延長し、特別償却率を基本構想承認後8年超10年以内の期間にあっては7%とするとともに、基本構想の承認期限を2年延長する。
- 5 地区整備計画等に基づく壁面の位置の制限により建築物をセットバックして確保された地区施設等である公共空地に係る土地等について、地価税の課税価格に算入する金額をその土地等の価額の3分の2とする。
- 6 工場立地法において新たに環境施設として位置付けられる地域開放型の屋内運動施設等の用に供されている土地等について、地価税の課税価格の計算の特例の適用対象とする。
- 7 電気自動車用充電設備又はメタノール自動車用メタノール充てん設備の用に供されている土地等のうち、消防法に定める基準に適合するために必要な土地等について、地価税の課税価格の計算の特例の適用対象とする。
- 8 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正に伴い、次の措置を講ずる。
 - (1) 都心居住を推進すべき地域において取得する一定の中高層賃貸住宅等について、5年間50%（耐用年数45年以上のものは70%）の割増償却を認める。
 - (2) 既成市街地等内にある土地等を都心住宅供給促進事業（仮称）のために譲渡し、近郊整備地帯等内にある土地等に買い換えた場合の課税繰延割合を80%とする。
- 9 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- 10 勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度について、転勤等によりその取得した住宅に居住できない場合における適格払出しに係る本人の住民票の写しの提出要件を緩和する。
- 11 住宅用家屋の登録免許税の特例について、その適用対象となる既存住宅のうち木造建築物の築後経過年数要件を15年以内（現行10年以内）にするとともに、その適用対象となる住宅用家屋の床面積要件の上限を240m²以下（現行200m²以下）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
- 12 年金福祉事業団の住宅等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。
- 13 農住組合が行う交換分合により取得した土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- 14 特定中核的民間施設等の特別償却制度について、山村振興法の保全事業等の計画に係る制度の適用対象に都市と山村の交流事業及び森林保全研修事業の用に供する施設を追加する等所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- 15 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却の適用期限を2年延長する。
- 16 半島振興法の一部改正に伴い、半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の適用期限を2年延長する。
- 17 過疎地域における工業用機械等の特別償却制度について、縮減の上、その適用期限を2年延長する。
- 18 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、縮減の上、その適用期限を2年延長する。

- 19 産炭地域における工業用機械等の特別償却制度について、縮減の上、産炭地域及び新規閉山地区に係る適用期限を2年延長する。
- 20 医療用機器等の特別償却制度について、縮減の上、その適用期限を2年延長する。
- 21 寄附金の損金不算入に対する特例等の対象となる特定公益増進法人及び相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、財団法人中国残留孤児援護基金を追加する。
- 22 寄附金の損金不算入に対する特例等の対象となる認定特定公益信託の範囲に、人文社会科学研究への助成を目的とする特定公益信託を追加する。
- 23 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、人文社会科学に関する研究を主たる目的とする一定の公益法人を追加する。

(イ) 地方税

- 1 固定資産税について、地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え、平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置を次のとおり講ずる。
 - (1) 評価の上昇率が2.4倍を超える、4.8倍以下の宅地は、課税標準を価格の4分の3とする。
 - (2) 評価の上昇率が4.8倍を超える、6倍以下の宅地は、課税標準を価格の5分の3とする。
 - (3) 評価の上昇率が6倍を超える宅地は、課税標準を価格の2分の1とする。

(注) 上昇率は、住宅用地にあっては住宅用地に係る課税標準の特例措置適用後の上昇率とする。

この措置により、固定資産税の負担調整率は、次のように改正される。

区 分	評 価 の 上 昇 割 合	負担調整率
住 宅 用 地	4.8倍以下のもの	1.05
	4.8倍を超える、15倍以下のもの	1.075
	15倍を超える、18倍以下のもの	1.1
	18倍を超える、30倍以下のもの	1.15
	30倍を超えるもの	1.2
非 住 宅 用 地	3.2倍以下のもの	1.05
	3.2倍を超える、10倍以下のもの	1.075
	10倍を超える、12倍以下のもの	1.1
	12倍を超える、20倍以下のもの	1.15
	20倍を超える、36倍以下のもの	1.2
	36倍を超えるもの	1.25

(注) 評価の上昇割合とは、平成6年度評価額を原則として平成3年度評価額で除して得たものをいう。

なお、都市計画税についても同様の措置を講ずる。

- 2 住宅の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を3年延長する。
- 3 一定の住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の税額の減額措置の適用期限を3年延長する。
- 4 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正に伴い、保留地の取得に係る不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置を拡充する。（法改正時に処理する事項）
 - (1) 非課税の対象となる土地に施行地区面積要件等が引下げられた特定土地区画整理事業において設けられた保留地を追加
 - (2) 非課税の対象となる土地に公益的施設の用地とするために設けられた保留地を追加
- 5 農住組合が行う交換分合により取得する土地に係る不動産取得税の税額の減額措置について、所要の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
- 6 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設及び文化学術研究施設に係る次の非課税措置等について、所要の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (1) 文化学術研究交流施設及びその土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置等
 - (2) 文化学術研究交流施設の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置
 - (3) 文化学術研究交流施設及び文化学術研究施設の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置
 - (4) 文化学術研究施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置
- 7 公衆浴場の用に供する固定資産に係る固定資産税の軽減措置について、税額の3分の2（現行5分の3）を減額する措置を講ずる。（市町村において自主的に処理する事項）
- 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により指定を受けた廃棄物処理センターが一定の事業の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- 9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による登録廃棄物再生事業者が事業の用に供する施設に係る次の非課税措置等の適用期限を2年延長する。
 - (1) 特別土地保有税の非課税措置
 - (2) 資産割及び新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置
- 10 半島振興法に規定する半島振興対策実施地域において新增設された工場用の建物の敷地の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置について、所要の見直しを行ったうえ、その対象となる施設に集会・スポーツ施設を追加するとともに、その適用期限を2年延長する。
- 11 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設に係る次の非課税措置等の適用期間を基本構想公表等の日から8年間（現行5年間）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (1) 中核的民間施設の用に供する土地に対する特別土地保有税の非課税措置
 - (2) 中核的民間施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置
- 12 過疎地域活性化特別措置法に規定する過疎地域内において製造の事業の用に供する設備又

は宿泊施設、集会施設及びスポーツ施設の用に供する家屋若しくは構築物の敷地の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置について、所要の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。

- 13 山村振興法に規定する振興山村の区域において認定法人が保全事業等の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置について、所要の見直しを行ったうえ、その対象となる事業に都市と山村の交流事業、製品の販売事業及び森林保全研修事業を追加するとともに、その適用期限を2年延長する。（法改正時に処理する事項）
- 14 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における製造の事業の用に供する設備及び集会施設又はスポーツ施設の敷地に係る特別土地保有税の非課税措置について、所要の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
- 15 総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に係る次の非課税措置等の適用期限を2年延長する。
 - (1) 特定民間施設の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置
 - (2) 特定民間施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置
- 16 電気自動車及び天然ガス自動車の取得に係る自動車取得税の税率の特例措置について、現行税率から控除する率を100分の2.2（現行100分の2）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 17 メタノール自動車の取得に係る自動車取得税の税率の特例措置について、現行税率から控除する率を100分の2.2（現行100分の2）としたうえ、その適用期限を1年延長する。
- 18 ハイブリッド自動車の取得に係る自動車取得税の税率の特例措置について、現行税率から控除する率を100分の2.2（現行100分の2）としたうえ、その適用期限を1年延長する。（都道府県において自主的に処理する事項）

二 社会資本の整備

国民が共に手を携えて主体的に自らの生活を築き上げる場としての社会基盤・環境を整備するため、次の措置を講ずる。

(7) 国税

- 1 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物等の敷地について換地を定めることが困難な場合において申出等により交付される清算金を取得するときの施行者要件及び対象建築物要件を拡充する。
- 2 特定電気通信設備の特別償却制度について、電気通信基盤充実設備の範囲に電気通信事業者が取得する加入者系光ファイバケーブル及び光加入者線端局装置並びに有線放送事業者が取得する光ファイバケーブル及び光伝送装置を追加し、平成7年度に取得するものにあっては14%、平成8年度に取得するものにあっては12%、平成9年度に取得するものにあっては10%の特別償却を認めるほか、所要の見直しを行った上、その適用期限を2年（電気通信基

盤充実設備については平成10年3月31日まで) 延長する。

- 3 電線類地中化設備の特別償却制度について、電線共同溝の整備等に関する法律(仮称)に基づき整備される共同溝に入溝する電線類を地域要件の対象から除外した上、その適用期限を1年延長する。
- 4 特定再開発建築物等の割増償却制度について、対象建築物の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- 5 条例に基づく附置義務駐車施設のうち、駐車場法に基づく届出がなされ、かつ、公共性が高いと認められる駐車施設に係る土地等について、地価税の課税価格に算入する金額をその土地等の価額の2分の1とする。
- 6 NTT-Aタイプの無利子貸付けを受けて取得した特定の港湾施設又は漁港施設の用に供する土地の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

(イ) 地方税

- 1 NTT-A型の無利子貸付けを受けて公有水面埋立法に基づき第3セクター等が取得する土地で国または地方公共団体等に無償譲渡されるものに係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- 2 特定都市計画駐車場及び特定届出駐車場に係る不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置について、対象となる機械式駐車場にエレベータスライド方式によるものを追加したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 3 都市計画法に規定する地区計画等の区域内にある不動産に代わるものとして取得する道路法に規定する道路一体建物又はその敷地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 4 都市計画自転車駐車場に係る不動産取得税及び固定資産税の軽減措置の適用期限を2年延長する。(都道府県、市町村において自主的に処理する事項)
- 5 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得する新築住宅等に係る固定資産税の減額措置について、所要の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
- 6 一般自動車道構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、所要の見直しを行ったうえ、その適用期限を5年延長する。
- 7 都市計画区域内の市街地の区域等において鉄道事業等の用に供するトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象区域に広島市の区域を追加する。
- 8 三島会社(北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社)がその本来の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象に、一定の第三セクターが新たに取得して三島会社に対して貸し付ける線路設備等を追加する。
- 9 列車の長編成化に伴う乗降場の延伸工事により取得する鉄軌道用構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。
- 10 旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道清算事業団から基盤整備事業によって譲渡を受けた固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 11 鉄道輸送用コンテナに係る固定資産税の軽減措置について、所要の見直しを行ったうえ、

その適用期限を3年延長する。（市町村において自主的に処理する事項）

- 12 倉庫業法に規定する倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。
 - 13 高度な広域・双方向ケーブルテレビ施設について、固定資産税の課税標準を最初の5年間価格の4分の3とする特例措置を2年間に限り創設する。（法改正時に処理する事項）
 - 14 関西国際空港株式会社が所有し、かつ、直接本来の事業の用に供する固定資産について、都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置を創設する。
- Ⅲ 2 1世紀の少子・高齢社会を展望し、安心して暮らせるような環境づくり
2 1世紀を控え、諸外国に例を見ないスピードで少子化・高齢化が進展している状況下、高齢者、障害者のみならず広く国民が将来的に安心して生活できるよう支援する。

(7) 国税

- 1 次に掲げる給付については、所得税を非課税とする。
 - (1) 労働者災害補償保険法の一部改正により保険給付として新設される介護料（仮称）
 - (2) 国家公務員等共済組合法の一部改正により新設される育児休業給付（仮称）
- 2 精神保健法の一部改正により精神障害者手帳（仮称）の交付制度が創設されることに伴い、所得税及び相続税の障害者控除等の適用対象となる精神障害者の範囲の整備を行う。
- 3 寄附金の損金不算入に対する特例等の対象となる特定公益増進法人の範囲に、障害者雇用支援センターを追加する。
- 4 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、精神障害者社会復帰促進センターを加える。
- 5 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限を2年延長する。
- 6 渴水対策として、汚水処理用設備と同時に設置する雨水貯留槽を公害防止用設備の特別償却制度の対象に追加し、18%の特別償却を認める。
- 7 一般の公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を対象となる設備により2年又は1年延長する。
- 8 脱特定物質対応型設備及び特定フロン等排出抑制・回収設備に係る特別償却制度について、所要の見直しを行った上、その適用期限を2年（特定フロン等排出抑制・回収設備については平成7年12月31日まで）延長する。
- 9 廃棄物再生処理用設備の特別償却制度について、建設廃棄物再生処理装置については2年、空缶選別圧縮装置及びガラスくず処理用異物除去装置については1年、適用期限を延長する。
- 10 特定災害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。
- 11 再生資源利用促進準備金制度について、縮減の上、その適用期限を2年延長する。

(8) 地方税

- 1 精神保健法の一部改正による精神障害者手帳（仮称）制度の創設に伴い、次の措置を講ずる。（法改正時に処理する事項）
 - (1) 個人住民税における障害者控除等の適用対象者の範囲を拡充するとともに、当該控除等の対象者であることの証明方法を簡素化する。

- (2) 自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の精神障害者に係る減免措置の対象者であることの証明方法を簡素化する。（都道府県、市町村において自主的に処理する事項）
- 2 労働者災害補償保険法の一部改正により保険給付として新設される介護料及び介護給付について、個人住民税を非課税とする。（法改正時に処理する事項）
- 3 収益事業を行わない場合の法人住民税の均等割の非課税団体に更正保護会を追加する。（法改正時に処理する事項）
- 4 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る不動産取得税の税額の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置について、障害者雇用者数要件の算定方法を変更したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 5 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律に基づき、国立病院・療養所の移譲等を受ける者が当該移譲等により取得する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 6 医療法人等が設置する老人保健施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の軽減措置の適用期限を2年延長する。（市町村において自主的に処理する事項）
- 7 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律に基づき整備される特定民間施設の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

IV 公平、公正の重視、税制に対する国民の信頼性の確保

租税特別措置等について、その趣旨、効果等原点に立ち返って幅広く検討を行い、所要の経過措置を講じた上、次のような整理合理化を実施する。

一 国税関係

- 1 次に掲げる租税特別措置を廃止する。
(法人税)
 - (1) 特定対内投資事業用資産の割増償却制度
 - (2) 地震防災対策用資産の特別償却制度
 - (3) 下請中小企業振興準備金等
 - (4) 伝統的工芸品産業振興準備金等
 - (5) 中小企業知識融合開発準備金等
(所得税)
 - (6) 開墾地等の農業所得の免税
 - (7) 海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例
 - (8) 山林を現物出資した場合の納期限の特例
(登録免許税)
 - (9) 日本勤労者住宅協会の財産形成融資に係る分譲住宅の保存登記に対する税率の軽減措置
- 2 住宅取得促進税制について、適用対象者の所得要件を2,000万円以下（現行3,000万円以下）に引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成7年1月1日以後に住宅を自己の居住の用に供する場合について適用する。

- 3 増加試験研究費等の税額控除制度について、基盤技術開発研究用資産の範囲を見直し、その税額控除率を7%から5%に引き下げるとともに、基盤技術開発研究用資産の取得等をした場合に適用される税額控除限度額を当期の税額の15%相当額から13%相当額に引き下げる。
- 4 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備を縮減するとともに、中小企業用設備に係る取得価額要件を160万円から200万円に引き上げる。
- 5 中小企業新技術体化投資促進税制について、対象設備の縮減を行う。
- 6 中小企業等基盤強化税制について、卸売業若しくは小売業、飲食店業又は一定のサービス業を営む大企業の対象資産の基準取得価額を100%相当額から75%相当額に引き下げるとともに、対象設備の見直しを行う。
- 7 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、技術役務の提供に係る控除率を14%から12%に引き下げ、所得金額基準を35%から30%に引き下げるとともに、先進国との取引及び特許権等の譲渡等を対象から除外する。
- 8 農業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、出資金1億円超の組合に係る累積留保金額に応じた控除率を22%から21%に、16%から15%に、12%から11%にそれぞれ引き下げる。
- 9 船舶の特別償却制度について、合理化船を廃止する。
- 10 公害防止用設備の特別償却制度について、次の見直しを行う。
 - (1) 大企業の新增設に係る公害防止用設備のうち一定の性能基準を満たさないものを対象から除外する。
 - (2) 脱特定物質対応型設備の特別償却について、取得価額基準を200万円から240万円に引き上げる等の見直しを行うとともに、特別償却率を21%から18%に引き下げる。
 - (3) 特定フロン等排出抑制・回収設備の特別償却について、特別償却率を18%から16%に引き下げる。
- 11 特定中核的民間施設等の特別償却制度について、多極分散型国土形成促進法の中核的民間施設の特別償却率を10%から9%に引き下げる。
- 12 産業構造転換用設備等の特別償却制度について、産業構造転換円滑化臨時措置法の承認特定事業者又は承認提携事業者に係る特別償却を廃止する。
- 13 特定電気通信設備の特別償却制度
 - (1) 電気通信基盤充実設備に係る特別償却について、特別償却率を現行の20%から、平成7年度に取得するものにあっては10%、平成8年度に取得するものにあっては9%、平成9年度に取得するものにあっては8%に引き下げる。
 - (2) 電波共同利用設備に係る特別償却について、特別償却率を20%から12%に引き下げる。
 - (3) 電気通信役務の安定的な提供に資する設備に係る特別償却について、特別償却率を20%から12%に引き下げる。
- 14 過疎地域における工業用機械等の特別償却制度について、特別償却率を15%から14%に引き下げる。
- 15 畦島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、対象資産の取得価額の最低限度を1,900万円超から2,100万円超に引き上げるとともに、特別償却率を16%から

ら15%に引き下げる。

- 16 産炭地域における工業用機械等の特別償却制度について、特別償却率を15%から14%に引き下げる。
- 17 中小企業者等の機械の特別償却制度について、対象機械の取得価額要件を 200万円から 220万円に引き上げるとともに、特別償却率を13%から11%に引き下げる。
- 18 医療用機器等の特別償却制度について、対象医療用機器の取得価額要件を 220万円から 240万円に引き上げるとともに、医療用機器に係る特別償却率を14%から12%に、共同利用医療用機器等に係る特別償却率を15%から13%に、看護業務省力化機器に係る特別償却率を20%から18%にそれぞれ引き下げる。
- 19 新築貸家住宅の割増償却制度について、一般貸家住宅に係る割増償却を廃止する。
- 20 特定再開発建築物等の割増償却制度について、地区計画適合建築物等を適用対象から除外する。
- 21 プログラム等準備金制度について、特定の情報処理システムの補修に要する費用に係る積立率を収入金額 400億円超の部分については10%から 5 %に引き下げるとともに、汎用プログラムのうち制御プログラム以外のものの開発に要する費用に係る積立率を25%から22.5%に引き下げる。
- 22 使用済核燃料再処理準備金制度について、累積限度額を再処理費の75%相当額から70%相当額（平成 7 年度については73%相当額）に引き下げる。
- 23 再生資源利用促進準備金制度について、積立率を15%から14%（特定の再生資源については 5 %から 4 %）に引き下げる。
- 24 特定の事業用資産の買換え・交換の場合の課税の特例制度について、既成市街地等内から近郊整備地帯等への買換えに係る課税繰延割合の特例を廃止する。
- 25 設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例制度について、産業構造転換円滑化臨時措置法の承認特定事業者に係る特例を廃止する。
- 26 農地等の贈与による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000分の 6 から 1,000分の 9 に引き上げる。
- 27 農住組合が行う交換分合により取得した土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000分の35から 1,000分の40に引き上げる。
- 28 NTT-A タイプの無利子貸付けを受けて取得した特定の港湾施設又は漁港施設の用に供する土地の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000分の 2 から 1,000分の 3 に引き上げる。
- 29 特定の登録ホテル等の減価償却資産の耐用年数の特例については、平成 6 年度改正の措置に従い廃止を前提に平成 8 年度まで縮減の上、制度のあり方を検討する。
- 30 役員社宅に係るいわゆるフリンジ・ベネフィットについては、その実態を踏まえ、所要の課税の適正化を図る。

二 地方税関係－地方分権推進の観点からの地方税の充実・適正化

- 1 個人住民税において、山林を現物出資した場合の納期限の特例措置を廃止する。
- 2 基盤技術開発研究用資産に係る法人住民税の特例措置について、課税標準となる法人税額

から控除する額を基盤技術開発研究用資産の取得価額の7%から4%に引き下げる。

- 3 厚生年金基金等に係る生命保険会社の収入保険料に係る事業税の非課税措置を見直し、当該収入保険料に係る収入金額を当該収入保険料に100分の2を乗じて得た金額とする特例措置を5年間に限り講ずる。
- 4 年金福祉事業団の業務用不動産に係る不動産取得税の非課税措置を廃止する。
- 5 都道府県農業会議の業務用不動産に係る不動産取得税の非課税措置を廃止する。
- 6 病院等が新たに取得するスプリンクラー設備等のうち、既存家屋に係るものについての不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 7 日本放送協会の事業用不動産に係る不動産取得税の非課税措置の対象範囲から事務所の用に供する不動産並びに病院及び診療所の用に供する不動産を除外する。
- 8 石炭鉱害事業団の事業用不動産に係る不動産取得税の非課税措置の対象範囲から病院及び診療所の用に供する不動産を除外する。
- 9 日本原子力研究所の事業用不動産に係る不動産取得税の非課税措置の対象範囲から事務所の用に供する不動産並びに病院及び診療所の用に供する不動産を除外する。
- 10 動力炉・核燃料開発事業団の事業用不動産に係る不動産取得税の非課税措置の対象範囲から事務所の用に供する不動産並びに病院及び診療所の用に供する不動産を除外する。
- 11 理化学研究所の事業用不動産に係る不動産取得税の非課税措置の対象範囲から事務所の用に供する不動産並びに病院及び診療所の用に供する不動産を除外する。
- 12 労働福祉事業団の業務用不動産に係る不動産取得税の非課税措置の対象範囲から休養施設を除外する。
- 13 国立教育会館の業務用不動産に係る不動産取得税の非課税措置の対象範囲から事務所の用に供する不動産及び宿舎の用に供する不動産を除外する。
- 14 雇用促進事業団の業務用不動産に係る不動産取得税の非課税措置の対象範囲から託児施設を除外する。
- 15 日本たばこ産業株式会社の助成を受けてたばこ耕作組合等が取得する葉たばこの生産のため共同利用に供される施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用対象施設から土壤改良用堆肥の生産又は保管の用に供する家屋及び農業機械の格納の用に供する家屋を除外する。
- 16 入会林野整備等により取得する土地に係る不動産取得税の税額の減額措置について、適用対象となる入会林野等の面積要件を12ヘクタール（現行10ヘクタール）以上とする。
- 17 農住組合が行う交換分合により取得する土地に係る不動産取得税の税額の減額措置について、減額すべき額を現行の3分の2とする。
- 18 電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車に係る自動車税の税率の特例措置を廃止する。
- 19 ハイブリッド自動車に係る自動車税の税率の特例措置を廃止する。（都道府県において自主的に処理する事項）
- 20 年金福祉事業団が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税の非課税措置を廃止する。
- 21 国際電信電話株式会社が取得する国際放送用資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

- 22 地方公共団体が出資する一定の有線テレビジョン放送事業者が本来の事業の用に供する施設に係る固定資産税の軽減措置を廃止する。（市町村において自主的に処理する事項）
- 23 都道府県農業会議及び全国農業会議所が直接その事業の用に供する固定資産に係る固定資産税の非課税措置の対象から土地を除外する。
- 24 水力発電施設に設けられる魚道及び流筏路の用に供する償却資産に係る固定資産税の非課税措置の対象から流筏路を除外する。
- 25 農業協同組合等が所有し、かつ、有線ラジオ放送の業務又は有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の非課税措置の対象から有線ラジオ放送の業務の用に供するものを除外する。
- 26 住宅・都市整備公団が国営公園において設置する教養施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の2分の1（現行3分の1）とする。
- 27 生物系特定産業技術研究推進機構の業務用の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる業務の範囲を見直し、家屋又は償却資産にあっては、課税標準を最初の5年間価格の3分の1、その後の5年間価格の3分の2（現行6分の1）とする。
- 28 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とする。
- 29 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とする。
- 30 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とする。
- 31 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とする。
- 32 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象から発電用地熱利用装置及び農業副産物利用熱風発生装置を除外する。
- 33 一般自動車道構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象期間を縮減し、課税標準を最初の5年間価格の4分の3（現行最初の5年間4分の3、その後の5年間6分の5）とする。
- 34 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得する新築住宅等に係る固定資産税の減額措置について、対象となる市街地再開発事業の範囲を都市計画事業として行われるもの等に限定するとともに、対象住宅の床面積要件を見直す。
- 35 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象から土地を除外する。
- 36 鉄道輸送用コンテナに係る固定資産税の軽減措置について、軽減額を税額の4分の1（現行3分の1）とする。（市町村において自主的に処理する事項）
- 37 電気自動車に係る軽自動車税の税率の特例措置を廃止する。

- 38 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法に基づく特定商業集積を構成する商業施設の用に供する土地に対する特別土地保有税の非課税措置を、所要の経過措置を講じたうえ、廃止する。
- 39 異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法に基づく知識融合開発事業の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を廃止する。
- 40 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に基づく工場用の建物の敷地の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を廃止する。
- 41 民間都市再開発事業として第三セクターが取得する公共施設用地に対する特別土地保有税の免除制度の対象から一定の施設用地を除外する。
- 42 半島振興法に規定する半島振興対策実施地域において新增設された工場用の建物の敷地の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置について、その対象となる設備の取得価額要件を2,300万円超（現行2,100万円超）に引き上げる。
- 43 過疎地域活性化特別措置法に規定する過疎地域内において製造の事業の用に供する設備又は宿泊施設、集会施設及びスポーツ施設の用に供する家屋若しくは構築物の敷地の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置について、その対象となる設備の取得価額要件を2,300万円超（現行2,100万円超）に引き上げる。
- 44 山村振興法に規定する振興山村の区域において認定法人が保全事業等の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置について、その対象となる設備の取得価額要件を2,500万円超（現行2,300万円超）に引き上げる。
- 45 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における製造の事業の用に供する設備及び集会施設又はスポーツ施設の敷地に係る特別土地保有税の非課税措置について、その対象となる設備の取得価額要件を2,500万円超（現行2,300万円超）に引き上げる。
- 46 平成6年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る自動車取得税の税率の特例措置を廃止する。
- 47 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の特定地域において、同法の特定自動車排出基準に適合し、かつ、最新の排出ガス規制に適合する自動車に買い換えた場合の自動車取得税の税率の特例措置について、取得した場合に特例の適用対象となる自動車の範囲を見直す。
- 48 関西国際空港株式会社がその本来の事業の用に供する施設に対する資産割及び従業者割並びに新增設に係る事業所税の非課税措置を廃止する。
- 49 中小小売商業者等が都市再開発事業の施行者から譲渡を受けた中小小売商業振興法に基づく高度化事業の用に供する施設に対する資産割及び従業者割に係る事業所税の非課税措置を廃止する。
- 50 中小小売商業者等が都市再開発事業の施行者から譲渡を受けた中小小売商業振興法に基づく高度化事業の用に供する保留床に対する新增設に係る事業所税の非課税措置を廃止する。
- 51 生物系特定産業技術研究推進機構が農業機械化促進法第16条第1項第4号に規定する農機具の型式検査業務の用に供する施設に対する資産割及び従業者割並びに新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 52 生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための施設に対する新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置を廃止する。

- 53 工業用水道等への転換用施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 54 中小企業技術開発促進臨時措置法に基づく認定組合等が実施する技術開発事業の用に供する施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置を、所要の経過措置を講じたうえ、廃止する。
- 55 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法に基づく特定商業集積を構成する商業施設に対する新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置を、所要の経過措置を講じたうえ、廃止する。
- 56 山村振興法に規定する振興山村の区域において認定法人が保全事業等の用に供する施設に対する資産割及び新增設に係る事業所税の軽減措置を廃止する。（市町村において自主的に処理する事項）
- 57 地方公共団体が出資する一定の有線テレビジョン放送事業者が本来の事業の用に供する施設に対する資産割及び新增設に係る事業所税の軽減措置を廃止する。（市町村において自主的に処理する事項）
- 58 日本たばこ産業株式会社が塩専売事業に係る業務の用に供する施設に対する資産割及び従業者割並びに新增設に係る事業所税の非課税措置の期限を塩専売の自由化への状況を勘案し、2年とする。
- 59 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく製造共同組合等が設置する共同施設に対する資産割及び従業者割並びに新增設に係る事業所税の非課税措置の期限を2年とする。
- 60 石油パイプライン事業法に基づく石油パイプライン事業の用に供する施設に対する資産割及び従業者割並びに新增設に係る事業所税の非課税措置の期限を2年とする。
- 61 下請中小企業振興法に規定する下請中小企業振興事業計画に基づき設置する共同利用施設及び中小売商業振興法に規定する高度化事業計画に基づき設置する施設に対する資産割及び従業者割並びに新增設に係る事業所税の非課税措置の期限を2年とする。
- 62 日本開発銀行等から資金の貸付けを受けて設置する総合的な流通業務施設のうち、中小売商業振興法に規定する連鎖化事業計画に基づき設置する施設に対する新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 63 地域振興整備公団が造成した土地の譲渡を受けて設置される事業所等において行う事業の用に供する施設に対する資産割及び従業者割並びに新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置の期限を2年とする。
- 64 旅館業法に基づくホテル営業又は旅館営業の用に供する施設に対する資産割及び新設に係る事業所税の課税標準の特例措置の対象から、風俗営業法第2条第4項第3号に規定するものを除く。
- 65 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく空港周辺整備計画に従って整備される施設に対する新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置の期限を2年とする。
- 66 なお、証券取引所及び商品取引所に係る事業税の税率の軽減措置については、他の法人との課税上のバランスを確保する観点から平成8年度税制改正を目途に検討を行う。

V その他社会経済情勢の変化への対応に必要な措置

一 國際交流の拡大への対応

- 1 製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は特別税額控除について、輸入促進対象製品の範囲に自動車部品及び医薬品を追加した上、その適用期限を2年延長する。
- 2 輸入製品国内市場開拓準備金制度について、輸入促進対象製品の範囲に自動車部品及び医薬品を追加した上、その適用期限を2年延長する。
- 3 特定対内投資事業者に係る欠損金の繰越期間の特例について、対象業種要件の緩和及び対象業種の追加を行った上、その適用期限を平成8年5月29日まで延長する。
- 4 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、その対象を開発途上国との取引に限定する等所要の見直しを行った上、その適用期限を平成9年3月31日までとする。
- 5 タックスヘイブン税制について、保険業に係る適用除外基準に、担保する保険危険による基準を加える。
- 6 外国の芸能法人等に対する租税条約の免税手続きについて、対価の支払時に15%の税率で源泉徴収を行った後に還付することとする。
- 7 利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当に対する源泉徴収の不適用等に關し、一定の外国親会社等に対するみなし配当を対象から除外する。

二 その他

(ア) 国税

- 1 不動産等に係る相続税の延納等の特例に係る利子税率の特例の適用期限を2年延長する。
- 2 受取配当益金不算入制度の特定利子の範囲に金融保険業のコマーシャル・ペーパーの発行差金を追加する。
- 3 法定耐用年数
 - (1) 繁殖用の乳用牛の耐用年数を6年から4年に短縮するとともに、その範囲の見直しを行う。
 - (2) 生しいたけ栽培用ほど木の耐用年数を4年から2年に短縮する。
- 4 交際費等の損金不算入制度の適用期限を2年延長する。
- 5 利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例制度の適用期限を2年延長する。
- 6 入国者が輸入する紙巻たばこに対するたばこ税の税率の特例の適用期限を1年延長する。

(イ) 地方税

- 1 一定の指定自動車教習所において自動車の運転技能の教習のために使用される機械の動力源の用に供する軽油に係る軽油引取税の免除措置の適用期限を3年延長する。（都道府県において自主的に処理する事項）

なお、その他税制上必要な措置を講ずることとする。

第三 検討項目

1 住宅取得促進税制

住宅取得促進税制は、住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、国民の持家志向に応えている面があるが、他方、平均的なサラリーマンが負担する所得税額を上回る規模の税額が控除されており過大ではないか、との指摘がある。

さらに、近年、景気対策の上から拡充されてきているところである。

こうした状況の下、平成7年度税制改正では、景気回復の腰を折らないよう配慮して制度の縮減をごく一部に限定したが、今後は、住宅政策のあり方との関連に留意しつつ、住宅ストックの質・量両面にわたる整備状況等をも踏まえながら、一層の適正化に向けた幅広い検討を行う。

2 生命保険料控除・損害保険料控除

一般生命保険及び損害保険に対する保険料控除は、戦後復興の資金蓄積、国民生活の安定を目指し、保険加入のインセンティブを与えるために創設された制度であるが、今や保険加入率は高く安定しており、その政策目的は達成されているとの指摘がある。その一方、国民の自助努力を支援するという社会保障の補完的な役割としての意義は引き続き大きく、制度の縮減は大衆課税につながるとの指摘がある。今後これらの指摘等を踏まえ、制度のあり方につき検討を行う。

これと併せて、個人年金保険にかかる生命保険料控除のあり方については、個人年金保険とそれ以外の個人年金商品との課税上のバランスをいかに図るかの問題がある。これについては、老後生活を支えるための公助と自助の役割分担のあり方、世代間・高齢者間の税負担の公平確保の観点などを勘案しながら、公的年金・私的年金を通じた拠出・運用・給付の各段階における課税のあり方を全体として議論する中で、早急に総合的な検討を行う。

3 非課税貯蓄制度

老人等の少額貯蓄非課税制度（いわゆる老人マル優等）については、高齢者の経済的な稼得能力が一般的に低いことに配慮して設けられた制度であるが、今日では世代間あるいは高齢者間の負担の公平確保が重視されてきていることなどから、納税者番号制度の検討や今後の福祉施策に関する検討及び実施の進捗状況等を踏まえ、制度のあり方につき検討を行う。

また、勤労者財産形成住宅・年金貯蓄非課税制度については、勤労者の財産形成を支援するためのものであるが、財形の契約者数が減少しているなど、その利用実態等を踏まえ、必要な検討を行う。

4 地価税

地価税は、土地基本法の基本理念を受けて導入されたものであるが、バブル対策のための政策税制であり既に役割を果たした、あるいは、固定資産税との二重課税であ

るといった批判がある。同時に、地価高騰の再発防止、資産課税の充実・適正化のため、地価税の堅持・充実によって土地保有に対する適正な負担を求めつつ、土地の有利性を縮減していくことが必要であるとの主張がある。

地価税については、これらの見解を踏まえ、地価税法附則の趣旨に沿って、固定資産税などの土地の保有に対する税負担全体の状況を勘案しつつ、引き続き検討を行い、平成8年度改正において結論を得るべく努力する。

5 有価証券取引税

我が国証券・金融市場の空洞化問題への対応、あるいは株式市場の活性化の要請への対応のため、証券税制の国際的調和等の観点も踏まえて、有価証券取引税の廃止・縮減を図るべきとの指摘がある。他方、これらの問題は、それぞれ税制以外の要因を背景とするものであり、これを有価証券取引税のあり方に直接結び付けることは適当でないと指摘もある。

いずれにしても、有価証券取引税については、我が国の税体系における資産課税のあり方についての議論や株式譲渡益課税の総合課税化の問題等も勘案しつつ、証券税制全体の中で検討を行う。

6 公益法人課税等

民法法人、宗教法人、学校法人その他の公益法人等については、一般の営利法人と異なり公益的な活動を本来目的としていることに特に配慮し、軽減税率の適用など税制面の優遇措置が講じられている。しかし、その活動実態をみると、事業運営、内部監査体制、財務内容等が不適切なものや大規模な民間企業と同じような活動を行うものもあると指摘されている。したがって、税負担の公平に関する国民の理解を得るためにも、政府及び地方公共団体において、公益法人等の業務運営の適正化を目指して徹底した指導・監督を行い、必要に応じて、事業内容のディスクロージャー等監視システムの整備などに積極的に取り組むとともに、早急にその活動実態を明らかにすることを求めたい。

また、税制自体の問題としても、公益法人等に対する課税の適正化を図るため、軽減税率、収益事業の範囲、金融資産収益に対する課税のあり方、収支報告の義務付け範囲の拡大等について、鋭意検討を進める。

更には、その他の軽減税率のあり方についても、引き続き検討を進める。

7 引当金

引当金制度は、法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、制度自体を政策税制と考えることは適當ではないが、個々の引当金については、その利用実態等を踏まえた見直しを図る必要があり、今後とも引き続き所要の検討を加える。

8 法人課税

今後の法人課税のあり方については、税負担の公平、経済活動に対する中立性とい

九四年一月

「特集」

一 税制改革関係

税制改革大綱（与党三党）

二 一三一回国会関係

村山總理所信表明演説・衆 参代表質問

「資料」

今後の福祉施策と所要財源について

一二月

「資料」

ルワンド難民支援与党調査団報告

ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱

年金改革にどのように取り組んだか・主要ポイント

日本社会党の環日本海圏政策－3

九五年一月

「資料」

行政改革の新たな展開の基本方向

地方行財政改革の基本方向

規制緩和の基本的考え方と推進体制

従軍慰安婦問題の解決方向について

地方分権の基本的考え方

95年宣言（第一次草案）

特集
II

— 95年度予算編成 —
予算の成果のポイント

1994・12月

もくじ

1	予算編成大綱基本方針	30
2	予算の成果のポイント	
①	総論	33
③	公取委分野	42
⑤	総務庁	43
⑦	防衛庁	44
⑨	科技庁	46
⑪	沖縄開発庁	48
⑬	法務省	50
⑯	大蔵省	52
⑰	厚生省	55
⑲	通産省	61
㉑	郵政省	64
㉓	建設省	68
㉕	会計検査院	72
㉗	戦後50年	73
②	総理府分野	42
④	警察庁	42
⑥	北海道開発庁	43
⑧	経企庁	45
⑩	環境庁	47
⑫	国土庁	49
⑭	外務省	51
⑯	文部省	53
⑱	農水省	57
㉐	運輸省	62
㉒	労働省	66
㉔	自治省	70
㉖	最高裁	73
3	税制改正のポイント	74

1994. 12月

1 95年度予算編成大綱基本方針

自由民主党・日本社会党・新党さきがけ

冷戦の終結によって、思想やイデオロギーの対立が世界を支配するといった時代は終わりを告げ、旧来の資本主義対社会主義の図式を離れた平和と安定のための新たな秩序が模索されている。こうした世界情勢に対応して、わが国においても保革対立の時代から、現実的な政策論争の時代への過渡期を迎えていく。

われわれの連立政権も、このような時代の変化を背景に、既存の枠組みを超えた新たな政治体制として生まれた。

こうした時代にあっては、イデオロギー論争よりも闊達な政策論議の展開が求められ、新しい時代の声と国民の多様な意見に謙虚に耳を傾けた政策の立案と実行が求められている。

われわれは平和国家にふさわしい歩みを模索し続けてきた経験を踏まえつつ、新しい時代の扉を勇気を持って押し開く使命を持っていることを自覚している。

わが国経済の状況をみると、これまでの経済対策等の効果もあり、ようやく長期にわたる不況から脱し、緩やかな回復基調にあるものの、新たな構造問題に直面している。一方、税収動向についてみれば、引き続き極めて厳しいものがあり、わが国の財政状況は、危機的状況にあると言っても過言ではない。

少子・高齢化が進む中で、豊かで活力ある社会を維持するためには、一日も早く健全な財政体质を取り戻すことが求められており、将来の世代に負担を残さず、健全な形でわが国経済社会を引き継ぐことが、われわれの責務であることを一層強く自覚しなければならない。このため、歯止めなき財政体质の悪化につながりかねない特例公債の発行回避に向けて、あらゆる努力を払っていかねばならない。

こうした認識に立ち、平成7年度予算の編成にあたっては、額に汗して働く人々や地道に生活している人たちが、いかに平和に、安心して、豊かな暮らしをおくることができるかを発想の中心に置いて取り組むものとする。言葉を変えれば、われわれが目指すべき方向は、「人にやさしい国づくり」「安心でき

る国づくり」をどのように実現するかである。苦しさを分かちあい、喜びを分かちあう「やさしさを共有する活力のある国づくり」の実現に、われわれは今こそ全力で取り組まねばならない。

平成7年度予算の編成にあたっては、これらの目的の実現に向かい、厳しい財政状況を踏まえ、真に必要な施策に要する経費の確保に努める一方、聖域を設けることなく歳出の見直しに努め、限られた財源を重点的、効率的に配分することとし、以下の基本的考え方によつて予算編成を進めることとする。

- 1) 国際社会において、平和国家日本として積極的な役割を果たしていくため、平和友好交流計画の推進を図るとともに、戦後50年を契機とした世界平和への積極的な施策の展開を進める。世界貿易機関（WTO）の発足を踏まえての新たな世界貿易体制の機能強化に積極的に参加するとともに、ODAについては環境への配慮、女性の役割重視等の新しい側面に十分配慮することなど、よりきめ細かく真に相手国の実状に即した援助を目指す。
- 2) 冷戦終結後の国際情勢及び厳しい財政事情を踏まえ、既に大幅に下方修正された中期防衛力整備計画を更に削減する方向で、平成7年度防衛予算を全体として極力抑制する。
- 3) 人と環境にやさしい国づくりを目指し、すべての人にとって公正で温もりのある長寿社会を実現するため、安定的な制度の運営を図るなど、社会保障等関連施策を展開するとともに、われわれの未来世代である子供たちを育み、この世代に美しい自然や環境を引き継ぐために、地球環境の保全と経済発展が両立する環境調和型経済社会の構築に向けて英知を結集する。
- 4) 誰もがゆとりと潤いを実感し、個性と創造力を發揮できる社会を築くとともに、未来の活力を切り拓くための科学技術の振興と人づくりに向けて、教育・文化・スポーツ・学術・科学技術などの分野における総合的な取り組みを強化する。特に、科学技術のさまざまな分野において、発展の可能性を有する基礎研究の推進に努める。
- 5) ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れを踏まえ、21世紀に向けた農業・農村の自立と持続的な発展のため、将来を担う経営体の育成と活力に満ち

た農業構造の実現を目指して関連対策の着実な実施に努める。

6) 回復基調にあるわが国経済を安定した軌道に乗せるとともに、社会経済の構造的な変化を踏まえ、雇用の創出のための経済フロンティアの拡大を目指して、新たな企業家精神の発揚による創造性と技術力あふれる新規産業を育成するとともに、厳しい環境の変化に応じた中小企業政策を展開する。また、豊かで活力のある高度情報社会の実現に向けての総合的な取り組みを行う。

7) 本格的な少子・高齢社会の到来に備え、公共投資基本計画に沿って、ゆとりと豊かさを実感できる社会資本整備を推進する。公共事業については、社会の活力保持及び生活者重視等の視点に立って、国民生活の質の向上に資する分野に一層の重点投資を行うなど、その配分の見直しを行う。

8) 活力ある地域社会を築くために地方自治の振興を図るとともに、新しい社会ニーズの要請に応える行財政システムの構築に向けて、国・地方を通ずる行財政改革の推進を図る。特に、規制緩和の推進、地方分権の推進及び特殊法人の見直し等、行政改革の展開を図る。また、財政の危機的状況を克服すべく、補助金等の整理合理化、定員の厳しい抑制、事務事業の見直し等を強力に進めるとともに、財政改革を通じて、一層の財政の体質改善に取り組む。

※ 個別の重要施策は省略しました。



1994. 12. 27

2 95年度予算の成果のポイント

日本社会党

① 総 論

【予算のフレーム】

		(単位: 億円)
(歳 入)		
税 収	537, 310	(94年度予算当初比660)
税 外 収 入	44, 856	(▲11, 156 [398])
	[33, 769]	
NTT	1, 725 (0)	
公 債 金	125, 980	(▲10, 450)
うち建設公債	97, 469	(▲ 7, 623 [3, 931])
	[86, 382]	
特例公債	28, 511	(▲ 2, 827)
合 計	709, 871	(▲20, 946 [2, 162])
	[687, 697]	
(歳 出)		
国 債 費	132, 213	(▲11, 389 [165])
	[121, 126]	
地方交付税	132, 154	(- 4, 576)
一般歳出	421, 417	(12, 869)
NTT等	24, 087	(▲11, 554)
うち事業分	13, 000	(0)
小 計	709, 871	(▲ 5, 498 [17, 609])
	[687, 697]	
決算資金繰戻	0	(▲15, 448)
合 計	709, 871	(▲20, 946 [2, 162])
	[687, 697])	

〈注〉各欄の下段〔 〕書は、94年度におけるNTT-Bタイプ貸付金の繰上償還に係る金額(22, 641億円)並びに95年度におけるNTT-A及びCタイプ貸付金の繰上償還に係る金額(11, 087億円)を控除した場合の計数である。

〈歳 出〉

- 95年度政府予算案は、一般会計で総額70兆9871億円。前年度比を見ると、NTT株活用関連の会計操作を含めた名目値比ではマイナス2.9%，それらを除く実質額比ではプラス0.3%。いずれにしても低い伸びにとどまった。
- 一般会計の歳出のうち、一般歳出は42兆1417億円（対前年度比伸び率3.1%）、地方交付税交付金が13兆2154億円（同3.6%）、国債費が13兆2213億円（同マイナス7.9%）となっている。
- 主要経費別の伸び率は、「社会保障関係費」は対前年度伸び率3.3%。義務教育費国庫負担金や科学技術振興費などを含む「文教及び科学技術振興費」は2%、「防衛関係費」は0.855%、「公共事業関係費」は4.6%、「恩給費」▲2%、「経済協力費」3.6%（うち、ODA4.0%）、「中小企業対策費」▲1%、「エネルギー対策費」0.9%、「食糧管理費」▲0.7%などとなっている。

〈歳 入〉

- いっぽう、歳入を見ると、歳入の7割強を占める税収は、53兆7310億円で94年度当初税収（53兆6650億円）に比して660億円増、実績見込みの51兆4180億円比では、2兆3130億円増。当初比で3年ぶりに前年水準を上回り、実績比では、5年ぶりの增收になる見込みとされており、景気回復の兆しが反映されている。しかし、過去との比較では税収の伸びの足取りは鈍い。
- 国債発行は、建設国債が9兆7469億円、来年も継続する所得減税財源として発行する「つなぎ国債」の2兆8511億円を加えると12兆5980億円。歳入にしめる割合を示す国債依存度は17.7%。95年度末の国債残高は212兆円。
- 財源調達の特徴として、いわゆる「隠れ借金」が一段と進行した点がある。国債整理基金への定率繰入れの停止を含め、前年度よりも1兆円多い6兆円に達する見込み。正確な累積額は不明だが、50～60兆円に達すると言われており、財政の健全性が問われる歳入構造となっている。

〈財政投融資〉

- 第2の予算といわれる財政投融資は、総額48兆1901億円。うち、政府系金融公庫や公団への投融資である「一般投融資」は、40兆2401億円で対前年度2.1%。とくに、住宅金融公庫への財投が大きく伸び、18.6%。もう一つの郵便貯金などの「資金運用事業」は、8兆円弱。

【村山カラーが出た予算】

- 社会党は、村山政権下の最初の予算編成となる95年度予算編成に当たり、特に、以下の3点を重視した。
第1は、冷戦終結後の世界の動向に対応し、明確な軍縮の予算とする。同時に、95年に戦後50年を迎えるに際し、過去の戦争責任を内外に表明すると同時に、具体的な施策を予算の中

で実現する。

第2は、来たるべき高齢社会に対する対応や、ゆとりある生活を実現し、「人にやさしい国づくり」をめざす。

第3は、生活関連や科学技術・研究関連の社会資本への公的投資を充実し、産業空洞化を回避すると同時に、21世紀に向けた経済フロンティアを切り拓く「未来思考型予算」とする。

○厳しい財政状況下ではあったが、これらの意図と目標はほぼ達成でき、「人にやさしい政治」を標榜する村山内閣の特色が出せた予算と評価できる。

これらの目標が具体的にどのように生かされたかは、以下の省庁別予算を詳しく見ていただきたいが、その主要点だけをまとめると以下の通りである。

軍縮と戦後50年対応の予算

1 正面装備をカットし、防衛予算を圧縮した。

0.855%増の予算。1960年(0.6%)以来の1%を切る低い伸びであった前年度(0.9%)から引き続き厳しく抑制。具体的には、正面装備について、新規契約額を570億円削減(▲6.5%)した。

2 戦後50周年対応の予算を組んだ。

*平和友好計画関係 82億円

歴史研究者の支援等の歴史研究支援事業(11億)

留学生交流の交流事業(71億)

*従軍慰安婦関係 4.9億円

*原爆被爆者援護法 事務費4億円。特別葬祭給付金77億円(交付公債)

*台湾確定債務関係 158億円

「人にやさしい政治」を実現する予算

1 新ゴールドプランが95年度からスタート

- * 現ゴールドプランを全面的に見直した新ゴールドプランを策定。
- 5,029億円（94年度、国費）→5,994億円（19%増）（94年度補正481億円を含めると29%増）
- * 介護休業制度導入奨励金（新規） 4.2億円
- * 企業の育児・介護費手当助成金（新規） 16.8億円

2 高齢者の就業促進

高年齢雇用継続給付の支給開始等により、高齢者が65歳まで現役として働く環境づくりを促進

1071億円→1968億円（83.8%）
(うち、高齢者雇用継続給付分895億円(228千人))

3 子育てを社会的に支援する計画

- * 4大臣（厚生、労働、建設、文部）合意によりエンゼルプランが発足。特に、緊急保育整備5カ年計画がスタート 180億円
- * 育児休業給付の支給開始（95年4月より） 245億円（47千人）

4 高齢者・障害者が利用しやすい交通・移動、住宅の実現

- * 駅などを利用しやすくするための助成金 331億円→431億円（30%増）（運輸省分）
- * 公共投資配分の中で、公営交通施設改良（6億）、信号機の改善、裁判所など公共施設改善などに初めて配慮
- * 既設公営住宅改善事業を拡充（1万3千戸→1万7千戸）、同居住宅割増融資額引上げ（300万円→450万円）ほか。

5 国民生活の質の向上に資する社会資本の整備

- 住宅・市街地、下水道・環境衛生等の分野 対前年度伸び率6.0%
〔住宅・市街地（5.2%）、下水道（5.8%）、環境衛生（9.5%）、公園（6.5%）〕
- 一般公共平均伸び率 4.1%

6 草の根や、開発と女性を重視したODAの推進

- * 草の根無償資金協力 15億円→30億円
- * N G O事業補助金 5.4億円→7.6億円
- * 民主化選挙実施支援 — → 3億円

7 「いじめ問題」への対応

スクールカウンセラー活用調査、「いじめ問題対策センター」設置 4億円

8 銃器犯罪関連対策

10.5億円→34.0億円

21世紀を展望した「未来思考」の予算

1 基礎研究の推進・研究基盤の充実等

- | | | |
|------------|-------------------|-------|
| *科学研究費補助金 | 824億円→ | 924億円 |
| *科学技術振興調整費 | 155億円→ | 185億円 |
| *国立学校施設整備費 | 2, 177億円→2, 414億円 | |
| *重粒子線がん治療 | 67億円→ | 98億円 |

2 産業構造転換

- | | |
|-----------------------------------|-----------------|
| * 技術・ノウハウの開発・事業化及び創業支援 | |
| 「事業革新円滑化法（仮称）」の制定関連 | 4億円 |
| 「創造的中小企業振興法（仮称）」の制定関連 | 17. 2億円→41. 6億円 |
| * 「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」改正 | |
| 労働移動雇用安定助成金（仮称）などの創設 | 計39億円 |

3 環境問題への配慮

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| * 環境基本計画推進関連の創設 | 12億円 |
| * 二酸化炭素固定化・有効利用技術開発 | 56. 2億円→59. 8億円 |
| * 住宅用太陽光発電システムモニター事業 | 20. 3億円→33. 1億円
(700戸→1, 200戸) |

4 農業・農村の自立と持続的な発展

- | | |
|---------------------|---------------------------------------|
| * 95年度UR農業関連合意関連対策費 | 1, 071億円 |
| * 94年度補正計上額 | 4, 474億円
(両者を合わせた事業規模1兆1, 400億円程度) |

5 情報通信高度化への取り組み

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| * 地域・生活情報通信基盤高度化事業など（郵政省関係） | 43億円 |
| * 光ファイバー網整備のための低利融資制度 | 300億円（一般会計利子補給23億） |
| * 人間工学、情報科学研究拠点の整備、ほか | |

6 次世代へ向けた交通・運輸

- | | |
|---|---------------------|
| * 超大型浮体式海洋構造物（4. 9億円）、テクノスーパーライナー（1. 5億円） | |
| リニアモーターカー（48. 3億円） | |
| * 整備新幹線 | 269億円（対前年度44%の伸び） |
| * 空港整備 | 1, 318億円（同7. 3%の伸び） |

【公共投資の配分見直し】

- 94年度に引き続き、公共投資を社会経済情勢の変化に応じ、国民ニーズの変化に適切に対応するために、見直すこととし、与党公共投資プロジェクトチームの場において、3、000億円の重点化枠の配分を行った。
- 公共投資は「公共事業関係費」と「その他施設費」に分かれるが、新たな時代のニーズに対応する多くの分野が、施設費に含まれており、かつ、施設費関係の省庁の多くが予算的には小さな省庁であり、これらに配慮し、施設費に重点を置く予算とした。
- 以上の観点から、公共事業関係費と施設費の比率を5：1（従来は7：1）とし、2500億円と500億円とした。重点化枠を含む公共事業関係費と施設費の配分結果は、別表のとおりである。
- 施設費においては、情報通信や、技術・研究基盤分野を特に重視すると同時に、高齢者や障害者が公共施設にアクセスしやすい分野への投資を優先した。また、公共事業においては、生活関連社会資本への配分を最優先した結果、水・廃棄物処理対策、公園、住宅、市街地、緑（造林）などが高い伸びを記録した。
- 配分の変更幅は、事業別0.7、省庁別0.4で、93年の0.5、0.2をかなり上回り、94年の実質0.9、0.4並みとなった（94年は自然公園、航路標識、地下鉄を公共事業に組み入れたために、それらを含める1.6、0.9となる）。

公共投資重点化率（施設費）

(単位：百万円)

省 庁 名	事 業 名	配 分 額
国 会		1, 459
	衆議院第二別館増築（議会活動施設環境改善整備）	500
	参議院本館地下傍聴參觀者施設改修	309
	国立国会図書館関西館（仮称）建設準備	650
裁 判 所		619
	身障者用エレベータの新設	409
	特定フロン対策	210
警 察 庁	交通安全施設等の整備(信号機の高度化、交通情報収集・提供機能の高度化等)	2, 011
科学技術庁		3, 079
	重粒子線がん治療推進センターの整備	2, 017
	海底地震情報ネットワークの整備	811
	雪氷防災実験棟の整備	251
環 境 庁		430
	世界自然遺産・水鳥湿地センター整備事業	280
	身近な水辺環境再生事業	150
沖縄開発庁	教育振興(学校開放促進のための施設整備、老朽校舎の改築等)	518
国 土 庁		243
	中山間地域国土保全強化総合対策特別事業	200
	小笠原諸島振興開発事業	43
外 務 省		1, 390
	霞会館の建替	1, 282
	在外公館における医務官診療所の増築	108
文 部 省		15, 600
	卓越した研究拠点に対する重点的整備	4, 060
	大学等における情報ネットワークの高度化	1, 431
	子供の科学等への関心を高める施設の整備	1, 047
	先人の知恵・日本文化の原点を体験できる古代ロマン再生事業	300
	国立博物館の整備と博物館・美術館情報の発信機能の強化	936
	文化財の国際協力拠点の整備	647
	屋外運動場の整備など学校開放促進のための施設の整備	470
	男女共同参画社会に資する高校家庭科教育施設の整備	365
	長野オリンピック冬季競技大会競技施設の整備	6, 344

(単位：百万円)

省 庁 名	事 業 名	配 分 額
厚 生 省	老人福祉施設の整備	7, 0 0 0
農林水産省	農業生産体制の飛躍的体質強化のための施設整備 次代を担う農業者の育成のための生涯教育施設整備 バイオテクノロジー共同研究の中核的拠点施設の整備 山村等地域における生産基盤と生活環境の総合的整備事業 木造住宅供給コストの大幅削減のための施設整備 つくり育てる漁業の推進のための施設整備	5, 2 1 7 2, 1 3 8 4 7 5 4 6 7 9 5 0 7 1 2 4 7 5
通商産業省	創造的経済発展基盤地域(スーパー・テクノロジー)の形成の促進 人間工学、情報科学の研究拠点の整備 先進的アプリケーション整備事業 21世紀型商業基盤整備事業（商業パーサージュ整備事業）	4, 5 7 2 1, 4 2 2 1, 3 5 0 8 0 0 1, 0 0 0
運 輸 省	航海訓練所練習船の整備 海上保安庁巡視艇の整備	1, 0 9 7 8 3 6 2 6 1
郵 政 省	地域・生活情報通信基盤高度化事業(公共的アプリケーションの開発・普及) 基礎的・汎用的技術の研究開発	4, 3 0 8 2, 3 0 8 2, 0 0 0
労 働 省	女性の社会参加についての支援事業	6 1 3
建 設 省	官庁施設への高齢者・身障者向けの施設整備	8 8 3
自 治 省	公営交通施設改良モデル事業 消防防災施設等整備事業	9 6 1 6 0 0 3 6 1
	合 計	5 0, 0 0 0

一般公共関係所管分

(単位：百万円、%)

区分		6年度		7年(政府案)度				備考
		伸率	シェア	伸率	シェア			
建設省	治水	1, 193, 496	3.0	13.54	1, 232, 315	3.3	13.44	
	海岸	36, 989	3.3	0.42	38, 216	3.3	0.42	
	道路整備	2, 494, 703	3.5	28.30	2, 586, 547	3.7	28.20	
	住宅対策	1, 053, 623	6.6	11.95	1, 106, 515	5.0	12.06	
	市街地整備	47, 296	9.5	0.54	51, 317	8.5	0.56	
	下水道	1, 050, 448	7.0	11.92	1, 110, 849	5.8	12.11	
	都市公園	147, 837	6.0	1.68	156, 634	6.0	1.71	
	小計	6, 024, 392	4.6	68.35	6, 282, 393	4.3	68.50	
農林水産省	治山	223, 577	3.3	2.54	230, 781	3.2	2.52	
	造林	56, 595	7.4	0.64	60, 759	7.4	0.66	
	林道	111, 778	4.3	1.27	116, 519	4.2	1.27	
	農業農村整備	1, 168, 180	1.2	13.25	1, 196, 639	2.4	13.05	
	離島電気	21	0.0	0.00	21	0.0	0.00	
	海岸	30, 819	2.8	0.35	31, 707	2.9	0.35	
	漁港	214, 952	0.5	2.44	216, 579	0.8	2.36	
	沿岸漁場整備	29, 807	3.5	0.34	30, 925	3.8	0.34	
小計		1, 835, 729	1.8	20.83	1, 883, 930	2.6	20.54	
運輸省	海岸	39, 063	2.9	0.44	40, 154	2.8	0.44	
	港湾	353, 155	0.7	4.01	356, 688	1.0	3.89	
	空港	122, 808	5.1	1.39	131, 834	7.3	1.44	
	都市・幹線鉄道	63, 240	8.5	0.72	66, 653	5.4	0.73	
	新幹線	18, 683	5.6	0.21	26, 900	44.0	0.29	
	航路標識	7, 870	0.6	0.09	7, 916	0.6	0.09	
	小計	604, 819	2.6	6.86	630, 145	4.2	6.87	
	通産工業用水	20, 346	1.0	0.23	15, 404	△24.3	0.17	
厚生省	環境衛生	305, 486	11.8	3.47	334, 385	9.5	3.65	
環境庁	自然公園	8, 948	21.1	0.10	10, 290	15.0	0.11	
国土等	調整費等	14, 108	4.1	0.16	14, 997	6.3	0.16	
一般公共計		8, 813, 828	4.1	100	9, 171, 544	4.1	100	
災害復旧等		68, 215	0.0	—	68, 215	0.0	—	
NTT-A		102, 541	△3.2	—	102, 541	0.0	—	
合計		8, 984, 584	4.0	—	9, 342, 300	4.0	—	
NTT事業償還分		2, 264, 065	2790.5	—	706, 139	△68.8	—	
再計		11, 248, 649	29.0	—	10, 048, 439	△10.7	—	
参考	海岸合計	106, 871	3.0	1.21	110, 077	3.0	1.20	

(注) NTT事業償還分は、「日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭62法86)に基づく公共的建設事業に係る貸付金の償還時において負担、補助又は貸し付けることとした金額である。

② 総理府

平和祈念事業特別基金関係は同基金出資金10億円の復活等によって、満額を確保した。これにより、95年度から恩給欠格者慰藉事業について外地勤務経験があり加算年を含む在職年3年未満の者のうち、実在職年1年以上の方に、書状・銀杯を贈呈する新たな事業を開始する。また、政府広報については、厳しい財政事情の中において前年度並みの概算要求を満額確保した。なお、アイヌ新法問題については、わが党の強い要求によって与党アイヌ新法検討プロジェクトを設置し、わが党は審議会設置を主張したものの与党合意に至らず、与党として官房長官の私的諮問機関の設置を申入れを行い、準備が整い次第速やかに設置する運びとなった。

③ 公正取引委員会

【公正かつ自由な競争の促進】

規制緩和の推進下において公正かつ自由な競争を維持、促進する観点から、社会党は公正取引委員会の機構・定員の抜本的強化を進めることとしているが、95年度においても入札談合等独占禁止法違反事件に対する審査体制を最重点とした強化拡充をめざし、審査関連部門の人員を18名増員するとともに、違反事件の効率的処理及び未然防止体制の整備、情報収集・調査体制の強化等の観点から所要の機構を新設することを決めた。

④ 警察庁

1. 人にやさしい交通環境の創造

- ①交通事故死者数が7年連続して1万人を超える非常事態において、交通事故防止・交通の円滑化が重要課題となっており、交通安全施設の整備・拡充、交通指導取締、駐車対策、交通安全思想の普及等の諸対策を総合的に推進するための経費152億円を確保した。
- ②また公共投資重点化枠において、高齢者、身体障害者、幼児などの交通弱者に配慮した「人にやさしい交通環境の創造」の実現に向け、信号機高度化、交通情報収集・提供機能の高度化のための経費20億円を確保した（事業費ベースでは40億円）。信号機高度化は高齢者・身体障害者・幼児が交通事故にあうケースが増加している状況等に対応し、横断歩道を安心して渡ることができるよう弱者感応信号機や音の出る視覚障害者用信号機を重点的に整備するもので、それぞれ680機を予定。交通情報収集・提供機能の高度化は、渋滞状況や旅行時間、最

短経路等の質の高い交通情報をドライバーに提供する（カーナビゲーションシステムの活用等）とともに、キメの細かい信号制御を行い快適な交通環境を生み出すもので、東京都を中心としたエリアに感知器の設置を推進する。

2. 銃器対策の推進

一般市民をも巻き添えにした拳銃使用犯罪の続発に対処するため、取締り活動用車両48台（1億1000万円）及び金属探知機852台等銃器対策資機材（2億900万円）の整備充実を図るなど、銃器対策経費として対前年度比3倍の34億円を確保した。

3. 通訳謝金の充実

社会の国際化に伴う外国人犯罪の増加に対応するとともに、言葉の上で疎通を確保することが滞在外国人の人権を確保することになるから、取調べに際する通訳謝金等の来日外国人対策のための通訳謝金を1時間当たり7500円から1万円に引き上げるなど、4億1900万円を確保した。

⑤ 総務庁

恩給費の改善については94年度の改善措置の平年度化に伴う増額を含む既定経費について所要額を確保した。さらに95年度の恩給改善措置として、仮定俸給年額を1.10%引上げるとともに、恩給年額の増額、寡婦加算・遺族加算等を引き上げる経費136億円を復活要求の最重点項目とし、恩給費総額1兆5,9936億円を確保した。このほか、公的規制緩和推進基盤の整備や個別省際問題の改善などの行革関連経費、啓発活動の増額などを中心とした地域改善対策経費、国勢調査をはじめとする統計調査実施経費、青年国際交流や青少年ボランティア活動推進などの青少年対策経費、ビザ無し青少年交流の新規事業をはじめ50周年の節目を迎える北方領土返還運動推進経費、第六次交通安全基本計画策定など交通安全対策経費、老人の生活と意識に関する国際比較調査など長寿社会対策経費について、厳しい財政事情の中で所要額の確保に努めた。

⑥ 北海道開発庁

1 農林水産業の生産基盤整備等の促進

① ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意を踏まえ、一層効率的かつ安定的な農業生産体制の確立を図り、わが国最大の食料供給基地として食料の安定供給に貢献するため、農業農村整備を推進する。

② 資源管理型漁業の確立等による水産業の振興と漁村の活性化を図るため、沿岸漁場及び漁港の整備を促進する。

③ 都市との交流を通じて、個性的で定住性の高い北海道らしい農産漁村の形成を図るため、ニューカントリー事業等の総合的な推進を図る

2 高度な交通ネットワークの整備

① 國際交流拠点の形成及び道内外との半日・一日行動圏の拡大を図るため、新千歳空港や主要港湾の整備を図る。

② 高規格幹線道路の新規区間である日高自動車道（厚賀静内道路）、帯広・広尾自動車道（中札内大樹道路）の整備に着手する。

3 安全でゆとりのある地域社会の形成

① 治水・水資源開発施設などの根幹的国土保全施設の整備を図るため、95年度は夕張シーパロダム（石狩川）、厚幌ダム（厚真川）の建設に着手する。

② 快適な冬の生活環境整備を促進するため、北海道の自然条件等に対応した生活関連施設を重点的に整備することとし、95年度は公営住宅等（4500戸）、特定環境保全公共下水道（10箇所）、「道立ゆめの森公園」の整備に着手する。

⑦ 防衛廳

1. 94年度予算よりも低い伸び率

95年度防衛予算については、すでに概算要求段階において、与党・防衛調整会議で防衛予算の伸率を対前年度比0.9%とし、「この伸率は年末の7年度政府原案の決定に際しても尊重されるものとする」との合意（7月28日）がまとめられていたが、村山内閣として軍縮姿勢をさらに明確にする必要があるとの認識から、与党3党での調整をすすめ、最終的に0.9%よりも低い0.855%増にとどめることが決まった。この伸び率は、1960年度（0.6%）以来最低の水準であり、昨年の細川政権時代の防衛予算（0.9%）よりも抑制されたものである。また、防衛費の国民総生産（G N P）比率は、0.949%で、6年連続して1%を下回ることになる。

2. 大幅減額させた正面装備費

村山内閣の軍縮姿勢を明確にしたもう一つの柱は、正面装備費の大幅減額である。中期防衛力整備計画の関係で、政府はすでに93年末に、総額の抑制を打ち出していたが、95年度防衛予算の概算要求段階で、防衛廳は与党3党の意向を受け、約400億円を追加圧縮、約9,200億円を要求した。さらに、政府原案決定に当たっては、調達装備の削減、部品単価の切り下げ、円高差益の活用などで、約1,000億円を削減した。95年度防衛予算の正面装備費は、前年度比6.5%減の8,250億円（契約ベース）となる。削減された主な正面装備は、90式戦

車、対戦車ヘリコプター、対潜ヘリコプターなど。

3. 自衛隊員施策の充実

正面装備を含めて、防衛予算全体が厳しく抑制されているなかで、自衛隊員の処遇改善にとくに配慮し、隊舎の建設など生活関連施設整備費は3.0%増、約1,430億円を確保した。

4. 特別協定にかかる在日米軍駐留経費の確保

特別協定にかかる在日米軍駐留経費の負担については、概算要求段階で、負担増額を94年度予算の約半分程度（1,353億円）に圧縮した要求を行なっていたが、その全額を負担（追加要求分125億円）することとなった。95年度予算における特別協定分は1,477億円で、増額分は自衛官の定年延長に伴う退職手当の減少分および為替レートの見直しに伴う減少分で充当することになった。

5. 多用途支援機（UX）問題

多用途支援機（UX）の導入をめぐって、決定過程の不透明さが問題にされていたことから、与党・防衛調整会議でUXの予算計上的是非について話し合われたが、与党3党で意見の一一致をみなかったため、政府の決定に委ねることになり、関係閣僚会議での議論の結果、防衛庁長官への一任が決定。これを受け、同長官がガルフストリームの2機購入分の予算計上を行なった。

6. 戰域ミサイル防衛（TMD）問題

弾道ミサイル攻撃への対処のあり方に関する調査研究費として、約2,000万円が計上されたが、これについては、党としてあくまでも客観的な調査であり、TMD導入を承認したものではないことを強調し、防衛庁側も「中立的なもの」であるとの考えを明らかにした。

⑧ 経済企画庁

【生活者重視の、活力ある、国際的に調和のとれた経済社会の実現】

消費者・生活者が安全で豊かな生活を営むことができると同時に、国際的にも調和のとれた活力ある経済社会を実現するため、95年度予算案では、95年7月から施行される製造物責任法（PL法）の適切な施行をはじめとする消費者行政の総合的な推進、急速な円高の進行もあって大きな課題となっている内外価格差の是正・縮小、市場アクセス改善の積極的な推進の3点を重点項目にすえた。

（1）PL法の適正な施行等豊かで安心できる生活者重視社会の実現

PL法を適正に施行し、被害の防止と円滑な救済等を図るため、地方消費者行政の支援とともに、製品事故に係る原因究明機能・裁判外紛争処理体制の充実強化を進めることとし、製造物責任制度に関する地方業務指針の策定（新規）、消費者安全施策推進、地方消費者行政推進事業、国民生活センターの体制強化等で計1032百万円（94年度予算額=以下同じ=948百万円、

8. 9 %増) を確保した。

(2) 内外価格差の是正・縮小等構造問題への対応

内外価格差の実態調査の拡充によるサービス等も含め総合的、構造的な把握と要因の分析、国民への情報提供の強化、是正・縮小のための総合的な政策検討を進めるため、生計費の内外価格差調査、公共料金の内外価格差に関する調査(新規)で計23百万円(7百万円、230%増)を確保した。

(3) 市場アクセスの改善等国際経済問題への取組みの強化

わが国経済を、国際社会により調和したものとするための市場アクセスの改善を図るため、市場開放問題苦情処理に必要な経費、政府調達苦情処理に必要な経費(新規)、対日投資促進に必要な経費(新規)計118百万円(76百万円、55%増)を確保した。

以上その他、適切かつ機動的なマクロ経済運営及び経済情勢判断・分析の適格性の一層の向上等のため所要の経費を確保した。

⑨ 科 学 技 術 庁

1995年度科学技術庁予算政府原案の内容は、一般会計に公共投資重点化枠要望も含めて、これに特別会計を合わせて総額6461億円、対前年度比6.8%の増となった。

具体的には

①創造的・基礎的研究の充実強化と、科学技術振興基盤の整備として805億円、152億円増(科学技術振興調整費として前年度比30億円増の185億円、研究情報ネットワークの整備・利用の促進、高度計算科学技術の推進等研究開発の高度情報化の促進、科学技術離れ対策、研究支援者の確保など科学技術振興基盤の整備に前年と比較して101億円増の411億円)

②国民生活に密着した科学技術の推進として66億円増の254億円(とくに生活・社会特別研究開発制度を創設することとし、新技術事業団に3億円=委託開発限度額20億円=のほか、科学技術振興調整費により対応)

③科学技術による国際社会への貢献の分野では、宇宙ステーション計画への参加、国際熱核融合炉(IITER)計画への参加、などに1787億円、188億円増。

④先端科学技術分野の研究開発の推進の分野では、217億円増の2941億円(無人有翼往還機=日本版スペースシャトル=HOP-Eの実用をめざすための宇宙往還技術試験機の研究開発、環境観測技術衛星の開発など宇宙開発利用に77億円増の1639億円。海洋研究開発の充実に24億円増の146億円など)

⑤エネルギーの安定確保の分野では、今年6月に策定された新長期計画に沿った原子力開発利用の着実な推進、未来エネルギーの研究開発の推進、等を図るために必要な経費として、77億円増の2,017億円。

⑥原子力開発利用を進める上での大前提としての原子力安全対策及び核不拡散対応の充実強化の分野では、27億円増の573億円。

この他に公共投資重点化枠については、本格的な高齢化社会の到来する21世紀を控え、新たな時代のニーズに的確に対応するため、がん治療(重粒子線高度がん治療推進センターの整備=

20億円)、地震予知(海底地震情報ネットワークの整備=8億円)、雪害対策(雪氷防災実験棟の整備=3億円)にかかる公共投資の重点化を図るために、合計31億円が認められた。

与党科学技術調整会議は7月29日、科学技術庁予算概算要求の重点項目について協議し、21世紀のわが国を真に創造的でダイナミックな社会とするためには、「科学技術の振興を未来への先行投資と位置付けて、従来にも増して積極的な政策展開を図る必要がある」との認識で一致。政府の研究開発投資については、科学技術政策大綱(1992年4月、閣議決定)に示されたとおり「投資額ができるだけ早期に倍増する必要がある」ことを確認し、さらに「地球環境問題への対応など科学技術による国際貢献に十分配慮した積極的な政策展開を図る必要がある」として、4つの重点項目を確定した。

社会党の、①新エネルギー・ソフトエネルギー、とくに太陽光発電の一層の効率向上と技術革新の促進、②若者の科学離れ対策のため、理工系専門家・研究者の育成、③国際社会の動向に従い、プルトニウム利用の凍結・再検討を行う。とくに、採算性が確立していない商業ベースでの利用は中止する、④噴火のメカニズムの解明と、防止とそのエネルギーの有効利用に関する研究の促進、⑤台風発生のメカニズムの解明と、発生成長の科学技術的抑止策の研究の促進、⑥雪対策に関する調査研究の促進――の6項目の要望は、与党三党の調整を経て、おおむね概算要求に反映されその主な内容は予算額に反映された。「概要」に示したとおりである。第3項目のプルトニウムの関連では、核燃料リサイクルとバックエンド対策の推進について以下の通りとなっている。すなわち核燃料リサイクルで21億円減の1092億円が計上された。また、環境への負荷の低減、核不拡散性にも配慮したアクチニド・リサイクルの推進のため、7億円増の14億円が予算計上された。プルトニウム利用にあたっては、原子力関係行政の透明性の確保、情報公開および住民対策の促進を図ることが重要であり、情報公開資料室の整備、インターネットを通じたプルトニウム利用情報の提供などの予算要求が認められた。更に、バックエンド対策では、35億円増の316億円が計上された。この他、原子力安全対策では、18億円増の516億円が計上された。

科学技術庁予算の概要に関する付属資料 — 略

⑩ 環 境 庁

1 「環境基本計画」の効果的な推進

94年末に策定された環境基本計画の実施初年度であり、政府一体となって効果的に推進するため、計画に位置付けられた施策に関する関係省庁の検討調査について環境庁に予算計上し、配分する調査調整費の創設するとともに、自治体の創意を活かした先駆的事業に対する補助制度の創設するなどに1290百万円が新設された。

2 持続可能な社会の実現へ向けた基盤の整備

すでに世界的風潮でもある持続可能な社会の実現に向け、環境保全のための環境に係る税・課

徴金などの経済的手法の検討や、環境アセスメント制度の総合的調査研究のために、388百万円（13.45%増）が確保された。

3 環境保全に関する行動への参加の実現

市民や企業など各種の団体・個人の環境保全活動への参加を推進し、子どもたちが楽しく環境学習・環境保全活動を行なえる体制の整備を含めた環境教育の拡充整備のために、本年度予算から微増の2268百万円が確保された。微増ではあるが、細部について「人にやさしい政治」に沿った項目として、市民による酸性雨簡易測定や「悪い臭いをなくし、良い香りを守る」などが新設された。

4 地球環境保全に向けた国際的取組の推進

地球サミットの合意実現をめざし、わが国が国際社会に占める地位にふさわしい国際的取組を積極的に推進するため、開発途上国における環境保全の取組支援や地球温暖化防止対策に対して、1461百万円（23.7%増）が計上された。

5 自然と人間との共生の確保

本年度から公共事業として位置付けられた自然公園の整備事業は、自然との豊かなふれあいを求める国民の要望に対応し、国民生活に密着した新しいタイプの公共事業としての展開を図るために、概算要求段階から社会党がとくに力を注いだ要求でもある。また、わが国を代表するすぐれた自然環境の保全（国立公園＝例えば「上高地」の核心地域を点でなく面としてエリア全域を保全・復元、白神山地や水鳥のための湿地を保全するセンターの設置など）で、12253百万円（18.9%増）を確保した。これも「人にやさしい政治」を掲げる村山政権の成果の一つと言って良いものである。

6 有害化学物質対策の推進

これまでのダイオキシンなどの汚染実態追跡調査に加え、有害化学物質が生態系に対してどのような影響を及ぼしているかなど、すでに米国、欧州で行なわれている有害化学物質の生態影響試験及び環境リスク評価を実施するため、1453百万円（22.8%増）となっている。

⑪ 沖縄開発庁

1972年の沖縄の本土復帰以来、振興開発のための諸施策を強力に推進し、その結果、社会资本の整備が進むなど、沖縄の経済社会は総体として着実に発展して来た。しかし、沖縄の歴史的な特殊事情（先の大戦で焦土化し、戦後27年間にわたり米軍支配にあって施政権が分離され、現在もなお広大な米軍基地が存在するなど）に加え、復帰後まだ20年余りしか経過しておらず、本土との格差の存在、産業振興の遅れ、雇用の問題など、現在もなお、国の責任で解決を要する多くの課題が存在している。以上の点を踏まえて、予算を要求し、以下の成果を得た。

【沖縄振興開発計画の推進】

95年度予算については、継続事業の着実な推進を図るとともに、新しいプロジェクトの芽出しに努めるなど、沖縄振興開発諸施策の積極的な展開を図る方針で要求した。その結果、現在の財政環境の中で、所要の、総額3141億円を確保するとともに、内容的にも沖縄県民の要望に応えつつ、沖縄の振興開発をより推進するものとなった。

沖縄振興開発事業費は、計292,648百万円（94年度 277,049百万円 5・6%増）、一般行政経費等は、計21,456百万円（同上 21,118百万円 1・6%増）を確保した。

【厚生年金格差の是正】

一般行政経費等の中に、沖縄の厚生年金の特例措置の実施に伴い、個人負担の軽減を図るために、国も応分の負担をする立場から、沖縄県が要請している基金に充てる予算が新規に、総額1,000百万円の初年度分として200百万円を確保した。

⑫ 國 土 厅

1 国土計画の推進

94年6月の国土審議会による第四次全国総合開発計画の総合点検を受けて行われることとなる新たな国土計画の策定作業の推進するとともに、地域連携の推進、環境に対する要請の高度化に対応した国土総合開発事業調整制度・予算を拡充する。

2 総合的な土地対策の推進

① 協議会の設置、市町村による土地利用調整計画の策定など、大都市近郊における土地利用調整対策を推進する。

② 土地取引の際のデータを活用した地籍調査事業の創設など、進捗の遅い都市部における地籍調査事業を推進する。

3 総合的な水資源対策の推進

94年夏のような大規模渇水に対処するための総合的な水資源対策として、雨水、下水処理水の利用などの水資源の有効利用方策や運用等の指針策定調査、流域における水循環の健全化を確立するための調査、地下水の適正管理システムの構築に関する調査を新たに実施する。

4 大都市圏整備の推進

近畿圏、中部圏の将来構想調査を新規に実施するとともに、都心地域における生活機能再生のための都心居住・事務所立地調査を重点として実施する。

5 地方振興対策

- ① 自治体による相談窓口・交流会の設置、地方からの情報発信の促進など、地方回帰を促進するためのU J I ターン支援プロジェクトを推進する。
- ② 過疎地域等活性化推進モデル事業、山村担い手・産業育成促進事業を拡充、半島広域振興プロジェクト調査を進めるとともに、離島の総合交流推進支援事業を創設する。

6 災害対策

東海地震等に対して、事前の復興計画を策定するための調査検討を行う。

⑬ 法務省

1. 法務省予算総額

一般会計は、5, 540億34百万円で対前年度比102.5%であり、登記特別会計は、1, 658億27百万円で対前年度比103.9%である。

2. 増員

法務省の業務は、人による人に対する現業事務が中心であり、定員の確保が不可欠であることから、95年度分は、611人の増員要求をしていたところ、部門間配転を含め、554人が認められた。（これは計画削減384人を差し引いて170人の純増）。これらの人員は、出入国管理業務（137人）、登記事務（150人）、刑務所等保安業務（143人）、検察活動（97人）等に振り向けられる。

3. 大村入国管理センターの緊急整備

平成7年度において、新たに設定された公共投資重点化枠について、50億円の要望枠を与えた法務省は、長崎・大村入国管理センターの緊急整備計画を要望案として提出した。これは大量の不法入国者の収容と本国送還に欠くことのできないものであり、現状のプレハブ建物の改築は外国人被収容者の人権擁護の観点からも実現が望まれていた。与党法務調整会議による現地視察の効果もあって、本予算は、平成6年度補正予算計上という形で要求以上の、57億08百万円が認められた。

4. 登記事務のコンピュータ化等、国民の権利保全の充実

登記事務処理の適正迅速化の予算は、1, 658億27百万円が付き、そのうち登記事務のコンピュータ化関連の予算（外部設置端末による登記情報システムの開発）は、要求以上の、452億34百万円が認められた。

5. 人権擁護活動の充実

社会党が強く要求していた法律扶助制度研究会経費は、30百万円、また子どもの人権専門委員等活動関連経費は、64百万円となった。

6. 保護業務の充実

更生保護業務の充実は与党法務調整会議でも重点事項として挙げていたが、更生保護施設整備費（補助金）として、1億59百万円、更生保護委託費（主幹管理職手当の新設、指導員の特殊勤務手当の増額等）として、21億67百万円が認められた。

7. 施設の整備・充実

全国の法務省の出先機関の施設について、老朽化、狭隘化の著しい施設の整備・充実が急がれていたが、施設の整備・充実について一般会計分（法務省施設の整備）では要求以上の、164億59百万円、また登記特別会計分（法務局施設整備費）は満額の、87億02百万円が認められた。

8. 検察活動の充実

最近検察官による不祥事が発生し国民から不信感を持たれているが、このような事態を未然に防止するための検察官実務訓練の充実予算（検察官実務訓練センター関連経費）として、4億78百万円が認められた。

⑭ 外 務 省

1、政府開発援助（ODA）の充実強化

村山内閣として、非軍事分野における国際貢献の充実を内外に明白にするために、厳しい財政事情の中でも、ODA予算を今年度比4.0%増加させた。94年度ODA予算は4.8%増であったが、円高メリット（106円から98円）を勘案すれば来年度ODA予算規模は今年度並みとなる。

①国民参加型・草の根援助の促進

途上国におけるNGOを通じた援助活動への支援を強めるために、草の根無償資金協力を94年度予算（約15億円）から30億円に倍増させた。また、日本のNGO活動への財政支援を目的とするNGO事業補助金についても、40%増（7億6千万円）とした。

②無償資金協力の充実

とくに途上国の人々の生活に密接に関連する保健・医療、教育、水供給、衛生などの基礎生活分野を重視する立場から、これらを中心に対94年度比11億円の増額とした。

③援助の適正化・効率化のための措置

透明性のある適正な援助を実施するために、事前調査、援助査察、事後評価の充実をはかった。事前調査、事後評価に必要な予算の大幅な増加をはかったほか、とくに進行中のプロジェクトの進捗状況をモニターすることを目的とした援助査察を初めて導入することになった（1千100万円）。

④援助実施体制の強化

外務省の実施体制の強化として、援助関係定員を19人増員したほか、JICA（国際協力事業団）も36人増員した。

⑤新しい分野への対応

95年9月の世界女性会議の開催を踏まえ、草の根WID（女性支援）プロジェクトを実施するための専門家派遣、器材提供を行なう。同プロジェクトは、中高年の女性専門家を途上国に派遣して、裁縫、手工芸、衛生などの分野で協力をうるもの。また、人口・エイズ・麻薬問題、民主化・市場経済化についても、新規を含めて予算措置を講じた。

⑥平和および地球的規模の問題に関する協力

人権セミナーの開催、国連女性会議の参加にかかる予算を計上したほか、U N H C R (国連難民高等弁務官事務所)、赤十字国際委員会 (I C R C)、国連児童基金 (U N I C E F)への協力を拡充する。

2、外交実施体制の強化

外務省の定員を160人増員するほか、外交支援要員として専門調査員・派遣員をそれぞれ10人増員した。また、機構の拡充については、ルクセンブルクに大使館、中国・四川省の成都に総領事館を設けることが決まった。このほか、在外公館の機能、情報・通信機能の強化もはかられた。

3、平和友好交流計画

戦後50周年事業の一環として、歴史研究事業、各界各層における対話と交流を促進ために、約30億円を計上した。

4、その他

公共投資重点化枠の外務関連として、霞会館の建替え等で約14億円、アジア太平洋経済協力会議 (A P E C) 大阪会議の開催費用として27億円を計上した。

⑯ 大 蔵 省

平成7年度大蔵省所管一般会計予算は1兆2159億円で、前年度比1兆5181億円減 (-8.6%)、うち、一般歳出は1兆7134億円で、前年度比570億円増 (+3.4%) となっている。

主な歳出項目の概要は次のとおり。

1. 国 債 費

現下の一段と深刻さを増した財政事情のもと、引き続き、低率繰入等 (3兆2457億円) を停止し、一般会計承継債務の返還 (8054億円) を延期。

2. 経済協力費

開発途上国の自助努力を援助する上で、政府借款の果たす役割の重要性等に鑑み、その原資の一部として「海外経済協力基金」出資金3354億円を計上。

3. 中小企業対策費

中小企業金融対策の一環として、国民金融公庫補給金375億円を計上。

4. 産業投資特別会計への繰入れ

- ・NTT事業を引き続き行うため1725億円を計上。
- ・既往貸付金の繰上償還を行うため1兆1087億円を計上。

5. 決算調整資金への繰入れ

5年度決算不足補填の繰戻し（5663億円）を延期。

6. その他

税務行政の効率化・合理化を図るための国税総合管理システムの開発、物納財産の円滑かつ適正な管理・処分、通関事務電算機処理対象地域の拡大、老朽化した公務員宿舎の建替え等に必要な経費を計上。

⑯ 文 部 省

1. 私学助成の拡充 —— 私立高校40入学級推進補助の実現

- ① 私学助成については、今年度、高校以下で25%減の削減を受けており、95年度予算編成でも最大の焦点となった。大蔵原案では、大学については前年度比5%減、高校以下では10%減という厳しい査定を受けた。しかし、連立与党も最重要項目の一つとして復活折衝にあたった結果、大学については今年度比70億円（2.6%）増の2,804億円、高校以下についても同31億円（4.9%）増の666億円を確保することができた。
- ② 特に、高校以下の私学助成の中に、私立高校の40入学級を推進するための政策誘導補助を新たに計上することができたことが大きい。これは、社会党が強く実現を求めてきたものであり、今後はこうした国の責任や政策目標を明確にした政策誘導型補助枠を更に拡大することにより、私学の教育条件の維持向上や父母負担の軽減につながる私学助成の充実を図っていきたい。

2. 教職員定数やカリキュラムの改善等

- ① 公立小中学校等の教職員定数については、第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画（93～98年度）の3年次分として、チームティーチングの導入、特殊教育諸学校の学級編制の改善等を中心に、5,084人の改善増を当初要求どおり確保し、計画の着実な推進を図ることとした。
- ② 義務教育費国庫負担制度と義務教育教科書無償給与についても、大蔵原案の段階で制度を堅持することができた。
- ③ 次期学習指導要領の改訂にあたっては学校完全5日制への対応が不可欠であるが、それも検討課題に含む「カリキュラム構成等に関する調査研究費」を新たに計上した。
- ④ 学校図書館と公共図書館の連携や情報ネットワーク化を図るため、学校図書館情報化・活性化推進モデル事業を新規に計上している。

3. 子どもたちの相談体制の充実（いじめ緊急対策）

いじめを苦にした自殺が相次いでおり、その緊急対策として、臨床心理士らカウンセリングの専門家を学校に派遣するスクールカウンセラー活用調査研究委託（3億円）、いじめ問題等に関する相談業務体制の整備（9千万円）が認められた。あわせて市町村教育委員会の教育相談員の配置に14億円程度を地方交付税措置として措置することが内定した。

4. 魅力ある科学教育の推進（理科離れ対策）

理科離れ対策として、公立科学学習センターの施設整備費（5億円）や、理科担当教員のための観察実験指導力向上講座を実施する新規事業が認められた。また、大学・高等専門学校において、体験入学等の事業を行い、青少年はじめ社会の各方面に理工系分野の魅力を情報発信するための理工系教育推進経費（1億円）が認められた。

5. マルチメディア教育への対応

マルチメディアを教育にどう生かすかという課題に応えるため、新教育メディア研究開発・利用促進事業（3億円）、学校教育関係者に対し、学習活動等に必要・最適な教育用ソフトウェアの選択機会を提供するための「教育用ソフトライブラリセンター整備補助金」の創設（19億円）が認められた。また、都市部の学校とへき地の学校を光ファイバーで結んで大画面テレビ等によって双方が一体となった授業方法の研究開発にも着手する。

6. 先端的、独創的な学術研究の発展

- ① 科学研究費補助金は増加額が初めて3桁（100億円）の大幅な拡充となり、前年度比12.1%増の924億円を計上した。
- ② 創造性豊かな世界の最先端の学術研究を推進する卓越した研究拠点（COE=センター・オブ・エクセレンス）の形成を促進するため、総額92億円を新規に計上した。
- ③ 国立学校施設の高度化・多様化の推進等（老朽化・狭隘化対策を含む）として、1,371億円を計上した。

7. 留学生交流の促進

- ① 今年度から始まった短期留学制度（1年以内）の対象国をアジア諸国に拡大し、受け入れ枠も100人から千人に大幅に拡大した。これは、村山政権が戦後50周年事業の目玉とする「平和友好交流計画」の一環でもある。
- ② 外国から私費で来る留学生を支援するため、学部生で一人当たり月額6万円の新たな奨励費を支給することにした。

8. 教育費負担の軽減

- ① 家庭の所得状況に応じて保育料等を減免する幼稚園就園奨励事業を行う市町村への補助については、3歳児分の充実を図るとともに、私立幼稚園に対する減免単価の改定を行った。
- ② 育英奨学事業については、貸与月額で高校1,000円、大学・大学院各3,000円の増額を図り、貸与人員でも大学院生4,200人、専修学校生200人を増員した。また、大学学部、短大の貸与人員については、平成6年度以前の新規増員による学年進行により、4,145人を増員

した。

③ 96年4月からの国立大学入学者の入学料は、大蔵原案では2万円アップとなっていたが、復活折衝により上げ幅を1万円に圧縮して27万円とし、最大限の抑制を図った。

9. 地域におけるスポーツ活動の推進

① 生涯スポーツの振興を図るため、新規にスポーツ指導者養成活用システムの改善充実に関する調査研究費を計上するとともに、9市町村を対象に総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業を行うための予算を確保した。これは、地域スポーツクラブを基軸とするスポーツの構造改革を進める施策を具体化していく第一歩である。

② 学校の運動場は降雨や積雪後の排水状態が悪いため、地域住民が予約していても利用できないケースが多く、排水施設を完備した運動場の整備が求められている。95年度予算案では、この要望に応え、はじめて屋外運動場のモデル的整備を補助対象とし、5億円を計上した。

10. 文化予算の拡充

① わが国の文化関係予算は欧米諸国と比べて貧弱な状況にあり、文化国家にふさわしい予算の充実を重視し、文化庁予算は総額で668億円を確保することができた。増加額は72億円で過去最高、伸び率は12.1%と1979年度以来の高水準である。

② 内容的には、舞台芸術高度化・発信事業の推進や文化財の保存活用の充実を図った他、新規事業として、地域における舞台芸術の振興を図るための舞台芸術推進地域プラン（1億円）、文化財の国際協力拠点の整備（6億円）、古代ロマン再生事業（3億円）などが認められた。

（注）予算金額は億円未満は4捨5入

⑯ 厚生省

社会党は、厚生分野の予算編成において、新ゴールドプランとエンゼルプランの策定、おいしい水の確保と廃棄物処理対策、被爆者援護法制定に伴う財源確保の4点に力点を置き精力的に活動した結果、以下のような成果をあげることができた。

1、新ゴールドプランのスタート

現行ゴールドプランを全面的に見直した新ゴールドプラン（94年12月18日大蔵・厚生・自治3大臣合意）が、95年度からスタートすることとなった。

①新ゴールドプランによる整備目標の引き上げ

99年度までの在宅・施設サービスの整備目標は、ホームヘルパー（10万人→17万人）、ショートステイ（5万人分→6万人分）、デイサービス（1万か所→1.7万か所）、特別養護老人ホーム（24万人分→29万人分）、老人訪問看護ステーション（5千か所）、マンパワー養成確保（寮母20万人、看護職員10万人、OT・PT1.5万人）などとなっている。5年間の総事業費は9兆円超（現行では7兆8千億円超）。

95年度予算では、新ゴールドプラン関係予算は5994億円（94年度5029億円 対前

年度965億円の19%増）。主な整備項目は、ホームヘルパーの増員（59,005人→92,482人）、ショートステイの増（24,274人分→29,074人分）、デイサービスの増（5,180か所→6,180か所）、特別養護老人ホームの増（212,019人分→227,329人分）などである。なお、94年度補正予算の中で、国費ベースで481億円が計上された。

②高齢者介護の質的改善

24時間対応ヘルパー（巡回型）の創設や特別養護老人ホームの居室面積の拡大（1人当たり30.83m²→34.13m²）、都市型小規模特別養護老人ホームを整備するなど、高齢者介護の質の向上を図る。

2、エンゼルプランを策定し、保育対策を充実

「今後の子育て支援のための施策（エンゼルプラン）」を文部・厚生・労働・建設の4大臣合意（94年12月16日）で策定した。その一環として、「緊急保育対策等5か年事業」を大蔵・厚生・自治の3大臣合意（94年12月18日）によってスタートさせた。

①「緊急保育対策等5か年事業」による主要整備目標（95年～99年）

低年齢児（0～2歳児）保育の促進（45万人→60万人）、時間延長型保育サービスの整備（2230か所→7000か所）、一時的保育サービス（450か所→3000か所）、放課後児童クラブ（4520か所→9000か所）、多機能化保育所の整備（5年間で1500か所）、地域子育て支援センターの整備（236か所→3000か所）、乳幼児健康支援デイサービスの充実（30か所→500か所）などを図る。総事業費は3000億円。

95年度予算においては、180億円の財源が確保され、低年齢児（0～2歳児）保育の受入れ枠の拡大（45万人から47万人）や低年齢児の受入れに積極的に取り組む保育所に助成する事業の創設（800か所）、また、産休・育休明けの乳児入所枠が確保されるモデル事業（1400か所）や早朝・夕刻の保育ニーズに積極的に対応する保育所への助成事業（3763か所）の創設などが実施される。ほかにも放課後児童クラブ（700か所増）やコミュニティー児童館の整備、子育てネットワークの中心として保育所等に設置する地域子育て支援センターの拡充（118か所増）が図られる。

なお、児童家庭対策費総額は6042億円（94年度5872億円 対前年度170億円増）である。

3、国民健康保険制度の改正

①保険料負担の不均衡是正と中間所得者層の負担軽減を図るため、応益割合に応じて、保険料軽減制度を次のように段階的に拡充する。

応益割合	35%未満	35%以上 45%未満	45%以上 55%未満	55%以上
現 行	一律	6割、4割		
95年度	5割、3割※	6割、4割	6割、4割、2割	6割、4割
96年度以降	5割、3割※	6割、4割	7割、5割、2割	6割、4割

※ 保険者は、当分の間、現行の6割、4割軽減のままですることができる。

②保険基盤安定制度の国庫負担の変更として、現行（本則）の定率国庫負担を定額国庫負担にする。95年度は170億円、96年度は240億円とする。

③その他、財政安定化支援事業の継続（地方財政措置1250億円）や高額医療費共同事業の拡充などが図られる。

4、老人保健制度の改正

①老人加入率の上限20%を95年度は22%に引き上げる。また下限についても現行1%を1.4%に引き上げる。

②また拠出金の負担が著しく重くなる保険者に対する緩和措置の実施や老人医療費拠出金のあり方について3年以内に見直す条項を設けるなどの措置が図られる。

5、障害者などの福祉対策

障害者福祉対策予算は2490億円（対前年度186億円増）で、市町村障害者社会参加促進事業の創設（80市町村）や障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業（30か所→45か所）など。また、精神障害者社会復帰施設が大幅に増え、216か所から271か所となった。

6、水道、廃棄物処理対策

安全で良質な水道水の安定供給や「ごみゼロ社会」をめざした廃棄物対策を推進するため、生活の質的向上を実現する水道の整備として、1136億円（対前年度110億円増）、廃棄物対策の推進費が1037億円（106億円増）、合併処理浄化槽126億円（10億増）が盛り込まれた。

公共投資重点化枠として、106億円配分され、それを含めて対前年度9.5%の高い伸びとなった。なお、94年度補正予算において、合併処理浄化槽整備に47億円が計上された。

7、原爆被爆者援護対策の充実

被爆者援護法制定に伴い事務費4億円、特別葬祭給付金の創設（10万円、2年償還の国債77億円）が計上されている。

また、中国残留邦人等（サハリン含む）の対策として、毎年一時帰国ができるようになったほか、永住帰国者に対する援護も拡充された。

⑯ 農 林 水 産 省

1. ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の主要施策について (同時に決定された平成6年度補正予算を含める)

①農業農村整備緊急特別対策（公共事業）

扱い手が相当数存在するなど地域の体制が整っており、緊急的に農業の体质強化を図る必要が

ある地区において、継続事業の工期短縮・新規事業の短期間での整備完了を図ること、及びは場整備等の核となる事業とこれに関連するかんがい排水事業等を有機的な連携の下に実施することにより、①担い手を育成し、高生産性農業を確立するための生産基盤整備、②中山間地域活性化のための条件整備を、短期間に集中的に推進する。

②地域の農業生産の高度化等のための諸施設の整備

農業構造改善事業、山村振興等農林漁業特別対策事業、農業生産体制強化総合推進対策及び畜産再編総合対策の機動的な実施により、地域農業生産の高度化等のための諸施設（農作業の効率化・共同化を助長する施設、品質向上・高付加価値化等を図るための施設、営農技術の普及向上を図る施設、地域資源を活用した就業機会の創出するための施設、等）の積極的な整備を推進する。

③農地流動化対策

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を実現するためには、過去10年間の農地流動化実績の2～3倍に相当する農地流動化を進める必要があることから、先導的な地域に対する促進費の交付、農地保有合理化法人の借入金に係る利子に対する助成、農地保有合理化法人に対する債務保証の創設等、農地流動化施策を拡充する。

④農業内外からの新規就農者の確保対策

新政策が目標としている経営体数（個別経営体数：約35万～40万、組織経営体数：約4～5万）を確保するため、農業大学校、民間研修教育施設、先進農家等において実践的な研修教育を受けるのに必要な経費、住居の移転等就農の準備に必要な経費を対象とする無利子の就農支援特別資金を創設する。

⑤土地改良負担金対策

土地改良負担金の軽減を図るため、平準化事業の採択用件を緩和し、採択期間を延長するとともに、中山間地域における平準化対象金額を拡大するほか、農用地利用集積に積極的に取り組む地区について、負担金の利息相当額の一部を助成金として交付するなど、土地改良負担金総合償還対策事業を拡充する。

⑥現場に直結する技術開発の促進（省略）

⑦個別品目〔畑作物、果樹、畜産、でん粉〕対策（省略）

⑧中山間地域新部門導入資金（仮称）の創設

地域の特性を生かした新規作物の導入等により経営の改善を図っていこうとする先駆的な農業経営を支援するため、先進地調査、栽培技術の習得、機械・施設の導入、初度的な運転経費等を対象とする無利子資金を農業改良資金の中に創設する。

⑨中山間農地保全対策事業

農地保有合理化法人が買い入れ又は借り入れた農地について、受け手が確保されるまでの間、同法人が管理耕作することにより、農地の保全とともに、農業が有している国土保全機能等の維持増進を図るために、管理耕作に必要な経費（生産資材費、農業機械リース料、雇用労賃等）のための借入金について無利子にするため、国、県が利子助成を行う。

⑩農家負担軽減支援特別対策

農業を継続する意思のある者のうち、新規投資等により経営改善を進めようとする者に対し、既往債務の負担の軽減を図るために、農家負担軽減支援特別資金（金利2.5%）を創設するとともに、自作農維持資金等について、利子助成や貸付限度額の拡大等拡充を行う。また、農業経営基盤強化資金の融資枠を拡大するとともに、負債整理の貸付限度額を拡大する。

2. 担い手に重点をおいた効率的かつ安定的農業経営の育成

農業生産基盤整備を通じて、生産性が高く、生産コストの低い農業経営体の育成をはかり、担い手への農地利用の集積を行う。その場合、担い手への農地利用集積率がおおむね20%増加することを要件として、無利子資金を導入する担い手育成基盤整備事業として、平成7年度概算決定額34,240百万円。補助率50%。

経営体の育成・強化をふくめ、地域連携による経営体発展の条件整備や女性、高齢者などの活力の結集をはかる地域農業基盤確立農業構造改善事業として、平成7年度概算決定額21,691百万円。平成6年度補正予算額38,500百万円。

3. 農山漁村地域の活性化

「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」の実現にむけて、女性の農業技術、経営管理能力向上などを支援する農村女性活動促進事業として、平成7年度概算決定額214百万円。高齢者が健康的な生活を営める環境を整備するとともに、その有する経験・技術・知識等の能力が発揮できるようにするための農村高齢者活動促進事業として、平成7年度概算決定額72百万円。

中山間地域において、新規作物の導入による起業支援、生活基盤の整備等総合的な地域活性化の支援措置をふくめた山村振興等農林漁業特別対策事業として、平成7年度概算決定額21,570百万円。

4. 環境問題への積極的な対応

環境保全型農業の全国展開をはかるための環境保全型農業総合推進事業として、平成7年度概算決定額1,000百万円。農業技術開発支援事業として、平成7年度概算決定額103百万円。環境保全型農業導入資金として、貸付け枠10百万円。

林 野 庁

1、林業・木材産業の活性化と緑豊かな森林・山村の整備

国産材の低コスト化の推進のための木材供給低コスト化総合対策として、平成7年度概算決定

額2,718百万円（うち公共投資重点化枠712百万円。緑の環境整備の推進のための林野公共事業として、平成7年度概算決定額26,000百万円。国有林野事業の一般会計からの繰入れ45,881百万円（うち公共投資重点化枠785百万円）。

水産庁

1. 漁業経営対策の強化

- (1) 「低利資金の創設」 より効率的かつ安定的な漁業経営体を育成するため経営改善を図るために必要な低利の運転資金を供給する。（融資枠1,000億円；新規）
- (2) 「漁業生産構造再編整備推進事業（減船対策）の推進」 漁業生産構造対策として、資源状況に見合った生産構造の再編を図るため、減船対策予算の拡充を図るとともに、補助対象を拡大する。35億円（前年度28億円）
- (3) 「水産物調整保管事業の拡充」 需給状況に即応して、水産物の価格安定を図るため、調整保管事業の対象範囲の拡大、運用の弾力化等を進める。事業規模49億3千6百万円（前年度40億3千百万円）
- (4) 「漁業共催の加入促進」 漁業者のニーズの変化、多様化等に対応して加入の一層の拡大と収支の安定を図るため制度改正を行うとともに、政府の特別会計における保険金支払財源が不足している実態にかんがみ、円滑な保険金の支払を確保し、漁業者の経営安定を図るという制度の目的を達成するため、平成6年度末の累積損失見込額（現金不足額）約92億円を平成6年度補正予算一般会計から繰入れする措置を講ずる。（このほか、利子交付金として1億円）

2. 資源管理型漁業及びつくり育てる漁業の推進

我が国周辺水域の水産資源の持続的かつ高度な利用を図るため、資源管理型漁業の一層の推進・定着化と栽培漁業、養殖業の振興等つくり育てる漁業の一層の推進を図る。

- (1) 「資源管理型漁業の推進・定着化」 106億5千3百万円（95億4千6百万円）
①我が国周辺水域漁業資源調査12億3千万円（9億8百万円）
- (2) 「つくり育てる漁業の推進」 406億1千2百万円（402億1千4百万円）

3. 漁業の担い手の育成と漁村の活性化対策の充実

漁業就業者の減少及び高齢化に対処し、漁業への新規参入の促進、担い手の育成確保、漁村地域の活性化を推進する。

- (1) 「漁業の担い手の育成確保」 5億6千5百万円（4億8千9百万円）

4. 水産物流通加工対策

(1) 「水産物流通加工対策」 22億7千万円（22億五千万円）

①地域水産物高度化推進圏形成事業 5千万円；新規

②広域流通圏整備事業 1億3千3百万円；新規

(2) 「水産物消費対策」 1億9千2百万円（1億9千6百万円）

①水産物消費改善総合対策事業 1億1千4百万円；新規

5. 漁業生産基盤及び漁村生活環境の整備の強化

(1) 「漁港漁村整備の推進」 第6次漁港整備長期計画に基づき、生産基盤としての漁港の整備に併せ、立ち遅れた漁村の生活環境の整備等を促進する。2,165億7千9百万円（2,149億5千2百万円）

①漁村ライフリフォーム 4億円；新規

(2) 「漁港海岸事業」 第5次海岸事業五か年計画に基づき、海岸保全施設の整備及び海岸環境の整備を促進する。171億2千百万円（166億4千2百万円）

(3) 「沿岸漁場整備開発事業」 第4次沿岸漁場整備開発事業に基づき、魚礁設置、増養殖場造成、漁場保全を促進する。309億2千5百万円（298億7百万円）

(4) 「沿岸漁業構造改善事業」 沿岸漁業活性化構造改善計画に基づき、増養殖場、近代化施設、漁村環境の整備等を促進する。76億9百万円（74億1千2百万円）

6. 技術開発の推進と試験研究の強化

(1) 技術開発の推進 20億8千2百万円（20億5千6百万円）

①マンド魚場造成システムの開発 9千8百万円；新規

②磯焼け対応システムの開発 4千2百万円；新規

⑯ 通 商 产 業 省

わが国は、これまでの大量生産・大量消費の経済社会から、ゆとりと豊かさに満ちた21世紀を迎えるため、既存の制度・システムの枠組みを大胆に組替え、自己責任に基づきられた創造力と活力に満ちあふれた新しい経済社会を構築すべく、経済構造改革を推進することが必要である。

このため、国内的には市場機能の強化、情報化及び研究開発のための社会資本の整備を通じた国際社会に開かれた豊かな経済社会の実現、既存事業者の経営資源の有効活用による事業革新の支援、新規活動分野の開拓等を通じた産業構造転換を促進し、対外的には調和ある対外経済関係の構築と地球的課題の解決にたいして責任ある対応を図るため、以下の予算的措置を優先的に講じた。

【国際的協調と開かれた経済社会への改革推進】

(市場機能の強化による経済改革の推進)

わが国及び主要国の輸入阻害的な規制、取引慣行の実態を調査・比較分析し、情報を蓄積・公表するための市場アクセス実態事業調査費（新規）や内外価格調査の拡充に計228百万円（94年度予算額=以下同じ=89百万円）を確保した。

(社会資本の整備)

21世紀を見据えた社会資本の整備のために、従来の公共事業費シェアの見直しを含め、公共投資重点化分50億円を要望し、高齢化社会に向けた創造的経済発展基盤地域の形成、人間工学、情報科学の研究拠点の整備、開放的なコンピューター・ネットワークを活用した産業分野、公的分野等の先進的な情報化モデル事業の推進、21世紀型商店街の基盤整備を行う事業に対する補助に、計4,572百万円を確保した。

【産業構造転換の促進】

事業革新の円滑化を図るために必要な情報の収集・分析・提供事業の推進に、50百万円、ベンチャービジネス・ニュービジネスの円滑な事業展開を支援、債務保証に係る基金を充実のために、350百万円を新規に計上した。

【中小企業施策の推進】

中小企業の技術・ノウハウの開発・事業化及び創業支援のため、技術改善費補助金、信用保証制度の無担保保証の拡充、中小企業創造団地（貸工場）の整備促進に、計8,326百万円、小規模企業共済制度の見直しとして小規模企業共済制度改革に伴う補助等に新規に5,543百万円を確保した。

【総合エネルギー政策の展開】

社会党が強力に主張している住宅用太陽光発電システムの普及・促進には、3,070百万円（2,033百万円）、廃棄物発電施設建設への支援等を通じた廃棄物発電の普及促進に新規に1,250百万円を確保した。

【環境調和型の経済社会構築】

廃棄物処理・再資源化促進のための技術開発等に3,070百万円、地球温暖化等の根本的な解決のため、革新的な地球環境技術の開発推進に6,731百万円を確保した。

② 運 輸 省

1. 概況

閣議決定された政府原案では、一般会計の歳出は約71兆円（対前年度△2.9%）、運輸省所管一般会計予算は、9361億円（対前年度+1.2%）となっている。

今回の予算の特色は、21世紀を控え新たな時代の要請に的確に対応して公共投資の重点化を図るため、公共投資重点化枠が設けられたことである。運輸省所管分では、公共事業に228億円、その他施設費に11億円、合計239億円となった。

運輸省所管の公共事業については、この重点化枠が手厚く配分され、全体として4794億円、また、他省分を含む運輸省関係一般公共は6301億円、対前年度4.2%の伸びとなった（政府全体の伸びは4.1%）。幅広い政策経費を含む行政費については、厳しい財政状況の中、対前年度△2.3%で、4567億円となった。

2. 公共事業費

- (1) 整備新幹線については、見直しが行われ、新たな申合せがなされた。要求どおり269億円（対前年度44%の伸び）が認められ、北陸新幹線高崎・長野間等3線5区間の事業が推進されるとともに、3線5区間以外の区間の整備に大きな前進をみることとなった。
12月19日の関係大臣申合せの概要は次のとおりである。
 - ①東北新幹線盛岡・沼宮内間をフル規格で工事実施計画の認可。八戸駅を含めフル化の工事に7年度に着手。八戸・青森間のミニ新幹線計画を取下げ。
 - ②整備の緊急性の高い熊本駅と富山駅の工事実施計画を認可。新たに整備新幹線駅整備調整事業費という予算を設け、全額国費により駅の設計、測量等に着手。地方の強い要望に応え、地方による用地の先行取得。
 - ③新たに長大トンネルの試掘調査に着手（八甲田トンネル、飯山トンネル、第二筑紫トンネル）。
 - ④新たに小松駅及び福井駅の調査
 - ⑤北陸新幹線小松・南越間の工事実施計画認可申請。
 - ⑥北陸新幹線南越・敦賀間のルート公表、環境影響評価の着手。
 - ⑦北海道新幹線及び九州新幹線（長崎ルート）について建設推進準備事業の推進。
 - ⑧平成9年を待つことなく新しい基本スキームの検討を引き続き行い、平成8年中に成案を得ること等。
- (2) 空港整備については、1318億円、対前年度7.3%の高い伸びとなった。特別会計においては、関西空港全体構想調査に21億円、中部新国際空港・首都圏空港の調査にそれぞれ2.5億円、1.4億円が、新規着手事業として、広島、山口宇部（滑走路延長）、神戸（新規）について1億6500万円が、また、関西国際空港について着陸料の引下げにより国際競争力の強化を図ることが認められた。
- (3) 港湾整備については、3,567億円、対前年度1.0%の伸びに留まつものの、平成6年度の伸び率（0.7%）を上回るとともに、新規制度について、ほぼ要求どおり、認められた。また、併せてまとめられた6年度の補正予算においては、210億円が計上された。
- (4) 高潮・津波対策、侵食対策等の国民の生命と財産を守る海岸整備については、402億円、対前年度2.8%の伸びで、ほぼ前年並みの伸びとなった。
- (5) 通勤、通学時の混雑緩和への対応や高速鉄道ネットワーク形成のための都市・幹線鉄道の整備は667億円、対前年度5.4%の伸びとなった。地下鉄の整備では、福岡3号線の新規採択が認められた。
- (6) 航路標識の整備については、79億円、対前年度0.6%の伸びとなった。

3. 行政費

- (1) ゆとりと安心を実感できる地域の暮らしの実現に向けて、以下のとおり所要額が認められた。
- ①鉄道駅における高齢者・障害者等に配慮したエレベーター等の施設の整備（1.1億円）、人にやさしい交通実現のための調査（6500万円）、大都市交通センサス（1億円）、観光基盤施設の整備（3億円。自動車旅行拠点の新規採択3ヶ所）、鉄道の安全対策（49.5億円）等。
- ②地域の実情に即した交通を確保するため、地方バスの維持・整備（98.2億円）、離島航路の整備・近代化（42.8億円）、バス交通活性化対策（6.2億円）。
- ③環境問題への対応として、二重構造タンカーへの早期代替のための船舶解撤促進対策（4.5億円）、温室効果気体観測体制整備等の気候変動対策（16.3億円）等。
- (2) 次世代へ向けての技術開発等として、超大型浮体式海洋構造物（4.9億円）、テクノスーパーイナー（1.5億円）、リニアモーターカー（48.3億円）、航海訓練所練習船「青雲丸」の建造（8.4億円）が認められた。
- (3) 海上保安体制の整備の推進として、急増するけん銃・麻薬等の密輸や不法入国対策等への対応を含む巡視船艇の建造、航空機の整備等の広域的哨戒体制の整備、海洋調査の充実・強化に133.2億円が認められた。また、気象観測体制の整備の推進として、台風・集中豪雨雪対策等としての運輸多目的衛星の整備等観測予報業務の強化に33億円、地震対策・火山噴火対策に2.4億円が認められた。
- (4) その他、運輸関係国際協力の推進に6.1億円、世界観光機関アジア太平洋事務所設置に伴う支援に4200万円、国際観光振興会に対する補助に24億円が、また、日本国有鉄道清算事業団に対する財政措置として、635億円が認められた。

② 郵 政 省

[一般会計]

1. 一般会計18%増、マルチメディア時代への第1歩

95年度の通信関係予算編成における最大の焦点は、間近に迫るマルチメディア時代に対応した編成ができるかどうかであった。総論から言えば、94年度郵政省所管一般会計予算424.7億円と比べ、95年度予定額は502.5億円の18.3%増と、緊縮した財政状況の中ではかなりの重点を置いた編成と評価されよう。

2. 情報通信インフラが公共投資重点施策に

一般会計の中では、公共的アプリケーションの開発・普及を行う地域・生活情報通信基盤高度化事業として23億800万円、基礎的・汎用的技術の研究開発に20億円、併せて43億800万円が公共投資重点施策として認められた。前者はソフトの面からの高度情報化への先導的促進策であり、後者は技術開発の基礎体力ともいえる基礎・汎用技術研究への支援策である。高度

情報化社会への施策といえば、ともすれば光ファイバ敷設などハード建設ばかりに脚光があたりがちだが、ネットワークをどう利用するのかという利用する側からの視点と、採算が期待できなないわば下支え的施策にこそ政府の役割があり、これらの施策が認められたことは大きな意義がある。

加えて、従来は公共投資＝道路、橋といった発想に縛られがちであったが、次世代の基幹的インフラストラクチャーである情報通信インフラがその対象となったことは、額は小さくとも特筆すべき大きな第1歩である。

3. 光ファイバ・ネットワーク建設へ超低金利融資で民間支援

マルチメディア社会実現へ向けて、加入者系光ファイバ・ネットワークを整備する民間事業者（第一種電気通信事業者、CATV事業者）の負担軽減のため、2000年までの先行整備機関における新たな政策融資制度が認められた。具体的には、社会資本整備特別措置法に基づく低利融資（NTT-C'型融資＝現行金利3.64%）に、さらに一般会計から利子補給を行い最終的に下限2.5%の超低利融資制度とするもの。95年度融資枠は300億円で、一般会計からの利子補給は23億円となる。

さらに、過疎地、離島等については、現行の「ふるさと財団」による無利子融資制度（地域総合整備資金貸付制度）を活用することになった。

〔三事業特別会計〕

1. マルチメディア・パイロットプロジェクトへの参画（15億5100万円）

95年7月から、関西文化学術研究都市で、光ファイバー網を利用して、通信と放送が融合した新しいマルチメディア情報通信サービス（新世代通信網パイロットモデル事業）が始まった。この事業に、為替貯金・郵便ホームページサービスの実験を行うことになった。具体的には、為替貯金について「商品・サービス・金利」「貯蓄・税制」「年金の受給手続」「その他生活関連情報」の案内、「通常貯金・振替口座の現在高等の照会」「電信振替による送金」などの照会・送金サービスの実験を行う。郵便については、「特殊切手」や「ふるさと小包」受注システムの実験を行う。

2. 郵便事業の情報化・効率化の推進（404億3800万円）

大口利用者に対する郵便サービスの改善として、広告郵便物等の料金減額制度が改善された。減額率の上限が撤廃され、通信物流市場の変化に機敏に対応できることになった。

また、郵便を利用しやすくするために、郵便窓口の混雑緩和のため郵便料金案内・証紙発行機、切手発行機などの配備、不在持ち戻り電話自動応対システムの開発、バーコードを活用しての配達局における局内作業の情報機械化などが図られる。

3. 簡易保険・郵便貯金資金運用制度の改善・充実

簡保・郵貯の資金の運用について、金融・経済環境の変化に適切に対応し、資金運用を充実させ、加入者・預金者の利益を守るために、運用先が拡大された。具体的には、外貨運用の為替変動リスクの軽減のため、証券会社を通じた為替予約ができるようになり、保有債権も、これまでの

国債に加え、新たに地方債、公庫公団債、金融債及び外国債も運用できるようになった。

㉙ 労 働 省

1. 雇用支援トータルプログラム等の継続実施

社会党は、依然として厳しい雇用状況に対応するため、平成6年度限りの暫定措置である「雇用支援トータルプログラム」を引き続き実施することを求めた。

この要求が受け入れられ、予算案には、「雇用支援トータルプログラム」を継続実施することとし、雇用調整助成金制度の拡充等企業の雇用維持支援を強化するとともに、特定求職者雇用開発助成金の年齢要件の引下げや助成率の引上げなど、中高年齢離職者の増加に対応した再就職促進の施策が盛り込まれた。予定額は、3364億円で前年度比16%増。

また、平成7年6月に廃止期限を迎える「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を改正し、現行の特定不況業種雇用対策を継続するとともに、産業構造の変化に伴い雇用調整を余儀なくされている業種等の失業の発生を防止するため、失業なき労働移動による雇用機会の確保や能力開発を支援する対策が新たに実施されることとなった。

《雇用構造転換円滑化対策》

① 労働移動雇用安定助成金（仮称）	0 →	27億円
② 労働移動能力開発助成金（仮称）	0 →	11億円
③ 相談援助の実施	0 →	12億円

2. 新卒者を中心とする若年者対策の拡充

大学新卒者等をとりまく就職環境は、あいかわらず厳しい状況になっており、未就職卒業者が多数発生することが懸念されている。とりわけ、女子学生は、男子学生と比べ一段と厳しい状況におかれており、雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保対策の面からも積極的な支援措置が必要である。

このため予算案では、学生職業センターを通じた未就職卒業者等に対する就職支援対策（予定額 5億円、前年度9千万円）、女子学生の均等な就職機会確保対策の実施（予定額 2千万円）、そして若年求職者に対する機動的な職業能力開発の実施（予定額1億円）が新たに加わるなど、若年者対策が拡充された。

4. 職業生活と家庭生活との両立支援策の推進

社会党は、職業と家庭生活の両立を図るために施策として家族の看護・介護のための休業制度の法制化を強く求めてきた。先の連立政権発足を契機に関係省庁の法制化への取組みが積極的になり、すでに国家公務員等についての介護休暇制度が94年9月から施行された。民間労働者を

対象とする看護・介護休業の法制化については、現在、次期通常国会への提案をめざして関係審議会で審議されており、法制化問題はいよいよ山場を迎えることとなる。予算案では、介護休業制度の早期導入を促進するために、同制度を導入する事業主に対する奨励金制度等が創設された。また、先の通常国会で雇用保険法等の一部改正により、育児休業給付制度が創設され、4月から休業前の賃金の25%相当額が支給されることとなっており、その費用として225億円が盛り込まれた。

	平成6年度=当初	7年度
① 介護休業制度導入奨励金（仮称）の創設	0	→ 4億円
② 育児・介護費用助成金（仮称）の創設	0	→ 17億円

5. 職場における安全と健康の確保及び的確な労災補償制度の実施

社会党は、労働災害・職業病の根絶をめざし、労働安全基準の周知徹底を図るとともに、労働災害による重度障害者の家族の実情に配慮した介護料引上げ等災害補償対策の強化拡充を求めてきた。また、「過労死」を予防するためにも労働災害認定のあり方の見直しと迅速な救済の実現を強く主張してきた。認定基準については、疲労の蓄積と精神的負荷を判断材料に加える等の見直しがおこなわれることとなった。

予算案では、重度被災労働者に対して介護サービスの提供を行ったり、在宅介護に対応した住宅の新築、増改築に際し低利の貸付けを行うなど介護施策の充実がもりこまれた。

	平成6年度=当初	7年度
① 労災ホームヘルプサービス事業の実施	0	8億
② 在宅介護住宅資金貸付制度の創設	0	6億
③ 介護機器レンタル事業の実施	0	3億
④ 労災ケアサポート事業の推進	3億	5億

6. 高齢者対策の総合的展開

社会党は、本格的な高齢社会に対応するため、希望すれば65歳まで現役で働くような環境づくりの促進を求めてきたが、先の通常国会で高年齢者雇用安定法が改正され、60歳未満の定年を定めてはならないこととなり、また雇用保険法の改正により定年後60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進をはかることを目的として雇用継続給付制度が創設され、4月から高年齢雇用継続給付（予定額 895億円）の支給が開始されることになった。このほか、高年期雇用就業支援センターの設置、高年齢者キャリア活用センターの拡充等が図られ、高齢者対策関係の予算総額が2,834億円となり、前年度（平成6年度 1,860億）に比べ大幅に増額された。

7. 失業対策事業

失業対策事業については、失業対策制度調査研究報告において、同事業は平成7年度末で終息

することとし、終息時 6・5 歳未満の者については終息後の生活の激変を緩和するための措置を講ずるとの意見がまとめられた。

社会党は、やむを得ず終息せざるを得ない場合にも、暫定的な就労機会の提供や特例給付金の増額等、就労者の終息後の生活の安定に特段の配慮を講ずることを強く要求し、その結果、平成 8 年度予算において措置されることとなった。

なお、7 年度予算では、失業対策事業経費として 47 億円が確保されている。

8. 季節労働者の通年雇用の促進

北海道を初めとする積雪寒冷地においては、建設業等の冬期事業活動の休止により、離職を余儀なくされる季節労働者が 29 万人おり、これらの季節労働者の雇用の安定を図っていく必要がある。

社会党は、北海道等の積雪寒冷地域における季節労働者に係る各種給付金制度の延長を図るとともに、法制定を含めた抜本的雇用安定対策の検討を求めてきた。

その結果、平成 6 年度までの暫定措置として実施してきた冬期雇用安定奨励金制度、冬期技能講習助成給付金制度が平成 7 年度以降 3 年間延長されることとなり、予算案では、通年雇用奨励金制度を含め、総額 268 億円（平成 6 年度 258 億円）が盛り込まれた。

②③ 建 設 省

1 高齢社会に対応したゆとりある住まいづくりの推進

① ゆとりある住まいづくりを推進するため、住宅金融公庫融資について、優良分譲住宅等の購入に対する貸付限度額を一戸あたり 100 万円引き上げるほか、中間金利口の上限面積を 16.5 m²から 17.5 m²に引き上げ、低利融資の対象範囲を拡大する。

② 21 世紀初頭までに高齢者等にやさしい良質な住宅ストックを約 500 万戸確保するため、従来からの特別割増貸付額を縮減する一方、高齢者対応構造工事の実施（バリアフリー化）を標準としたうえで、高齢者同居、障害者同居及び二世帯住宅の割増融資額を一戸あたり 150 万円引き上げるほか、既存住宅の改良についても、高齢者・身体障害者用設備設置工事を行う場合の割増融資額を一戸あたり 100 万円引き上げる。

③ 現行の公営住宅制度を補完するため、土地所有者等が建設する住宅を、地方自治体、地方住宅供給公社が借上げ又は買い取って低所得者向けに賃貸する「特定借上・買取賃貸住宅」を創設する。

2 高齢者・障害者や子どもにやさしいまちづくりの推進

歩道等の段差の解消、幅の広い歩道の整備、歩道橋等へのエレベーターの設置等と高齢者等の利用に配慮した建築物の整備を総合的に推進する「人にやさしいまちづくり事業」を拡充、新たに身体障害者用駐車施設に対する補助を追加して、市街地における道路空間等と一体になった移

動ネットワークの形成を促進する。

3 全国的な交流ネットワーク形成の推進

料金を抑制しつつ高規格幹線道路網等の整備を推進するため、高速道路などの有料道路事業に係る公的助成を拡充、国費ベースで対前年度比8%増の3994億円（うち高速道路については、対前年度比15%増の1677億円）を投入し、95年度には高規格幹線道路について281km（予定）を新規に供用する。

4 活力ある地域づくりの推進

① 地方定住促進のための若年層の定住と大都市圏からのU・Jターンの受け皿となる住宅・宅地供給と居住環境整備を推進するため、自治体による住宅マスター・プランの策定等の支援及び地方定住のための自治体による特定優良賃貸住宅の供給を促進する。

② 高速道路の周辺地域の活性化と道路利用者へのサービスの向上を図るために、サービスエリア・パーキングエリアを活用した拠点整備に対する低利融資制度を創設する。

5 快適な生活環境整備の推進

① 21世紀までに、緑のストックを3倍、市街地における緑地の割合を3割以上確保することを目標とした緑と水辺づくりの推進するため、「緑化重点地区整備事業」を創設して公園整備や地区全体の緑のネットワーク形成を図る。

② 水質汚濁の著しい河川・湖沼の水質改善を図るため、排水対策や下水道の整備等の流域対策や河川浄化施設等の整備を総合的に推進する。

6 渴水対策の推進

① 都市における水循環の改善と水質の保全・再生等を図るための雨水の貯留、処理、再利用等を推進する「水循環・再生下水道モデル事業」を創設する。

② 渴水頻発地域におけるダム等の建設を促進するほか、ダム群を連絡する水路を建設する「ダム群連携事業」を創設して既存ダムの有効活用を図る。

7 安心して暮らせる地域づくりの推進

① 21世紀初頭までに病院や社会福祉施設に係るがけ崩れ対策を概ね完成させるため、95年度は緊急事業として特に危険度の高い病院に係る対策に着手する。

② 雲仙・普賢岳対策については、中尾川の土石流対策として、緊急導流堤の工事に着手する。

8 情報基盤整備の推進

高度情報化社会における基盤整備の一環として、道路の地下を活用して電線類の地中化を図るとともに、光ファイバー、電力線等をまとめて収容することのできる「電線共同溝（C.C.BOX）」を整備する電線共同溝整備事業を創設する。

②④ 自 治 省

1. 住民生活水準の維持、地域振興に配慮した地方財政対策の決定

- (1) 95年度の地方財政は、通常収支不足（4兆2600億円）や減税による減収（所得税減税の交付税跳ね返り分1兆2400億円、住民税減税1兆4500億円）によって深刻な財源不足に見舞われた。しかし住民生活水準の維持・地域の実情に即した生活環境の整備の推進・地域振興の観点から、地方債増発や運用部資金の借り入れで対応し、地財計画の規模は対前年度比4.3%の伸びを確保し、8兆5100億円とした。この結果、地方歳入中の一般財源比率は、94年度より0.3%低下した62.9%と見込まれ、また地方債依存度も対前年度0.6%増の13.7%と予想され、地方債残高と特別会計借入金を含めた地方の借金は95年度末で115兆円を超えるものと予想される。地方交付税も入口ベースで13兆2100億円であったものの、出口ベースでは前年度4.2%増の16兆1500億円とし、必要額の確保に努力した。
- (2) ガット・ウルグァイラウンド合意に伴う著しい影響を受け、人口の減少や高齢化により地域活力の低下が懸念される農山漁村地域において、自主性・創意工夫を活かした活性化方策の推進が図れるよう「農山漁村ふるさと事業」を創設した（550億円）。あわせて後継者の育成確保対策、定住促進対策、農林道の整備、藻場・干潟の整備保全事業に対する財政措置として「農山漁村対策」を拡充した（1590億円）ほか、森林整備の担い手対策のための基金の積み増し（100億円）など「森林・山村対策」の拡充を図った。
- (3) 少子・高齢化の進展に的確に対応し、住民に身近な自治体が多様な施策を展開できるよう、ゴールドプラン追加措置額（地方費980億円）、緊急保育対策（地方費180億円）、一般行政経費の社会福祉系統経費の拡充（対前年度6.6%増の3兆3400億円）、地域福祉推進特別対策事業への障害者対策・子育て支援対策の追加など「少子・高齢化の進展に対応した地域福祉施策」の拡充を図った。
- (4) 地域環境基本計画の策定や、廃棄物の減量化・再資源化対策、低公害車やごみ発電の促進、水辺の整備など自然とのふれあいの確保、自然観察会・星空観察などの環境学習等、地域における環境保全対策の取り組みを充実するため、環境保全対策経費を前年度6%増の2330億円とした。
- (5) 自治体による地域情報の発信及び地域情報化のための取り組みを積極的に支援するとともに、ケーブルテレビ推進など、「地域情報関連施策」の拡充として情報関連経費を対前年度11%増とし大幅増額に努めた。
- (6) 質の高い公演・展覧会の開催や住民参加による芸術文化活動の支援、地元アーティストの育成、郷土の伝統芸能の保存・振興、創造的で文化的なまちづくり等、ゆとりと豊かさの実感できる住民生活に積極的に取り組む自治体を支援するため、「地域文化振興対策」を対前年度1.1%増の610億円に拡充した。
- (7) スポーツ教室等への参加促進、スポーツクラブの育成等住民が主体となった多様なスポーツ活動を支援するため、一般行政経費に「地域スポーツ活動振興対策経費」を創設する（120億円）とともに、施設の管理運営経費やスポーツ器具の整備等のソフト経費を充実し（440

億円)、公共スポーツ施設利活用の推進を図ることとした。またクラブハウスの付設やグランドの芝生化、夜間照明の設置など、体系的・一体的な公共スポーツ施設のリニューアルを主体とした計画的整備を推進するための「地域スポーツ・リフレッシュ事業」を推進する(100億円)ことによって、「地域スポーツ振興対策」の拡充を図る。

- (8) 地形や水源からの距離などの自然条件により水道の普及が進みにくい地域を対象に、総事業費145億円(うち一般会計繰出金48億円)の「上水道未普及地域解消事業」を創設した。
- (9) 地下鉄の輸送力増強、混雑緩和を図るために、ホーム、階段、通路等の新設・拡張を地方単独事業で実施するため、総事業費35億円(うち一般会計出資7億円、一般会計補助10億円)の「地下鉄輸送力増強等事業」を創設した。

(資料) 95年度地方財政対策の概要

①減税に伴う減収額と補填	減収額	<u>2兆6900億円</u>
減税補填債(地方債)		1兆4500億円
交付税特別会計借入金		1兆2400億円
②通常収支の不足	減収額	<u>4兆2600億円</u>
地方交付税		2兆7000万円
財源対策債(地方債)		1兆5600億円
③地方交付税総額		<u>16兆1529億円</u>
④地方債発行総額(一般会計)		<u>11兆3054億円</u>
⑤地方単独施策の拡充		
(1) 地方単独事業(投資)の推進		19兆5000億円
(2) ふるさとづくり事業の推進(投資分)		1兆4300億円
(経常分)		3300億円
(3) ウルグアイラウンド関連施策の推進		2000億円
・農山漁村ふるさと事業の創設		
・農山漁村対策の拡充		
・森林・山村対策の拡充		
(4) 社会福祉施策の充実(経常分)		3兆3400億円
(5) 文化・スポーツ振興対策の充実(経常分)		1200億円

*上記の結果、

95年度地方財政計画の規模は、82兆5100億円(4.3%増)となる。なお、特定資金公共事業債の繰上償還金を含めた94年度計画額に比べると、2.0%増。

2. 基地交付金及び調整交付金の確保

基地交付金・調整交付金は、2年間据え置かれていたが、固定資産税等の代替的性格及び基地所在市町村の実情等に鑑み、前年度比10億円の増額を確保した。

3. 公営交通施設改良モデル事業の創設

「人にやさしい交通」を推進する観点から、地域の中核的施設である公営交通のターミナルについて高齢の方や障害者の方の利用に不自由がないように配慮したエレベータ、エスカレーター、スロープ等を設置するなどの大規模改造を行う場合、一定の助成をするための経費6億円を確保した（3箇所でモデル事業）。

4. 消防防災施設の拡充

消防活動をより効果的に行うため、公共投資重点化枠として消防の広域再編の推進に伴う無線不感地帯の発生を防ぐための広域消防・無線中継施設整備に3600万円、林野火災の消化に必要なヘリコプターの活動拠点広場の整備に1億6600万円、消防車両動態管理・情報システム1億5900万円を確保するとともに、消防団員の大気室、研修室、車両置場等に加え、体力練成施設を併設することも可能で、地域における消防団の活動拠点となる消防団拠点施設の整備を昨年度10団体増の110団体分の予算を確保した。この結果、一般公共事業が4.0%の伸びのところ、消防防災施設整備は6.2%の伸びとなり、災害のないまちづくり、安心できる住民生活の維持に大きく貢献できるものとなる。

5. 防災ヘリコプター5機の確保

消防防災ヘリコプターは雲仙・奥尻の災害や各地の山火事でも活躍し、その広域防災能力が期待されるものであり、都道府県に最低1機の配備が期待されている。2000年までに全県配備するために今回の要求額満額確保は重要。

6. 110消防本部への高企画救急自動車の確保

救急隊員が高度な救急処置等を行うために必要となる高規格救急自動車及び高度処置用資機械を、今年度は昨年度比10団体増の110団体に配備する予算を確保した。

㉕ 会計検査院

会計検査院の検査体制の充実強化を図るため、概算要求で検査員14名を増員要求していたが、当初内示で0査定であった。与党内閣調整会議は全面復活を強く求め、2名の減の12名増員を確保した。なお、会計実地検査業務の特殊性を考慮して支給されている特殊勤務手当の増額は見送られ、今後の課題として残された。職員及び都道府県会計事務職員等の研修・研究体制の充実強化、検査の効率化の為のOA化による検査活動の充実強化については、概算要求を下回ったものの概ね事業所要額を確保した。

㉖ 最 高 裁

1. 最高裁予算総額

最高裁予算は、2,950億48百万円で、対前年度比102.3%である。

2. 人的機構の充実（増員）

民事関係事件の迅速適正な処理を図る等のための増員は、74人の要求に対して合計で68人の増員が認められた。内訳は、裁判官12人（要求通り）、裁判官以外の一般職員56人である。計画削減32人を差し引いて、純増36人である。

3. 国選弁護人報酬の充実

現在の刑事裁判において不可欠の重要な役割を果たしている国選弁護人の報酬基準額（地裁1件3開廷）は、現行74,800円だが、77,200円に増額が認められた。

4. 調停委員手当等の増額

調停委員手当は要求通り16,500円（現行16,300円）に増額、証人日当単価も要求通り7,750円（現行7,650円）となった。通訳人謝金は予算額の合計で満額が認められ、5億98百万円となった。

㉗ 戦後50年関連予算

8月末設置された与党・戦後50年問題プロジェクトは、村山政権成立時の3党による合意事項と、総理大臣談話（8月31日）に基づき、自社両党の戦争観・歴史観の隔たりに苦しみながらも調整・検討の努力を重ね、おおむね次の諸点について、95年度予算に反映させた。

1. 被爆者援護法成立と関連事業の拡充（1,514億円）

与党合意に基づく被爆者援護法政府案が可決成立し、95年7月1日施行となった。この関連で、被爆者であって、葬祭料制度（77年度発足）の対象となる前に亡くなった者の遺族の方に対する特別葬祭給付金（10万円）の支給、被爆者の高齢化に対応する相談事業の拡大（10県市→全都道府県）、平和祈念式典等慰靈事業の実施などの措置がとられた。

2. 従軍慰安婦問題についての「国民参加の道」（4.9億円）

与党の第1次報告書を踏まえ、国民参加によって国の道義的な責任を果すようするため、「女性のためのアジア平和友好活動国民参加支援経費」が計上された（総理府外政審議室）。

3. 平和友好交流計画の実施（82億円）

過去の歴史を直視するための歴史研究支援事業と、アジア近隣諸国等との相互理解を強化していくための各種交流事業を2本柱とし、アジア歴史資料センター（仮称）有識者会議（総理府外政審議室）、アジア太平洋青年招へい事業（総務庁）、歴史研究支援事業、国際交流基金事業等（以上、外務省）、短期留学推進制度、私費外国人留学生平和友好特別奨励費、公演等による交流、文化財の国際交流と協力（以上、文部省・文化庁）などが予算化された。

4. 在サハリン「韓国人」支援関係（1.5億円）

引き続き一時帰国支援を行なうとともに、永住帰国実現にむけて韓国、ロシア当局との協議・調査を行なうための経費が計上された（外務省アジア局）。なお、この他に94年度補正予算において、定住施設建設関連経費約5億円が予算化されている。

5. 台湾確定債務問題（158億円）

台湾出身旧日本軍人軍属の未支給給与および台湾住民の軍事郵便貯金等について、台湾における軍人給与の実質的上昇率を中心に考慮し、当時の債務額の120倍を支払うこととし、厚生省所管で未払給与分51億円（うち事務費3億円）、郵政省所管で郵便貯金分107億円（うち事務費15億円）が計上された。ただし、台湾側がこれに納得したわけではなく、国交がないため台湾戦後処理問題議員懇談会（会長代行＝井上計・参・新進党、事務局長＝板垣正・参・自民党）を通じ合意形成に努めている。

6. 旧日赤救護看護婦等慰労給付金の支給（3.4億円）

1979年度に「旧日赤救護看護婦処遇費補助金」が予算化され、現在は、実勤務期間に応じ年額13万円から39万円までを毎年6月・12月に支給している。95年度は、約2,000人分、3.4億円（総理府管理室所管、ただしこのうち事務費2,500万円は厚生省社会援護局企画課所管）が計上された。なお、94年12月15日、与党戦後50年問題プロジェクトは「受給者の置かれた状況に配慮し、消費者物価の動向をより適切に反映させた措置を講ずるべき」とについて合意したため、政府はこれを96年度予算に反映させ、96年6月支給となる95年12月分～96年5月分から引上げたいとしている。

7. 戦後50年を記念する集い（式典）（1億円）

毎年開催されている全国戦没者追悼式とは違って、「未来思考」タイプの集いにしたいといわれている（総理府総務課）。社会党としては、市民主体の集いとすることを目標とし、またこの席上、総理の歴史的演説が行なわれることを期待している。

△ 3. 平成7年度税制改正のポイント

1. はじめに

12月15日、与党の平成7年度「税制改正大綱」がまとまりました。9月に策定された「税制改革大綱」の理念からも明らかなように、公正・公平な税制度の確立は喫緊の課題であり、7年度税制改正は、課税の公平確保や資産課税の充実といった観点から、この「改革大綱」と一体のものとして取り組んでいくことが求められていたのです。精査に精査を重ねて消費税の負担増を（考え得る）ギリギリの水準にしたとはいえ、先の税制改革に厳しい視線が注がれているのも事実。それ故、社会党は、国民の税への信頼を少しでも高めるべく、生活者の視点から今回の税制改正に取り組むべき責務があったのです。

社会党税調では、年度改正に取り組むに当たって、全ての租税特別措置及び地方税における非課税等特別措置（以下、租特等）を例外なく点検するための「基本方針」を決定しました。

ただし、個人所得関係の租特（マル優、生損保控除など）については、議論は議論として検討

を進めるものの、まずは、企業関係の租特等に比重を置いて見直しを行うという、プライオリティー（優先順位）の明確化を図ることにしました。

したがって、「基本方針」は、①特別償却・準備金等の租特等は、基本的には特定の政策目的を実現するために講じられているものであるが、税負担の公平等を追求すべき税制の基本理念に照らし、真に必要な範囲でその存続を認める、②限られた財源を有効活用することを念頭に、個々の租特等に関し、政策目的・効果、実績、期間等を吟味した上、廃止すべきものは廃止する。また、存続を認めるにしても、その助成度合いについては大幅に縮減を図り、抜本的な整理・合理化を目指す、③租特等の新設・拡充は厳に抑制し、社会経済構造の変化に対応するため新たな措置を講ずる場合においても、既存の租特等の抜本的な見直しを前提とする—などを柱とするものになりました。

さらには、この「基本理念」をお題目（理念倒れ）にしないためにも、具体的な検討を行うための“モノサシ”として「租特等整理の十の指針」を提示するなど、与党内の論議が建設的に進むよう努力を惜しみませんでした。これらの客観基準に基づいた「ブレ」の少ない社会党の姿勢が、個別業界の利益誘導合戦の趣きが強かった年度改正の作業を、国民の常識に照らしても恥ずかしくないレベルまで引き上げてきたのは、誇ってよいのではないでしょうか。民主的な税制は民主的なプロセスを経て初めて作られるものです。結果的に、成果の面で不十分さは残っても、税制の透明性を高めるために続けられた社会党の努力は、るべき税制誕生に向けた萌芽ともいえるものだったのかもしれません。

2. 重点改正事項の概括

(1) 道筋拓いた整理・合理化

具体的な改正内容で、まず評価できるのは、「税制改革大綱」で約束した租特等の抜本改革に端緒を開いた点。企業関係の租税特別措置に限るならば、①廃止は5項目を数え、昭和55年の9項目以来、近年にない大幅な見直しに、②差引き増収見込み額は約420億円に達し（今年度は50億）、企業租特全体の減収額を約1割圧縮する画期的な出来上がりーなど、誇張ではなく、まさに「平成の大整理、大見直し」といえなくもない成果をあげることができました。

(2) 景気等への配慮

メリハリの効いた税制改革という観点から、ゆるやかな回復基調にある景気への最大限の配慮（元気づけ）と、産業の体質改善に役立つ税制の新設等に十分に意を用いたことは、時宜に叶った内容だと強調できます。例えば、産業の空洞化への対応として、事業革新円滑化法を支援する税制、創造的中小企業向け振興税制などが創設されました。前者の円滑化法は、円高や不況によって生産や雇用が減っている企業に対し、リストラの促進を支援します。新製品開発、新しい生産方式、物流合理化に加え、合併や合弁なども含め、対象が広いのが特徴です。一方、後者はベンチャー精神に富む中小企業の活力及び技術力を、新規事業の開拓や新規雇用の場で活かすことを目指すものです。

また、ガット・ウルグアイ（UR）対策の一環として、農業経営の規模拡大に資する農地に係る1500万円控除の新適用など（現行800万）、必要とされるところに必要な措置という、租特本来の役割を追求できる内容が、より鮮明になりました。

(3) 生活者重視の改正

第三の特徴は、生活者重視の政治をめざす村山内閣に相応しい「生活者にやさしい施策、社会資本の整備」を促す税制を重視した点。東京・大阪圏を中心に評価額が実勢価格を上回ったため生じた固定資産税の逆転現象解消を図る負担調整の緊急措置（大半の納税者の負担増を5～7.5%の範囲内に）や育児休業給付の非課税は、社会党主班政権らしい英断と心配りでしょう。

(4) 骨格堅持した土地税制

① 地価税は、公共的な色彩の強い附置義務駐車場等に関する軽減措置に限定でき、税率には一切触れさせなかったことは、基本税制としての重みをより増したといえます。

② 土地譲渡益課税問題は、32.5%の税率の刻みが一本増えたものの（利益至上主義の切り売りを防止する策は用意）、土地の資産価値に着目した39%の堅持と、土地流動化策の美名に流されることなく、真の意味での公共目的などの有効活用を促すために、特例措置の水増しを許さなかったことは、社会党の主張があったればこそといえます。また、今回の措置を講じたことにより、39%も含めて長期、安定的な税制としての位置付けが、（自民党も入って）確認・合意されたことは、大きな成果だといって過言ではありません。

3. 具体的な改正事項

(1) 租税特別措置の整理合理化

消費税率の見直し規定の趣旨等を踏まえ、租特の抜本的な整理合理化に取り組んだ結果、項目数で、現行租特202項目中、

- ・廃止するもの 9項目
- ・縮減合理化するもの 27項目
- ・創設するもの 4項目

であり、5項目の純減となった（60年度改正以来の純減）。

本改正によるネット增收見込額は、初年度280億円、平年 度390億円。

（備考） 法人関係租特についてみれば、

- ・廃止 5項目、創設 1項目、純減 4項目
- ・ネット增收額 310億円（初）、420億円（平）

(2) 社会経済情勢の変化への対応

① 大企業リストラ→事業革新円滑化法（仮称）

「国内の産業面の高コスト経済構造、内外価格差の拡大、アジア諸国の急激な成長等による国際的競争の激化、空洞化の懸念等、内外の経済環境の構造変化に適応するための事業者の事業革新を支援すること」を目的とする新法が制定されるに伴い、税制上も支援措置を講ずることとしたもの。

【試験研究費の税額控除、25%特別償却、事業用資産の買換え特例（課税繰延割合80%、登録免許税の軽減】

* 経済対策の一環として臨時的に実施中の「長期保有土地から既成市街地等以外の地域内にある建物・機械等への買換えの特例措置」については、課税繰延割合を 80% から 60% とした上、その適用期限を 1 年延長。

但し、中小リストラ法関連については、（大企業リストラ法並びで）課税繰延割合は 80% に。

② 中小ベンチャー→創造的中小企業振興法（仮称）

「中小企業による優位性のある技術・ノウハウの開発及びその結果の事業化、新規創業を支援すること」を目的とする新法が制定されるに伴い、税制上も支援措置を講ずることとしたもの。

【30%特別償却又は7%税額控除、欠損金の繰越し期間の特例（7年）、地価税の非課税など】

③ 情報インフラの整備

加入者系光ファイバーの整備支援のため、新たに特償制度を設けた（6年度に導入した中継系光ファイバーについては、特償率を縮減）。

④ 都心居住の支援

法律改正により新たに定められる三大都市圏の居住を推進すべき地域において取得する一定の中高層賃貸住宅等について、5年間 50%（耐用年数 45 年以上のものは 70%）の割増償却を設けた。

⑤ 土地・住宅税制の見直し

a. 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の見直し

現行の土地譲渡益課税の大枠を堅持しつつ先般の税制改正で勤労所得の税負担が軽減されたこととのバランスにも配慮して、個人の長期譲渡所得課税に関し、特別控除後の譲渡益 4000 万円以下の部分については 25%（ちなみに地方税は 7.5%）の税率により課税。

* 土地譲渡益課税のあり方についての結論が出されたことは土地取引等経済状況にも好影響。

b. 農地に係る 1500 万円特別控除の適用

農業経営基盤強化促進法の一部改正により新たに創設される「買い取り協議制度」の下、この買い取り協議に基づき農用地区域内にある農地を農地保有合理化法人に譲渡した場合に限り、1500 万円の特別控除の適用を認める（通常は 800 万円控除）。

* 農業経営の規模拡大に資する措置であり UR 対策関連施策。

c. 地価税の課税計算の特例の見直し

特定の附置義務駐車施設、セットバックによって創設された特定の公共空地について地価税の課税価格の計算の特例を創設する。

* 都市環境の整備にも資する。

d. 住宅税制関連

住宅取得促進税制の適用期限を延長

（但し、所得要件：3000 万円 → 2000 万円）

・居住用財産の買換え特例の適用期限を延長

- ・住宅用家屋の登録免許税の軽減措置の適用期限を延長（築後経過年数要件：10年→15年、床面積要件200→240）

4. 社会党らしい新規施策について

(1) 国税関係

少子・高齢化、生活者の立場に立った国民生活の実現等の新しい時代の潮流に対応する新規のものとして、国家公務員の育児休業給付の非課税措置の創設、労災保険制度に新設する介護料に対する非課税措置の創設、管理型最終処分場用の土地についての特別控除の創設、障害者雇用支援センターの特定公益増進法人化、精神障害者社会復帰促進センターの特定公益増進法人化等が実現の方向。

(2) 地方税関係

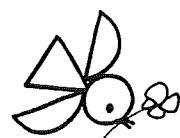
① 平成7・8年度の緊急措置として、固定資産税の課税標準に新たな特例を設けることになった。これは、大都市部等においては、評価上昇率が高い宅地ほど地価下落も大きい傾向にあることに着目して、上昇率に応じて段階的な特例措置を講じようというもの。

具体的には、宅地の課税額の上昇を抑える負担調整措置を拡充する。この調整措置の新設で、大半の納税者は前年度に比べ5%か7・5%の負担増ですむようになり、固定資産税・都市計画税の負担は、約1120億円軽減されることに（平成7年度）。

なお、この軽減（減収）額の約4割は特に地価下落傾向の大きい東京都・大阪府下市町村分であり、一般的に地価が安定し、平成6年度評価替えによる上昇割合の低い市町村における（財政的）影響は大きくない。

② 障害者手帳（仮称）制度の新設に伴い、個人住民税の障害者控除等適用対象者の範囲の拡充及び保険給付としての新設される介護料・介護給付についての個人住民税の非課税措置等が実現の方向。

③ 地方税における非課税等特別措置については、地方分権推進の観点をも踏まえ、地方税の充実・適正化を図る必要から、また地域の会費的性格の強い地方税は例外を設けることなく原則課税とすべきであるという考え方とともに、その廃止・縮減を強く求め、整理合理化する特別措置の件数は近年で最も多い62件となる（廃止22件、縮減40件）。



資料

1994・12・13

△ 特殊法人改革について

日本社会党行財政改革プロジェクト

1 改革の視点

新たな連立政権の樹立にあたって、自民党、新党さきがけ及び日本社会党の三党は「特殊法人の整理・合理化」など行政改革の推進について合意し、村山連立内閣が誕生、これらの課題の実現に取り組むこととなった。このことを踏まえ、税制改革に引き続く内政の最重要課題として、また、既得権益を守ろうとする官僚の抵抗を排して行財政改革を断行するべきだという国民世論の高まりに応えて、政権与党としての社会党の姿勢を国民の前に明らかにするという立場で、特殊法人の改革について検討した。

2 特殊法人の管理運営システムの改革

(1) 天下りの是正

いわゆる「天下り」の是正は、特殊法人改革の大きな課題である。中央省庁が主導して設立する特殊法人には官僚が役員として天下りしているものが多く、92特殊法人のうち22法人は全役員が天下りで占められているほか、JRなどの特殊会社を除けば全特殊法人の役員総数の7割を占めるに至っている。さらに、数年で別の特殊法人に異動し、重ねて多額の退職金を受け取るなど、いわゆる「渡り鳥」問題まで生じており、中央省庁の権益と化している。

これに対して政府は1977年12月に「天下り規制に関する閣議決定」を行い、「天下りは役員の半数以内」「中央省庁によるたらい回し的人事の原則禁止」「役員の長期留任の制限」等を定めたが、効果はなく、国民の強い批判を受けていながら「天下り・渡り鳥」問題は何ら改善されていない。

もともと、総裁などは主管省庁の大臣の任命であり、理事クラスの役員でも認可が必要とされていることからすれば、閣議決定を遵守することは現行制度においても可能なはずであるが、これまでの経過を見る限り、天下り役員の出身母体である主管省庁に改革を期待することはできない。そこで、「天下り規制」を実効あるものとするため、主管省庁とは別に特殊法人の監督を行う独立の委員会を設置し、役員の人事、給与・退職金の支給等については、直接、規制を行うことが必要である。

(2) 財務会計制度の改善

ア 貢務内容開示制度の拡充

民間企業は市場で競争にさらされコスト削減を迫られるが、特殊法人の多くは独占的事業体であり、経営の合理化努力に疑問が呈される場合が多い。特に、高速道路料金や公団賃貸住宅の家賃など、特殊法人の設定するサービスと料金の水準が妥当であるかどうかを判断するためには、財務内容の公開（ディスクロージャー）が不可欠である。

また、公的資金による株式運用の失敗の例からも明らかなように、特殊法人に生じた損失も最終的には国民の負担となるものであるため、収支・資産の透明性の向上を図り、絶えず外部からのチェックを可能とすることが必要である。

さらに、①独立採算性を有している事業については、特殊法人も企業的経営による事業の効率化を図る必要があること、②民間部門の事業が発達するなど当初の社会的経済的条件が変化した結果、特殊法人と民間企業とが競合関係にある事業分野においては、両者の競争条件を検証したうえで、それぞれの役割を見直す必要があること、等の観点からは、可能な限り民間企業会計に近い統一的な会計基準を採用し、それを公開することが必要となる。

ところが、特殊法人の会計制度は、事業自体が特殊であることや税法の制約を受けないことに加えて、①財務内容を外部の利害関係者に説明する必要性について、配慮が欠けていること、②民間企業との比較よりも、所管省庁の会計制度との整合性を考慮していること、③民間企業と異なり、政府部門では決算を軽視し予算を重視する姿勢が強いこと、などから、一般に収支状況を理解することが極めて困難となっている。しかも、財務内容の公開については、一部の特殊法人が法律で官報に掲載を義務付けられているだけで一般には情報の入手が困難であるほか、公開時期についても、民間企業が年度末3月以内であるのに対して12月になって公表する特殊法人も多いなど、極めて遅く、かつ各個別法の規定（決算の完結期限及び所管省庁への提出期限等）も統一されていないなど問題が多い。

そこで、政府系金融機関について定められている「公庫の予算及び決算に関する法律」や「特殊法人等会計処理基準」等を発展的に改めて、新たな法律に特殊法人の会計制度の基本となる事項を定めて、会計基準の改善、会計監査機能の強化、財務内容の開示基準及び公開方法の充実を図る必要がある。

イ 連結決算の導入

特殊法人についても、民間企業と同様に子会社・関連会社づくりが進行しており、単独決算では経営実態がつかめなくなっている。

また、民間企業においては、連結決算だけを公表するアメリカなどと異なり、株主総会での承認事項が単独決算だけになっていることなどから、親会社の業績をよく見せるため子会社を利用してその利益を吸い上げる場合が多いとされているが、特殊法人においては、所管省庁の監督が及ばないところに「利益」を移転している場合があるものと推定される。

そのため、特殊法人についても、公共料金の設定、補助金等の交付がより一層適正に行えるように、子会社・関連会社づくり及びそれらの企業との取引関係についても監督を強化するとともに、グループ企業全体を対象にした連結決算を導入して、特殊法人全体の資金の流れや収支・資産の状況を明らかにすることが必要である。

(3) 特殊法人の組織及び運営に関する基本法の制定

以上のように天下りを是正し財務会計制度の改善を図るなど特殊法人の管理運営システムを改革するためには、特殊法人の管理運営の基本となるべき法律を新たに制定することが必要である。また、特殊法人については、単に業務の遂行にあたって事業の採算性・効率性の向上を求めるだけでなしに、事業目的を達成した法人を廃止したり、政府部門の事業として行う必要のなくなった事業、企業的経営により効率化を図ることが可能な事業を民営化するなど、つねにその整理合理化を図る必要がある。

そのため、こうした役割を担う常設の独立した委員会を設置し、特殊法人等の整理合理化を推進するため、必要に応じて関係行政機関の長に勧告を行わせるなど、行政改革の推進状況を監視する体制を強化することが必要である。

そこで、こうした法律の具体案として、別添のような「(仮称)政府関係法人の組織及び運営に関する法律案」を提案したい。

この法律は各特殊法人共通の基本法となるべきものであり、この法律の制定に伴い、株式会社化されているものを除く全ての特殊法人の根拠法を改正（各特殊法人について、基本法と重複する規定を削除するほか、基本法の適用を除外することが必要な事項を規定する）しようとするものである。このことによって、統廃合などの整理合理化の直接の対象となった特殊法人以外の法人についても、その管理運営を見直すことができる。

3 特殊法人の整理合理化（検討中）

特殊法人の整理合理化にあたっては、1994年9月に与党が決定した「行政改革を進めるに当たっての基本方針」を踏まえ、特殊法人等の役割、意義について徹底した見直しを行い、整理合理化を推進する。

見直しの対象は全ての特殊法人及び認可法人であるが、ここでは94年度内を特殊法人の見直し期間とし、認可法人についてはできる限り速やかに見直しを行うこととして、特殊法人のみを整理合理化の具体案の対象とした。具体的な見直し基準は、与党の「行政改革を進めるに当たっての基本方針」において示された基準とする。

1994・12・13

「政府関係法人の組織及び運営に関する法律案」（仮称）の要点

1 (仮称)政府関係法人管理委員会の設置

- ① 主務大臣とともに特殊法人等の経営一般を監督させるため、政府に(仮称)政府関係法人管理委員会（以下「委員会」という）を設置する。
- ② 委員会の設置に伴い、各特殊法人に設置されている管理委員会等は、原則として廃止する。特殊法人に政府以外の出資者があるときは、当該出資者が推薦した者のうちから役員を任命するものとし、当該役員の人数等を具体的に各特殊法人の根拠法に定めるものとする。

2 特殊法人の役員

- ① 総裁、理事長その他これに相当する者（以下「総裁等」という）は、主務大臣が任命、任期は4年とする。主務大臣は、委員会の同意を得て総裁等を再任することができるものとするが、この場合においても、その在職期間は8年を限度とする。
- ② 監事その他これに相当する者（以下「監事等」という）は、委員会が任命、任期は4年とする。監事等は再任されることができるものとするが、この場合においても、その在職期間は8年を限度とする。
- ③ 副総裁、副理事長その他これに相当する者（以下「副総裁等」という）その他の役員は、総裁等が主務大臣の認可を受けて任命、任期は2年とする。副総裁等その他の役員は再任されることができるものとするが、この場合においても、その在職期間は、副総裁等にあっては8年、その他の役員にあっては6年を限度とする。主務大臣は、これらのが在職期間の限度を超えて在職することとなる役員の再任の認可をしようとするときは、委員会の同意を得なければならない。
- ④ 特殊法人相互間を異動する役員の人事は、原則として行わない。特殊法人を通算して役員の在職期間は8年を限度とする。主務大臣は、当該特殊法人その他の特殊法人の役員に通算して6年を超えて在職することとなる役員の任命の認可をしようとするときは、委員会の同意を得なければならない。
- ⑤ 各特殊法人について、主管省庁その他の中省庁に通算して20年以上在職した者が常勤の役員の半数を超える人事は、原則として行わない。主務大臣は、これらの役員が常勤の役員の半数を超えることとなる役員の任命の認可をしようとするときは、委員会の同意を得なければならない。
- ⑥ 特殊法人は、役員に対する給与及び退職金の支給の基準を定めようとするときは、委員会の承認を受けなければならないものとする。
- ⑦ 役員の退職金は、在職期間の限度を超える期間に対応する部分は原則として停止する。特殊法人相互間を異動した役員についても同様とする。

3 特殊法人の財務及び会計

- ① 特殊法人は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に主務大臣の認可を受けなければならない。主務大臣は、予算、事業計画及び資金計画を認可したときは、委員会に関係書類を送付するとともに、これを一般に公開しなければならないものとする。
- ② 特殊法人は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結し、決算完結後1月以内に、監事等の意見書を付けて決算報告書及び財務諸表を主務大臣に提出し、財務諸表について主務大臣の承認を受けなければならない。主務大臣は、財務諸表を承認したときは、委員会に関係書類を送付するとともに、遅滞なくこれを一般に公開しなければならないものとする。
- ③ 特殊法人の経理は、原則として「独立採算性を有している収益事業に関する業務」と「独立採算性を有していない行政の代行業務」とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理し、事業別の損益状況を開示しなければならないものとし、区分する業務の内容は具体的に各特殊法

人の根拠法に定めるものとする。

- ④ 特殊法人の決算は、単独決算に加えて、原則として連結決算を義務付けるものとする。連結決算の対象は、当該特殊法人及びこれと密接な関係にある公益法人、特殊法人又はこれらの公益法人が直接、間接に過半の株を所有している株式会社（以下「子会社」という）及び20%以上50%以下の株を所有している株式会社（以下「関連会社」という）とし、密接な関係にある公益法人や子会社は、原則として資産や負債、損益などのすべてをグループ内取引を相殺して合算し、関連会社は、その損益を当該特殊法人の出資比率などに応じて反映させるものとする。
- ⑤ 特殊法人は、本来の業務として又は業務上の余裕金を運用して、子会社を設立し又は増資して他の株式会社を子会社とするときは、委員会の認可を受けなければならない。同様に、関連会社については、委員会に報告しなければならないものとする。

4 特殊法人の監督

- ① 委員会及び主務大臣は、特殊法人に対して、その業務および資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特殊法人の事務所若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができるものとする。
- ② 委員会及び主務大臣は、物品の製造、販売若しくは工事の請負その他のサービスの提供を行う事業者であって、特殊法人によって他の事業者に対する優先的な地位が与えられているものに関して、その取引が当該特殊法人の事業の採算性・効率性の向上の妨げとなると認めるときは、当該特殊法人に対し、当該取引上の地位から当該事業者を排除するために必要な措置を命じができるものとする。
- ③ 委員会は、存置期限が定められている特殊法人及び既定計画に従って事業を遂行している特殊法人について、事業の進捗状況を監視し、目的を達成したと認めるときは、主務大臣に対して当該特殊法人又はその事業の廃止、縮小等を勧告することができるものとする。
- ④ 委員会は、特殊法人の実施している事業を監視し、民間部門の事業が発達するなど社会的経済的条件の変化に伴い、政府部門の事業として行う必要のなくなった事業、採算性が向上し企業的経営により効率化を図ることが可能な事業等について、特殊法人等の整理合理化を推進するため、必要と認めるときは、当該特殊法人又はその事業の民営化等を勧告することができるものとする。

5 その他

- ① 委員会の委員の構成、任命方法、任期、欠格条項及び解任に関する規定
- ② 委員会の議事・議決方法及び事務局機構等に関する規定
- ③ 特殊法人の役員の欠格条項及び解任に関する規定、兼職禁止及び代表権の制限に関する規定、代理人の選任に関する規定
- ④ 特殊法人の職員の任命に関する規定、職員に対する給与及び退職金の支給に関する規定
- ⑤ 委員会の委員、特殊法人の役職員の公務員たる性質に関する規定
- ⑥ 利益および損失の処理、借入金及び債券の発行、政府からの貸付等、債務保証、償還計画、余裕金の運用、財産の処分等の制限に関する規定
- ⑦ 財務内容の公開方法に関する規定

1994・12・15

内閣官房長官 五十嵐 広三 殿

与党地方分権プロジェクト
責任座長（日本社会党座長）
畠山 健治郎
自由民主党座長
鎌田 要人
新党さきがけ座長
荒井 聰



地方分権についての申し入れ

地方分権の推進にあたり以下の三項目について実現を期すべきである。

記

- 1 地方分権推進大綱（仮称）を速やかに策定すること。
- 2 地方分権推進に関する法律案を、次期通常国会に提案し、その成立を期すこと。
- 3 この法律に基づき、地方分権を推進する新たな機構を整備すること。

※総務庁長官・自治大臣にも同申入れを行なった。

1994・12・22



地方分権の推進についての基本的考え方（案）

与党地方分権プロジェクト
自由民主党
日本社会党
新党さきがけ

国民的課題となっている地方分権の重要性にかんがみ、以下のような考えに基づき地方分権の推進をはかる。

一 地方分権推進の基本的考え方

- (1) わが国の近代化と発展に一定の有効性を持ち得た中央集権型行政システムも、今日では行政の非効率化を招き、経済的・社会的・文化的にも様々な格差と弊害を生じさせている。これを是正し地域の歴史的、文化的諸条件の活用による個性ある地域社会の形成を促し、もって社会経済の新たな発揚をはかるため地方分権型行政システムへの転換は緊要な課題となっている。
- (2) わが国は、高齢社会の到来を迎え、地域や個人の多様なニーズに応える行政体制の整備が求められる一方、国際的にも一層の貢献が求められている。このような内外の課題に応えるためには、国及び地方公共団体は役割を分担し合い、相互に協力して国民福祉の向上に寄与する新たな行政体制を整備する必要がある。
- (3) 住民と地方公共団体の努力によって発展してきた現行都道府県、市町村の二層制地方自治制度を維持しつつ、地域に関する行政は、地方公共団体と住民の意思・判断・責任で処理する体制をさらに整備し、もって住民ニーズに対する行政の応答性をさらに充実する必要がある。

二 地方分権の基本方針

(1) 国及び地方公共団体の基本的関係のあり方

国及び地方公共団体は、それぞれの機能と責任に基づく行政主体として相互に協力・共同して国民の福祉向上をはかるものとする

(2) 国及び地方公共団体の役割分担のあり方

イ 国の役割分担のあり方

国は、国の存立に直接関わる事務、全国的に統一することが望ましい基本ルールの制定に関わる事務、全国的規模、視点で行うことが必要不可欠な事務・事業を重点的かつ限定期に分担することを基本とする。

ロ 地方公共団体の役割分担のあり方

地方公共団体は、国が行う事務以外の内政に関する事務を処理する。

三 地方分権のための権限移譲の推進

(1) 権限移譲の基本的あり方

イ 国が広範に有している事務権限を地方公共団体に移譲するに当たっては、

① 現行事務の必要性を検討し整理合理化を進め、②地域に関する事務は、市町村に移譲することを基本に、当面都道府県に移譲し、都道府県、市町村の協力によって完結できるよう配分する

ロ 全国的統一性の確保や全国的な規模・視点を重視する必要のある事務についても、国は

その基準を示すにとどめ、具体的な執行は地方公共団体の裁量に任せる。

- ハ 国の関与および必置規制については必要最小限なものに整理合理化とともに、存置する場合でも、関与については非権力的関与、事後関与とし法律で明記する。
地方出先機関については整理統合を進め、地方分権の進展にあわせ改編する。

(2) 地方公共団体の条例制定権の強化

地方公共団体の条例制定権を尊重する。このため地方公共団体の事務処理について法律制定が必要の場合であっても、法律は制度の大枠を定めるにとどめ、制度の具体的な内容は地方公共団体の条例で規定する。

(3) 機関委任事務の基本的検討

機関委任事務については整理合理化を進めるとともに、機関委任事務制度のあり方について、原則廃止も含め抜本的検討を加える。

四 地方公共団体の財政基盤の充実

(1) 地方税財源の充実等

- イ 地方公共団体の事務・事業の自主的執行を確保できるよう、事務配分に応じた税財源を安定的に確保する。
- ロ 自主税源である地方税については、課税自主権を尊重しつつ、地方公共団体の歳出規模と地方税収入のかい離を縮小することを基本に国税の地方移譲等その充実をはかる。
- ハ 地方交付税については、地域の実状に即した自主的財政運営が行えるよう総額の安定的確保をはかるとともに、地方公共団体の意思や財政需要の的確な反映をはかるため、算定過程、算定方法をさらに改善し、財政調整機能の充実をはかる。
- ニ 地方債制度については、地方公共団体の財政自主権を尊重しつつ制度の弾力化、簡素化を進め、地方債市場の育成、外債等資金調達の多様化など地方債発行の条件整備をはかる。

(2) 補助金等の改革

補助金等については、①国及び地方公共団体の役割分担の見直しに併せ、真に必要なものに限定し整理合理化を図り、②奨励的補助金等については整理縮減を進め、③経常的国庫負担金については、国が義務的に負担すべき分野に限定するとともに、④公共事業等国庫負担金については、その対象を全国的あるいは広域的な事業に限定する、⑤補助金の一般財源化に当たっては、税源の移譲等地方一般財源を確保する。

五 地方公共団体の自立的な行政体制の整備と自治制度の多様化

地方公共団体への権限移譲や財政基盤の整備とあわせ、住民の一層の信頼を高め住民参加の拡大をはかる観点から、監査制度等行政の自主的なチェックシステムの整備、事務・事業および組織・機構の不断の見直し、情報公開、行政手続きの適正化を推進するとともに、住民の直接参加制度の拡充・強化をはかるなど行政の公正と民主性・透明性の向上をはかる。

六 地方分権の推進方策

(1) 地方分権推進計画の策定

地方分権を計画的に推進するため、内閣は地方分権推進計画を策定する。

(2) 地方分権推進委員会の設置

イ 第三者機関として独立の事務局を有する地方分権推進委員会を設け、総理府がこれを所管する。

ロ 地方分権推進委員会の委員は地方公共団体の連合組織及び国の推薦する学識経験者で構成し、委員の任命に当たっては国会の同意を得るものとする。

(3) 地方分権推進委員会の権能

地方分権推進委員会は、①内閣の策定する地方分権推進計画の基本となる指針を内閣に勧告し、②その策定過程において意見を提出するとともに、その実施状況を監視し必要な意見を提出することができる。③さらに地方行政に関わる立法に対し意見を提出することができる。

(4) 法律の制定

地方分権の理念、地方分権の推進のための国及び地方公共団体の役割及び地方分権推進委員会の設置等本考えに盛り込まれている事項に即した地方分権推進法を次期国会に提出し成立を期す。

○ 1994・12・22

地方分権推進についての政策的課題についての確認

与党地方分権プロジェクト
自由民主党
日本社会党
新党さきがけ

今日、内政の重要課題である地方分権の推進にあたり、与党（自由民主党・日本社会党・新党さきがけ）は10月28日、地方分権プロジェクトを設置し、鋭意審議討論を行なっている。

こうしたなか、政府において、本年12月には地方分権推進大綱の策定及び次期通常国会への地方分権推進法の提出を行うことに際し、当プロジェクトとしてはこの法案について、予算関連法案に準ずる取扱いとして、早期に国会に提出しその成立を期すことを強く求めることとした。

なお、地方分権推進についての政策的課題は次の通りであり、与党分権プロジェクトとしてこのことを確認するものである。

記

1. 地方分権の理念は、行政は住民の身近なところで地方公共団体の責任において自主性・自立性を高めることを基本として行なうべきものであり、また、国と地方公共団体は、国民福祉の増進という観点に立ち、それぞれの機能と責任を分かちつつ、相互協力関係を前提とすべきである。
2. 国と地方公共団体の役割分担については、国はその存立に直接かかわる政策、さらに全国的に統一されていることが望ましい基準等の策定及び全国的規模で行われることが必要不可欠な施策、事業を担うこととする。
国は住民に身近な仕事はできる限り地方に移し、内政の主たる扱い手は地方公共団体とする。
3. 国から地方への権限移譲については、国と地方公共団体の役割分担のあり方の考え方を踏まえ、計画的に推進する。その際、国の関与、補助金の整理合理化等については総合的に見直しを行うこととする。
4. 地方分権を推進するにあたり、地方公共団体が事務事業を自主的・主体的な立場から執行できるよう、課税自主権の尊重等により、地方税財源の充実を図ることとする。
5. 機関委任事務については、積極的に整理合理化を進めるとともに、その制度のあり方について基本的見地から検討を行うこととする。
6. 地方分権を計画的に推進するため、独自の第三者機関として地方分権推進委員会を設置すること。

※ なお、現段階において、抽象的にしか表現できない事項についても、法案化作業の中では明確化が迫られてくるので与党地方分権プロジェクトは、政府の地方分権推進に関する大綱の策定を待って、引き続き懸案事項についての検討を進めるとともに、政府の法案化作業について環境整備に努めることとする。

1994・12・22

○ 地 方 分 権 の 推 進 (経過と当面のまとめ)

与党地方分権プロジェクト
自由民主党
日本社会党
新党さきがけ

- 1 村山内閣の発足に伴う「3党合意」は、地方分権の推進を行政改革と並ぶ重要課題として位

置づけ、「早急に地方分権基本法を制定し、国の権限の特定、国に集中している行政権限の自治体への移譲と手順、国に偏在している税財源の自治体への移管を定める」「機関委任事務は原則廃止し、補助金等は原則一般財源化を図る」「広域行政については自治体の自主的な連合による行政を原則とし、国の関与を限定する」「地方分権等の……実施状況を監視するための第三者機関を設置する」ことを確認している。

また村山総理は、7月の所信表明演説等で「住民の声が政治に反映されていくシステムを生みだすことこそが、この国に真に民主主義を定着させていく道である」として「地方分権大綱方針を年内に策定し、それに基づいて、速やかに基本的な法律案を提出したい」、「地方分権推進法（仮称）は次期通常国会に提案する」と公約した。

私たちは、村山内閣の与党として、地方分権の推進にかかる基本的スタンスをここに置かなければならぬ。

2 私たちが踏まえるべき第2の点は、1993年6月の衆参両院において全会派一致で行われた「地方分権の推進に関する決議」である。その決議は、

「今日、様々な問題を発生させている東京一極集中を廃除して、国土の均衡ある発展を 図るとともに、国民が希望するゆとりと豊かさを実感できる社会を作り上げていくために、地方公共団体の果たす役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い合わせ直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。」「このような国民の声に応え、国と地方との役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等、地方公共団体の自主性、自立性の強化を図り、21世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。従って、地方分権を積極的に推進するための法制定を始め、抜本的な施策を総力を上げて断行していくべきである」と、うたっている。

同時に、この決議が行われた同じ国会の冒頭の総理所信に対する質問として、各党が、地方分権推進法、地方分権基本法、地方分権推進基本法、地方主権確立基本法など、異口同音に地方分権の推進のための法制定を提唱していたことも忘れてはならない。

3 私たちが踏まえるべき第3の点は、前記の国会決議が行われるに至った経過である。1990年代に入って、地方団体、有識者、経済団体、労働団体等から幾多の地方分権の推進に関する提言が出されるようになった。その一々は、個別の提案は相互に矛盾する場合もあるが、そのほとんどが共通に指摘していたことは、中央集権の行き過ぎであり、一極集中の弊害の是正と国土の均衡ある発展であり、住民に基礎を置く豊かな国民生活の実現と魅力ある地域社会の形成であり、国際化の進展に伴う日本の責務とそれを果たし得る中央行政の簡素化であり、長い間に垢のたまつた政・官・業の癒着構造からの脱皮と政治の民主化である。

地方分権の推進という議論はかなり古くからあるが、各方面の論調がこれほど軌を一にし、歩調を揃えて問題提起したのはここ数年のことである。今や、地方分権の推進は、まさに国民課題になっていると言わねばならぬ、その実現なしに国民の期待に応えたとはいえない。

4 第3次行革審の最終答申（1993年10月27日）は、集権型行政システムから分権型行政システムへの転換、地方分権の推進と地方自治の確立は時代の要請であるとし、国と地方の役割分担の

本格的な見直し、国からの権限の移管の推進、地方公共団体の財政基盤の強化、自立的な地方行政の確立をうたい、1年以内に地方分権推進大綱（仮称）を策定し、引き続き法案化を図ることを答申し、そのために総理のリーダーシップの発揮を求めた。

時の政府は、第3次行革審答申を受けて「今後における行政改革の推進方策」（1994年2月15日）を閣議決定し、内閣のもとに行行政改革推進本部を設置した。同時にその「推進方策」は「地方分権の推進を図るため、国・地方の関係等の改革に関する大綱方針を平成6年度内（注）を目途に策定する」「大綱方針の策定の後、直ちに、これに沿って……地方分権の推進に関する基本的な法律の制定を目指す」とし、政府はこれに沿って5月24日に行政改革推進本部の下に総理を本部長とする地方分権部会を設置した。（注／「6年度内」とされた大綱方針の策定は、3月4日の所信表明で「年内策定」に修正された）。

この地方分権部会は、村山内閣の誕生によって、村山総理を本部長として作業を引き継いでいる。現在、政府部内で進められている地方分権推進に関する大綱策定作業は、上記の経過に基づくものである。

これが、私たちが踏まえるべき第4のポイントである。

5 私たちが確認しておくべき第5の点は、前記の地方分権部会における大綱策定作業にかかわって無視しえないいくつかの動きである。

その第一は、9月16日の地方6団体の地方分権推進委員会（委員長＝高原元経済企画庁長官）がまとめた「地方分権の推進に関する意見書」である。この意見書は、前述した国会における地方分権推進決議と期を一にして成立した地方自治法の改正によって実現した地方団体を代表する団体の意見書の第一号として9月26日に国会と内閣に提出された。

第二は、総理の諮問機関である第24次地方法制度調査会の「地方分権について」の答申である。同調査会は、1993年の第3次行革審の最終答申を受ける形で地方分権推進の内容について検討を行い、9月5日に中間報告を行い、同12日に政府の行政改革推進本部地方分権部会のヒアリングでその内容を示すとともに、11月22日に同一の内容を答申した。

地方法制度調査会の答申は、これまでの答申と異なり、政府がまとめる地方分権推進の大綱が法案化を通じて具現することを前提に、かなり踏み込んだものとなっている。その主要な点は、国と地方公共団体の役割の考え方、権限移譲等の新たな手法、機関委任事務概念の廃止、国庫補助負担金の整理合理化とその区分の明確化、地方分権推進委員会の設置、地方分権推進計画の作成等である。地方6団体の意見書も、基本的には、この地方法制度調査会答申と軌を一にしているが、より積極的であるといえる。

第三は、11月18日にとりまとめが行われた政府の地方分権部会の専門員の意見である。この専門員は、地方公共団体、経済界、労働界の代表と学識経験者で構成されたが、そのとりまとめは、地方法制度調査会の答申と各種の意見書等を可能な限り一本化させて政府の大綱策定作業に資するものとしようと努めたものである。その結果、ここでは十分な予算と定員を備えた独立の事務局を有する地方分権推進委員会を設置すること、地方分権推進計画は内閣が毎年見直すことなどを提起しているのが特徴である。

6 与党は、村山政権発足に伴う「3党合意」に基づいて「与党行革プロジェクト」を設置し、その主要課題の一つに地方分権を位置づけて取組みを進めてきたが、同プロジェクトに課された

課題の多さに比して地方分権の課題があまりに大きく、他方で政府の大綱策定作業が佳境を迎えることになることを踏まえて、10月28日の与党政策調整会議で新たに「与党地方分権プロジェクト」を設置した。

与党地方分権プロジェクトは、政府が地方分権推進の大綱を年内に策定することを義務づけられているという限られた時間の中で、独自の大綱を策定することには無理があることを踏まえ、政府の大綱策定をバックアップすることを基本に、与党として「これだけは実現しなければならない」ということを重点として「基本的考え方」（別紙）を整理する作業を進めてきた。その作業経過は別紙の通りである。

与党地方分権プロジェクトは、前述したような経過と主要課題について、基本的にこれを了とすることで一致するとともに、政府がこれを大綱化し、引き続き法案化作業を進めるに当たって障害となる課題をどう克服していくかについて検討を進めてきた。しかしその過程で、最も基本的な地方分権推進委員会（仮称）の設置についても政府部内の検討が手間取るという問題に直面し、この局面を開拓するために政府の努力を求めるこを申し入れることとし、その案を策定して関係各方面の検討を要請した。この結果、関係各方面の努力もあり、閣僚懇談会で地方分権を推進する機関を設置することが内閣の意思として確定した。

7 前記と同様の課題は、この大小を問わず無数に存在する。それは、地方分権が現行行政の枠組みを壊して新たな行政の枠組みを作る営みである以上は避けられないことである。したがって、与党分権プロジェクトの任務は、こうした課題を一つ一つ解決していくことである。しかし、まもなく政府のレベルにおいて地方分権に関する大綱策定の期限を迎える、一定の結論を得ざるをえない。したがって、前記の認識に基づき、現段階における課題を次のように整理する。

- i （地方分権の理念）国と地方公共団体は、国民福祉の増進という観点から相互に協力すべき関係である。地方公共団体の自主性・自立性を高めることの必要性を確認する。国と地方公共団体の役割分担を明確にし、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体が担うことと基本とし、そのため地方分権を推進することを明確にする。
- ii （国と地方公共団体の責任）国は、地方分権の理念を理解し、地方分権の推進に努力すること。地方公共団体は、自主性・自立性を高め、地方分権が住民生活の向上に資するものとなるよう努めること。また、国と地方公共団体は、地方分権を推進することが国と地方を通じた行政全体の簡素化・効率化となるよう努力すること。
- iii （国と地方公共団体の役割分担）国の役割は、国家の存立に直接かかわる政策、全国的に統一されていることが望ましい基準等の策定、全国規模で展開することが必要不可欠の施策や事業を重点的に担うこと等とする。地方の役割は、前記の国が行うべき行政分野を除き、住民生活の向上に資するあらゆる行政を積極的に展開することとする。
- iv （国から地方への権限移譲等）前記の国と地方公共団体の役割の分担に沿って、国から地方公共団体への権限移譲等を積極的に、かつ行政分野ごとに計画的に推進する。その際、行政の簡素化、規制緩和という観点からも行政事務のあり方自体について検討を加える。地方の裁量にゆだねることが適切な事務は、可能な限り基準の提示や制度の枠組みを定めることにとどめる。地方分権の推進に伴い、地方出先機関をはじめ省庁の組織についても見直しを行う。
- v （機関委任事務の整理合理化）機関委任事務については積極的に整理合理化を進めるとと

もに、機関委任事務の制度についても検討を加える。

- vi (国の関与等) 国の関与や必置規制は、必要最小限のものとなるよう整理合理化を図る。国の関与については、事前関与は事後関与に、権力的関与は非権力的関与に移行することを、また必置規制については基準の弾力化を基本とする。
- vii (地方税財源の充実等) 地方公共団体が事務事業を自主的・自律的に執行できるように、事務配分に応じた地方税財源を確保する。地方税については、課税自主権を尊重するとともに、地方における歳出規模と地方税の乖離を縮小する方向で充実する。地方交付税については、その総額の安定的な確保を図るとともに、算定方法を地方公共団体の財政需要を的確に反映できるものとして財政調整機能の充実を図る。地方債については、許可制度の弾力化・簡素化を図り、地方債発行の条件整備（地方債市場の整備育成、資金調達方法の多様化等）を行う。
- viii (補助金等の整理合理化) 補助金等については、地方公共団体の事務として同化・定着・定形化しているもの等について一般財源化を進め、奨励的補助金については基本的に縮減を図る。国庫負担金等については国と地方の役割分担の見直しと合わせて整理を行う。補助金の一般財源化に当たっては、同時に地方一般財源の確保を行う。
- ix (地方行政の充実) 地方公共団体は、住民参加の確保、情報公開の推進、行政手続の適正化・透明化、自己点検のシステムの整備、行政能力の向上の努力、組織・機構の見直し・定員管理の適正化等、自治にふさわしい行政の創造に努めるべきである。
- x (地方分権に関する委員会) 地方分権を計画的に推進するため、その計画の具体的指針を策定し、政府に対して計画の策定と推進を勧告する地方分権推進委員会（仮称）を早急に設置する。
- xi (地方分権推進に関する法律) 以上の考え方を実現し、前記の役割りを持つ地方分権推進委員会（仮称）を設置するために、次期通常国会の早い時期に地方分権推進に関する法律案（仮称）を提出し、その成立を期す。

8 前記の与党地方分権プロジェクトの現段階における課題整理は、政府の大綱策定が間近に迫っている状況の中で、地方分権の推進の大枠を示したものに過ぎない。例えば、地方分権推進委員会（仮称）についても、その役割、委員や事務局のあり方等については、これから検討となる。

こうした抽象的表現について、一部にこれまで論じられてきた地方分権推進の理念からして後退であるという指摘がある。しかし、新しいことを成し遂げようとするなら、そこに障害がつきまとうのは当然のことであり、短絡的な議論は避けねばならない。

現段階において、抽象的にしか表現できない事項についても、法案化作業の中では明確化が迫られてくることは間違いない。その意味で、与党地方分権プロジェクトは、政府の地方分権推進に関する大綱の策定を待って、引き続き懸案事項についての検討を進めるとともに、政府の法案化作業について環境整備に努め、これをバックアップすることとする。

与党地方分権プロジェクトの現在までの審議状況

- 第1回 11月 1日・責任座長選出（自民党の鎌田参議院議員）
　・運営の方法等についての確認
　・内閣内政審議室から政府の地方分権部会の動向について説明聴取
　・自治省から地方制度調査会・地方6団体の動向について説明聴取
- 第2回 11月 9日・地方6団体から「地方分権の推進に関する意見書」について説明聴取
　・今後の進め方についての協議
- 第3回 11月 10日・政府行革推進本部の作業状況聴取
　・地方制度調査会答申素案の説明聴取
- 第4回 11月 15日・自治労から「分権自治構想」についての意見聴取
　・地方分権についてフリートーキング
- 第5回 11月 22日・政府行革推進本部専門員意見の要旨について説明聴取
- 第6回 11月 29日・3党の考え方についての説明
　・地方分権の推進についての申し入れ案（4項目）の決定
　・責任座長交代（社会党の畠山衆議院議員へ）11月30日与党政策調整会議への報告
- 第7回 12月 1日・政府行革推進本部の作業状況聴取
　・「基本的考え方」論点整理作業①
- 第8回 12月 6日・「基本的考え方」論点整理作業②
- 第9回 12月 8日・「基本的考え方」論点整理作業③
12月 8日 3座長、総務庁長官と懇談
- 第10回 12月 13日・政府の大綱方針案骨子について総務庁から説明聴取
　・申し入れ案（3項目）の決定
12月 13日 与党政策調整会議へ報告、了承
- 第11回 12月 15日・与党プロジェクトの「基本的考え方」に向けての草案について説明・討議
12月 15日 官房長官、自治大臣へ申し入れ
12月 16日 総務庁長官に申し入れ
12月 20日 プロジェクト座長会
- 第12回 12月 22日・政府大綱方針案について説明聴取
　・与党の対応についての協議
　・法案の取り扱いについての申し入れの決定
　・今後の進め方についての協議
12月 22日 与党政策調整会議へ報告
12月 23日 プロジェクト座長会
- 第13回 12月 24日・与党の対応についての協議
12月 25日 政府「地方分権の推進に関する大綱方針」閣議決定

「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の見直し — 新ゴールドプランの概要 —

高齢者介護の充実と子育て環境の拡充は、21世紀に向けた最大の政策課題の一つである。社会党がこれまでもっとも力点を置いてきた分野でもある。われわれは、95年予算編成において、現在のゴールドプランを質量とも全面的に見直し、新ゴールドプランを95年度からスタートさせるために全力をあげた。その結果、子育て支援計画（エンゼルプラン）と併せ、所期の目標を達成することができた。財源の制約のために、両プランの水準と内容は、それぞれに不十分な点もあるが、近い将来、再度見直す機会をつくり、国民の期待に応えていきたい。

厚生省

すべての国民が安心してその老後を送ることができるよう、現行の「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を全面的に見直し、「新ゴールドプラン」を策定、平成7年度からスタート。
(12月18日 大蔵・厚生・自治3大臣合意)

1. 整備目標の引上げ等（平成11年度末までの当面の整備目標）

(1) 在宅サービス

・ホームヘルパー	10万人	→	17万人
（ホームヘルバーステーション	—	→	1万か所）
・ショートステイ	5万人分	→	6万人分
・デイサービス	1万か所	→	1.7万か所（デイケアを含む）
・在宅介護支援センター	1万か所	→	1万か所
・老人訪問看護ステーション	—	→	5,000か所

(2) 施設サービス

・特別養護老人ホーム	24万人分	→	29万人分
・老人保健施設	28万人分	→	28万人分
・高齢者生活福祉センター	400か所	→	400か所
・ケアハウス	10万人分	→	10万人分

(3) マンパワーの養成確保

・寮母・介護職員	—	→	20万人
・看護職員等	—	→	10万人
・O.T・P.T	—	→	1.5万人

2. 今後取り組むべき高齢者介護サービス基盤の整備に関する施策の基本的枠組みの策定

《基本理念》

利用者本位・自立支援、普遍主義、総合的サービスの提供、地域主義

《サービス基盤の整備》

- (1) 在宅サービス
 - ・かかりつけ医の充実強化
 - ・ケアプランの策定
 - ・配食サービス、緊急通報システムの普及
- (2) 施設サービス
 - ・特別養護老人ホームの基準面積の拡大（個室化の推進）
 - ・充実した介護力を整えた老人病棟の整備推進
 - ・福祉用具の積極的導入による施設機能の近代化
- (3) 寝たきり老人対策 <新寝たきり老人ゼロ作戦の展開>
 - ・地域リハビリテーション事業の実施、市町村保健センターの整備
- (4) 痴呆性老人対策の総合的実施
 - ・痴呆性老人の治療・ケアの充実（グループホームの実施等）

《支援施策》

- (1) マンパワーの養成確保
 - ・養成施設の整備、研修体制の整備
- (2) 福祉用具の開発・普及の推進
 - ・福祉用具の研究開発・普及の促進
- (3) 民間サービスの活用
 - ・民間サービスの積極的活用によるサービス供給の多様化・弾力化
- (4) 住宅対策・まちづくりの推進（建設省と協力して推進）
 - ・シルバーハウジング等の高齢者対応型住宅の整備
 - ・高齢者・障害者に配慮されたまちづくりの推進

《施策の実施》

これらの目標を具体化するために、国、都道府県、市町村等がそれぞれの役割を踏まえ、適切に事業を実施するとともに、地方公共団体が地域の特性に応じて自主的に行う高齢者介護施策を支援。

3. 五年間の総事業費

9兆円を上回る規模

今後取り組むべき高齢者介護サービスの基盤の整備及び当面の整備目標の更なる充実について、消費税率の見直しに関連して行われる検討の中で、財源の確保を含め、改めて検討。

平成7年度予算における措置（主要項目）

新ゴールドプランの初年度として、ホームヘルパー等の大幅な増を図るとともに、特別養護老人ホームの面積改善等、当面緊急に措置すべき施策を実施する。

1 サービス基盤の整備

○ 在宅サービスの基盤整備

- | | | | |
|------------------------|----------|------------|--------------|
| (1) ホームヘルパーの増員 | 59,005人 | → 92,482人 | (33,477人 増) |
| (2) ショートステイ（短期入所事業）の拡充 | 24,274人分 | → 29,074人分 | (4,800人分増) |
| (3) デイサービス事業の拡充 | 5,180か所 | → 6,180か所 | (1,000か所増) |
| (4) 在宅介護支援センターの拡充 | 2,400か所 | → 3,400か所 | (1,000か所増) |
| (5) 老人訪問看護ステーションの拡充 | 700か所 | → 1,500か所 | (800か所増) |

○ 施設サービスの基盤整備

- | | | | |
|-----------------|-----------|-------------|--------------|
| (1) 特別養護老人ホーム | 212,019人分 | → 227,329人分 | (15,310人分増) |
| (2) 老人保健施設 | 139,811人分 | → 165,811人分 | (26,000人分増) |
| (3) ケアハウス | 23,700人分 | → 30,700人分 | (7,000人分増) |
| (4) 高齢者生活福祉センター | 200か所 | → 240か所 | (40か所増) |

2 基本的枠組みに基づく新規施策の実施

(1) 24時間対応ヘルパー（巡回型）の創設

従来、滞在型であったヘルパー派遣を、巡回型により対応できることとし、サービス供給体制の多様化を図る。

(2) デイサービスE型（痴呆性老人向け毎日通所型）基準の弾力化

補助対象定員等の基準を弾力化し、痴呆性老人に対する在宅サービスの充実を図る。
・補助対象定員 8人以上 → 5人以上

(3) 特別養護老人ホームの居室面積の拡大

高齢者の生活の継続性を尊重した施設環境の整備を推進するため、居室面積の拡大を図る。

・1人当たり補助基準面積 30.83m² → 34.13m² (3.3m²の改善)

(4) 都市型小規模特別養護老人ホームの整備

都市部における小規模特別養護老人ホーム（定員30人）の整備を認め、都市部における整備の促進を図る。

ゴールドプラン主要項目 国別計上表(改)

現行ゴールドプラン (平成元年12月 3大臣合意)		新ゴールドプラン(平成6年12月 3大臣合意)									
		当面の整備目標	今後取り組むべき高齢者介護サービス基盤の整備(主要項目)								
1 数量	(1) 在宅サービス ホームヘルパー デリバリー・デイケア ショートステイ 在宅介護看護センター (2) 施設型介護 特別養護老人ホーム 老人保健施設 高齢者生活福祉センター	(数量 (注1)) <在宅> 1 0万人 1 0万か所 5万床 1万か所 <施設> 2 4万人 2 8万床 1 0万人 4 00か所 <マンパワー> 2 0万人 1 0万人 1 . 5万人 (平成7年度の新規施策) ・寝たきりゼロ ・作戦 ・長寿社会福祉基金 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本理念</th> <th>サービス基盤の整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 利用者本位・自立支援 2 普遍主義 3 総合的サービスの提供 4 地域主義</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 在宅サービス 2 ケアプランの策定の充実強化 3 配食サービス、緊急通報システムの普及 4 施設サービス </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホームの基準面積の拡大(個室化の推進) 2 配食サービスを整えた介護老人病棟の整備推進 3 充実した介護機能の近代化 ・福祉用具の積極的導入による施設機器老人化問題の緩和 4 地域或いはリレーション等の総合的実施 ・寝たきり老人対策、市町村保健センターの整備 </td> </tr> <tr> <th>支援施設等</th> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 マンパワーの養成確保 ・養成施設の整備、研修体制の整備 2 福祉用具の開発・普及の推進 3 民間サービスの活用 ・民間サービスの積極的活用によるサービス供給の多様化・彈力化 4 住宅対策・まちづくりの推進(注2) ・シルバーハウ징等の高齢者対応型住宅の整備 等</p>	基本理念	サービス基盤の整備	1 利用者本位・自立支援 2 普遍主義 3 総合的サービスの提供 4 地域主義	<ul style="list-style-type: none"> 1 在宅サービス 2 ケアプランの策定の充実強化 3 配食サービス、緊急通報システムの普及 4 施設サービス 		<ul style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホームの基準面積の拡大(個室化の推進) 2 配食サービスを整えた介護老人病棟の整備推進 3 充実した介護機能の近代化 ・福祉用具の積極的導入による施設機器老人化問題の緩和 4 地域或いはリレーション等の総合的実施 ・寝たきり老人対策、市町村保健センターの整備 	支援施設等	
基本理念	サービス基盤の整備										
1 利用者本位・自立支援 2 普遍主義 3 総合的サービスの提供 4 地域主義	<ul style="list-style-type: none"> 1 在宅サービス 2 ケアプランの策定の充実強化 3 配食サービス、緊急通報システムの普及 4 施設サービス 										
	<ul style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホームの基準面積の拡大(個室化の推進) 2 配食サービスを整えた介護老人病棟の整備推進 3 充実した介護機能の近代化 ・福祉用具の積極的導入による施設機器老人化問題の緩和 4 地域或いはリレーション等の総合的実施 ・寝たきり老人対策、市町村保健センターの整備 										
支援施設等											
2 施策			<ul style="list-style-type: none"> ・4時間対応ヘルパー(巡回型)の創設 ・ティサービスE型(痴呆性老人向け毎日通所型) 基準の強力化 ・特別養護老人ホームの居室面積の拡大 ・都市型小規模特別養護老人ホームの整備 								

(注1)市町村老人保健福祉計画を踏まえて平成11年度末までに緊急に行うべき高齢者介護サービス基盤の当面の整備目標である。今後、両省は、当該施設の推進に協力して取り組んでいくこととしている。

(注2)住宅対策・まちづくりの見直しに関連して行われる検討の中で、財源の確保を含め、改めて検討。

今回の少子対策のポイント

厚 生 省

【「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）の策定】

（平成 6 年 12 月 16 日）

少子化の一層の進行や女性の社会進出など子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、今後 10 年間における子育て支援のための基本的方向と重点施策を盛り込んだ、文部・厚生・労働・建設の 4 大臣合意による「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定。

【「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策等 5 か年事業）

の策定（平成 7 年度から平成 11 年度）】（平成 6 年 12 月 18 日）

「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）の施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、当面、緊急に整備すべきものとして保育対策等について大蔵・厚生・自治の 3 大臣合意により、平成 11 年度までの目標を定めた「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策等 5 か年事業）を策定。

1. 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）の策定

（平成 6 年 12 月 16 日 文部・厚生・労働・建設 4 大臣合意）

（策定のねらい）

- (1) 社会全体の子育てに対する気運を醸成し、企業・職場、地域社会などの子育て支援の取組を推進する。
- (2) 今後 10 年間において、文部省、厚生省、労働省、建設省が事業官庁として子育て支援の取組を推進する。

（基本的視点）

- (1) 子どもを持ちたい人が、安心して子どもを生み育てることができるような環境を整備する。
- (2) 家庭における子育てが基本であるが、家庭における子育てを支えるため、あらゆる社会の構成メンバーが協力していくシステムを構築する。
- (3) 子育て支援策は、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮する。

(基本方向)	(重点施策)
①子育てと仕事の両立支援	→ 育児休業給付の実施など多様な保育サービスの充実など
②家庭における子育て支援	→ 地域子育て支援センターの大幅拡充など 母子保健医療体制の充実など
③子育てのための住宅及び生活環境の実現	→ ゆとりある住宅の整備など
④ゆとりある教育の実現と健全育成	→ 教育内容・方法の改善など
⑤子育てコストの軽減	→ 育英奨学事業の充実など

2. 「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5か年事業)の策定(平成6年12月18日 大蔵・厚生・自治3大臣合意)

「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)の施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、当面、緊急に整備すべきものとして、平成7年度から、低年齢児の待機の解消や延長保育の拡大など現在強く求められている課題に対応し、平成7年度から5か年の目標を定めて保育対策等を実施する。

(1) 整備目標等

	平成6年度予算	平成11年度
・低年齢児(0~2歳児)保育	45万人	→ 60万人
・延長保育	2,230か所	→ 7,000か所
・一時的保育	450か所	→ 3,000か所
・乳幼児健康支援デイサービス事業	30か所	→ 500か所
・放課後児童クラブ	4,520か所	→ 9,000か所
・多機能化保育所の整備		5年間で1,500か所
・地域子育て支援センター	236か所	→ 3,000か所
・乳児保育、延長保育などの多様な保育サービスを提供するため、保育所の人的な充実を図る。		

(2) 平成7年度予算編成における対応

- ① 緊急保育対策等5か年事業の初年度として、公費約250億円(うち国費約125億円)の追加財源を措置する。(このほか、厚生保険特別会計において、国費55億円の追加財源を措置。)

この追加財源により乳児保育、延長保育等を推進するための制度を創設。

平成6年度予算 平成7年度予算(案)

(イ) 低年齢児保育促進事業の創設	0か所	→ 800か所
〔低年齢児の受入に積極的に取り組む〕 保育所にさらに保母1人を配置		

(イ) 産休・育休明け入所予約モデル事業の創設

0か所 → 1,400か所

〔産休、育休明けの乳児入所枠が確保された保育所に助成〕

(ロ) 開所時間延長促進事業の創設 0か所 → 3,763か所

〔長時間開所し、早朝・夕刻の保育ニーズに積極的に対応する保育所にさらに保母1人を配置〕

② このほか、5か年事業の初年度として、以下の施策を推進する。

(イ) 低年齢児（0～2歳児）保育	45万人	→	47万人
(ロ) 延長保育	2,230か所	→	2,530か所
(ハ) 一時的保育	450か所	→	600か所
(ニ) 乳幼児健康支援デイサービス事業	30か所	→	40か所
(ホ) 放課後児童クラブ	4,520か所	→	5,220か所
(ヘ) 地域子育て支援センター	236か所	→	354か所

社会党の新刊情報

最新刊

よくわかる選挙実務Q&A

A5判/160ページ/予価1,500円

選対実務者のための完全選挙マニュアル

後援会づくりから、選挙事務所の設立・運営、総務・組織・広報・演説行動・財政までを部門別に完全フォロー。選挙運動に関する実務的なノウハウを満載。95選挙を勝ち抜くために必読の一冊です。

12月中旬刊行予定につき、只今予約受け付け中!!

好評既刊

よくわかる
「新・選挙制度Q&A」
監修 日本社会党選挙対策委員会
A5判/80ページ/定価1,000円(税込)
政治改革4法の成立で、選挙はどうかわったのか、をQ&A方式でわかりやすく解説。

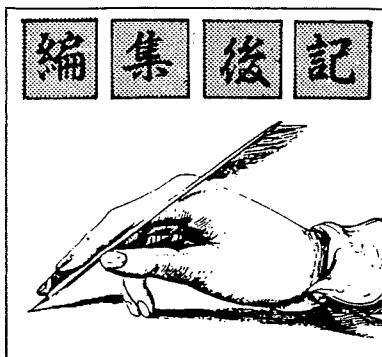
95election
選挙政策シリーズ1
重要政策Q&A 発売中

政権中軸政党・社会党の新しい重要政策（自衛隊・安保・税制・国際貢献・エネルギーなど）を1問1答で解説。
A5判/56ページ/定価600円(税込)

95election ●選挙政策シリーズ 第2弾自治体選挙政策集12月下旬刊行予定
お問い合わせ・お申し込み ●日本社会党機関紙広報委員会

電話 03-3592-7515、ファックス03-3581-3528

◆後世、二〇世紀はどんな時代といわれるのだろうか。非武装世界の実現を目指す見地からは、人類史上唯一の「大量殺戮の時代」といわれ、分権・民権・人権重視の立場からは、「國權至上の時代」などといわれるだろう。ところで、社会党のかかえる離党問題の本質が、議員それぞれの選挙区事情や生き残り作戦にあるとすれば、内閣や政党という公器が、私事によって揺さぶられていることになる。政争には理念や政策その他有権者の利害をめぐる大義名分が必要であり、自分の利害を動機としたそれは政治道義に反し、一種の政治腐敗と言わねばならない。この世纪は、國權至上主義がもたらした「道義頽廃の時代」と呼ばれることになる。◆細川政権下、総理に近い党幹部が極秘裡に自社連立の準備という「裏切り」を進めたとする怒りや、自民党を少なくとも三年間は野党にしておく必要があったのに、といった「自民党主敵論」が混乱の背景にある。たしかに、「自社連立はありえない」といっていた久保書記長をはじめ、党にとってこの政権は「一・一ラインの政治手法」よりも「をめざす苦渋の選択といえる。しかし、



中執の全会一致などみんなで決めた選択、さきがけとの合作による政権合意を受け入れた自民党、この政権によるその後の実績、など的事実をみると「自民党主敵論」の根拠は弱いのではないか。◆いま、社会党では選挙を戦えないとする声が、全国にあふれている。なるほど、宿敵自民との連立、基本政策の急速転換、不利な小選挙区制度という三点セットをほぼ同時に体験したような政党は、他国はない。大連立を体験したヨーロッパ社民政党も、その準備として政策転換には数年かけている。社会党はいま、大量離党者はもとよりのこと、「集団ヒステリ」を起こして何も不思議でない条件に置かれているのである。◆これに対しても山内閣と社会党が落着きを取り戻すためには、与党間の選挙協力に加えて、だれの目にも見える政策上の「仕事」で勝負するしかない。それは①国民の負担増に納得の得られる行政改革、②生産者と消費者の信頼関係をとり戻す農業改革、③有権者参加の政治をめざす国会改革、④軍縮と国際平和協力、⑤人権問題や戦後五十年への対応、などである。これらを通じ、国民の利益や正義に殉じる姿勢を示したい。(道)

政策資料編集委員会

委員長 関山信之
編集委員 大畠章宏 田口健二
緒方克陽 土肥隆一
鶴山篤 上山和人

薬科満治 温井 寛
石田武 石田好數
小川正浩 長谷川崇之
伊藤安博 西川洋

早川幸彦 河野道夫
浜谷惇 平塚博
石橋大吉 糸久八重子
西川洋

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 四五〇円

送料 七六円

年間購読料 六〇〇〇円(前納)

郵便振替 東京〇〇一八〇

四一八〇八二二

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

February 1995

No. 341

一九九五年二月一日發行
政策資料 第三四一號 每月一回一日發行
一九七五年一〇月九日第三種郵便物認可

<FOREWORD>

OOHATA Akihiro

Vice-Chairman of the Policy-Making Board

<FEATURES>

I. *Tax Reform Program for 1995 National Budget*

II. *What is the FY1995 Draft Budget aimed at?*

<DOCUMENTS>

On Reform of Special Public Corporations

(by Working Team on Administrative Reform)

Summary of the Draft Law on Government's Corporations

(by Working Team on Decentralization)

Outline of Decentralization Process

(by Working Team on Decentralization)

On Achievements of Decentralization Measures

(by Working Team on Decentralization)

Reviewing the 10-year Strategy for the Aged Welfare

政策資料 2月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 関山信之

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581)5111内線3880~4

FAX 03(3502)5857

**Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party of Japan**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

定価450円 (送料76円)